

第百三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 六 号

昭和六十年十二月十日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君

理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君

理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君

理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君

理事 池田 行彦君 理事 石原健太郎君

理事 内海 英男君 理事 鍵田忠三郎君

理事 菊池福治郎君 理事 塩川正十郎君

理事 田中 秀征君 理事 月原 茂晴君

理事 中村喜四郎君 理事 二階 俊博君

理事 浜田 幸一君 理事 堀内 光雄君

理事 上原 康助君 理事 角屋堅次郎君

理事 嶋崎 讓君 理事 新村 勝雄君

理事 山本 政弘君 理事 鈴切 康雄君

理事 日笠 勝之君 理事 田中 慶秋君

理事 瀬長亀次郎君 理事 三浦 久君

出席閣務大臣

國務大臣 藤波 孝生君

(内閣官房長官) 後藤田正晴君

國務大臣 加藤 紘一君

(防衛庁長官) 加藤 紘一君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 大森 政輔君

人事院 總裁 内海 倫君

人事院事務局長 網谷 重男君

管理局長 網谷 重男君

人事院事務局長 鹿兒島重治君

給与局長 鹿兒島重治君

人事院事務局長 叶野 七郎君

委員外の出席者

法務省矯正局長 関場 大資君

法務省矯正局保 馬場 敏高君

安課長 平林 博君

外務大臣官房在 竹島 一彦君

外務省主計局給 佐藤 謙君

大蔵省主計局主 佐藤 謙君

計官 佐藤 謙君

文部省高等教育 佐藤 謙君

局大學課長 佐藤 謙君

運輸省航空局管 中村 資朗君

制保安部長 中村 資朗君

運輸省航空局管 土井 勝二君

制保安部長 土井 勝二君

建設省道路局有 藤井 治芳君

料道路課長 藤井 治芳君

自治省行政局公 池ノ内祐司君
務員部給与課長
内閣委員会調査 室長 石川 健一君

委員の異動

十二月九日

辭任

田中 慶秋君

同日

辭任

塚本 三郎君

同日

辭任

池田 行彦君

同日

辭任

柴田 睦夫君

同日

辭任

田中 秀征君

同日

辭任

浜田 幸一君

同日

辭任

瀬長亀次郎君

十二月六日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

十一月二十八日

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する請願(上原康助君紹介)(第四

六五号)

同(江田五月君紹介)(第四六六号)

同(柴田睦夫君紹介)(第五一五号)

同(田中美智子君紹介)(第五一六号)

同(中島武敏君紹介)(第五一七号)

同(東中光雄君紹介)(第五一八号)

同(藤田高敏君紹介)(第五一九号)

スパイ防止法制定に関する請願(中川昭一君紹介)(第四六七号)

同(平沼赳夫君紹介)(第四六八号)

同(湯川宏君紹介)(第四六九号)

同(深谷隆司君紹介)(第四八四号)

同(武藤嘉文君紹介)(第五九二号)

ソ連抑留後遺証のシベリア孤児患者及び遺族の補償改善に関する請願(角屋堅次郎君紹介)(第四八二号)

同(元信亮君紹介)(第四八三号)

同(上原康助君紹介)(第五二二号)

同(浦野修典君紹介)(第五二三号)

同(小川仁一君紹介)(第五二三号)

同(山本政弘君紹介)(第五二四号)

中小企業専任大臣設置に関する請願(井上一成君紹介)(第四八五号)

同(井上一成君紹介)(第五一九号)

同(松前仰君紹介)(第五二〇号)

同(井上一成君紹介)(第五九三三号)

基準認証制度に関する請願(斎藤節君紹介)(第五一三三号)

同(中林佳子君紹介)(第五一四号)

十二月二日

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する請願(梅田勝君紹介)(第六二〇号)

同(浦井洋君紹介)(第六二二号)

同(経塚幸夫君紹介)(第六二三号)

同外二件(松前仰君紹介)(第一五二五号)
同(三浦久君紹介)(第一五二六号)
同(山本政弘君紹介)(第一五二七号)
同(瀬崎博義君紹介)(第一五二七号)
同(不破哲三君紹介)(第一五二七号)
同(養輪幸代君紹介)(第一五二七号)
同外二件(森中守義君紹介)(第一五二七号)
スパイ防止法制定に関する請願(愛知和男君紹介)(第一五二八号)
同(渡辺美智雄君紹介)(第一五二六号)
ソ連抑留後遺症のシベリア疎肺患者及び遺族の補償改善に関する請願(市川雄一君紹介)(第一五二九号)
同(古川雅司君紹介)(第一五二〇号)
人事院勧告の完全実施に関する請願(小淵正義君紹介)(第一五二七号)
同(塩田晋君紹介)(第一五二八号)
同(田中慶秋君紹介)(第一五二九号)
同(塚田延充君紹介)(第一五三〇号)
同(西田八郎君紹介)(第一五三一〇号)
同(横手文雄君紹介)(第一五三二号)
同(和田一仁君紹介)(第一五三三号)
は本委員会に付託された。

十二月六日

靖国神社公式参拝実現に関する陳情書外二件
(茨城県猿島郡境町議会議長篠塚正夫外二名)
(第一号)
靖国神社公式参拝反対に関する陳情書外二件
(東京都府中市西原町四の一四の一五井上圭典外二名)(第一号)
旧軍人・軍属恩給欠格者の処遇改善に関する陳情書(広島県山県郡豊平町議会議長松岡良次)(第三号)
昭和六十一年度軍人恩給改善に関する陳情書(埼玉県飯能市大字坂石七九二久保秀雄)(第四号)
人事院勧告の完全実施に関する陳情書外四十八

件(福井県坂井郡芦原町議会議長竹内正文外六十三名)(第五号)
中小企業専任大臣設置に関する陳情書外十件(宮崎県日向市議会議長柏田利彦外十名)(第六号)
行財政改革に関する陳情書外四件(兵庫県議会議長伊田安外十三名)(第七号)
行政改革反対に関する陳情書(那覇市久茂地三の九の二三比屋根清一)(第八号)
太陽と緑の週休の休暇制定に関する陳情書外四件(大阪府茨木市議会議長塩見喜朗外四名)(第九号)
筑波研究学園都市手当新設に関する陳情書(茨城県筑波郡谷田部町一の一の四山本正秀)(第一〇号)

国際青年年の諸施策に関する陳情書外一件(大阪府東大阪市議会議長東口貞男外一名)(第一一号)
部落解放基本法制定に関する陳情書外百二件(鳥取県倉吉市議会議長清水小弥太外百三十七名)(第一二二号)
非核三原則法制化に関する陳情書(岩手県九戸郡軽米町議会議長中野徳松)(第一三三号)
スパイ防止法制定促進に関する陳情書外一件(金沢市広坂一の九の一五大平勝馬外二名)(第一四四号)
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する陳情書外百六十三件(愛知県春日井市王子町一小林政治外千七百二十六名)(第一五五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の二部を改正する法律案(内閣提出第七号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。後藤田総務庁長官。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤田国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。本年八月七日、人事院は、一般職の職員の給与の改定を内容とする人事院勧告及び休暇制度の改定を内容とする人事院勧告を行いました。これらの勧告の内容を検討した結果、一般職の職員の給与については、本年七月一日から人事院勧告どおり実施することが適当であり、また、職員の休暇制度についても人事院勧告どおり実施することが

適当であると考え、これらをあわせて一般職の職員の給与に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず、給与改定の関係について申し上げます。第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、現行の職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を一級として職務の級の序列を編成し直すとともに、職務の複雑・専門化等に対応するよう、行政職俸給表(一)について現行の八等級制を十一等級制に改めるほか、関係俸給表についても所要の整備を行うこととしたしております。

第三に、航空管制官、特許庁の審査官及び審判官等の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした専門行政職俸給表を新設することとしたしております。

第四に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万円に引き上げるなどの改善を図ることとしたしております。

第五に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千元に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千五百円に引き上げるなどの改善を図ることとしたしております。

なお、昭和六十一年六月一日から児童手当制度が改められることに伴い、児童手当との調整について所要の改正を行うこととしたしております。

第六に、調整手当について、東京、大阪等の大都市等の支給割合を百分の十に引き上げるとともに、筑波研究学園都市移転手当についても、同様に支給割合の限度を百分の十に引き上げることとしたしております。

いる二分の一加算の限度額を月額七千五百円に引き上げることとしております。

第八に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する全額支給の限度額を月額二万円に、全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額四千円に、それぞれ引き上げるなどの改善を図ることとしております。

第九に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万四千八百円に引き上げることとしております。

次に、休暇制度の改定関係について申し上げます。

第一に、職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、勤務することを要しないこととしております。

第二に、休暇の種類は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とすることとしております。

第三に、年次休暇については、その日数を原則として年二十日とするともに、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができることとしております。

また、年次休暇については、その時期につき承認を受けなければならないこととし、各庁の長またはその委任を受けた者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないこととしております。

第四に、病気休暇は職員が負傷または疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、特別休暇は選挙権の行使、結婚、出産その他の人事院規則で定める場合における休暇として、これらの休暇は、人事院規則の定めるところにより、各庁の長またはその委任を受けた者の承認を受けなければならないこととしております。

第五に、休暇制度の整備に伴い、法律の題名を一般職の職員の給与等に関する法律に改めるとともに、目的の規定を改めるなど所要の整備を行うこととしております。

こととしております。

最後に、この法律は、給与改定については公布の日から施行し、昭和六十年七月一日から適用することとし、休暇制度関係については昭和六十一年一月一日から施行することとしております。

なお、以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置及びこの法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものとしております。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしております。具体的には、内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣は百七十二万五千円、國務大臣等は百二十五万八千円、内閣法制局長官等は百二十万二千円とし、その他政務次官以下については、一般職の職員の指定俸給表の改定に準じ、百二十五万五千円から八十九万円の範囲内で改定することとしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百二十五万八千円、大使五号俸は百二十万二千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定俸給表の改定に準じ、百一万五千円から六十五万九千円の範囲内で改定することとしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員の給与改定に準じてその額を引き上げることとしております。

こととしております。

第二に、委員手当については、常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を四万四千二百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万四千八百円にそれぞれ引き上げることとしております。

第三に、内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手当の支給割合については、当分の間、その例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律の規定中「百分の十」とあるのは、「百分の九」とすることとしております。

第四に、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になった者の俸給月額について、当分の間、特例措置を講ずることとしております。

第五に、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を百一万五千円に引き上げることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行し、昭和六十年七月一日から適用することとしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中島委員長 次に、加藤防衛庁長官。

すなわち、改正の第一点は、参事官等及び自衛官の俸給を改定するとともに、参事官等俸給表にあっては職務の等級の構成及び呼称を改め、自衛官俸給表にあっては新たに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄及び(二)欄等を設けることとしております。

改正の第二点は、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定することとしております。

改正の第三点は、職務の等級の構成及び呼称の改定、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄及び(二)欄等の新設等に伴い所要の規定の整備を行うこととしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める改正規定等一部の改正規定を除き、昭和六十年七月一日から適用することとしております。

また、一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中島委員長 これにて各案についての趣旨の説明を終わります。

明は終わりました。

○中島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。元信委員。

○元信委員 まず給与について伺いますが、これは人事院勧告を率こそ勧告どおり実施をするというものの実施月に至っては七月に値切る、こういう政府の決定、それを見ての給与法の改正、こうなつたわけでございます。まことに遺憾と申し上げるしかならぬわけでございますが、かねて政府は、鈴木内閣当時の人勧凍結、それを三年計画で段階実施するなどと言ってきたわけですが、それがそのとおりだとすればこそこれが最後ということ、来年は完全実施、こういうことにならうかと思ひます。かねがねそういうふうにおっしゃつてきたわけでございますが、法案提出の現時点においてそのお考えに変わりがないか、官房長官に伺いたいと思ひます。

○藤波国務大臣 来年度の人事院勧告の取り扱いにつきましては、今後も財政事情などが引き続き厳しいものと見込まれますが、給与は勤務条件の基本にかかわる重要な事項であることにかんがみまして、勧告の完全実施に向けて誠意を持って対処してまいりたい、このように考えております。

今、委員からお話がありましたように、五十九年度の政府の態度を決定いたしますときに、官房長官談話で、官民較差を三年間をめどに解消する、という考え方を示唆いたしておりました。その後国会における御質疑にもそのような考え方を述べてきたところでございます。その流れに沿つて、ことしも最大限の努力をして、六十年の態度決定をした。来年度に努力をしていくようにいたしました。このように考えておる次第でございます。

○元信委員 後藤田総務長官はかねがね、最大限の努力をしてきた、こうおっしゃつておるわけ

でございますが、来年度に向けてどのような努力をなさるか、決意を承りたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 五十九年度の給与改善を行うに際しまして、官房長官の見解を表明いたしました。その線に沿つて国会等でも、五十九、六十、六十一の三年で完全実施に向けてこれを行つたという方針であるということをお答えを申し上げましたが、その考え方には変わりはないと思ひます。

○元信委員 かつて政府は、将来財政事情がどのような事態になつても完全実施をするというのは内閣の方針である、こういうふうな国会答弁されたことがあつて、その後鈴木内閣に至つて凍結というふうな事態を見たわけですね。一遍国会で約束をしておいて、それがほごにされた経緯がある。そういうことになりまして、ことしの約束というの甚だ心もとないということになります。官房長官、もう一遍伺いたいと思ふわけですが、これはもう自民党内閣の命運をかけてのお約束というふうな承つてよろしうございしますか。

○藤波国務大臣 人事院勧告制度の趣旨にかんがみまして、これは最大限尊重して実施すべきものというふうな内閣は代々考えてきておるところでございます。非常に厳しい財政事情の中で鈴木内閣のときに凍結をするという事態が生じたが、これは、そのときもその後も、極めて異例なことであるというふうな表現をいたしました。公務員の皆さん方にさらにひとつ奮起してもらいたいというふうなお願いをしてきたところでございします。

今申し上げてまいりましたその流れを大事にいたしまして、来年度の人事院勧告の態度決定に向かつて最大限の努力をしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○元信委員 異例、異例が続いて、むしろ異例の方が多くなつていくからこういうことを心配しておつても押し問答になるであらう。人事院勧告を来年度は完全に実施するといふの

ですが、それは人事院勧告が出されるということに前提になるわけですね。人事院総裁、来年度も人事院勧告、給与改善の勧告を出す決意がありま

○内海政府委員 来年の問題でございしますから今ここで明確にいろいろ申し上げるということとは差し控へなければなりませんが、そもそも人事院勧告というものは、労働基本権を制約されておりました国家公務員に対する代償機能を人事院が営み、その措置として給与に関する勧告をいたすわけでございます。その勧告のものといたすのはやはり公務員の生活というふうなものを十分見きわめた上で行われるわけでございしますから、例えばことし、昭和六十年度が一応、時期の問題は別にしまして、私どもの勧告が尊重されて実施されることになりまして、その結果、あるいは来年度におきましてはその比率等においていろいろ問題があるというふうなことも考えられますけれども、私どもとしては、先ほど申し述べましたような趣旨に従つて問題を考えたと思ひますから、その時点になりまして、今申し上げましたような諸般の事情を十分勘案して、国家公務員の給与改善というところに最善の方策をとっていくように考えたと思ひ、その上で勧告というものを考えたと思つております。

○元信委員 ぜひ前向きに対応していただきたいと申し上げておきたいと思ひます。防衛庁長官に伺いたいと思ふのですが、防衛庁の給与も改善、そのことには異論がないわけですが、最近の防衛庁、自衛隊の中からいろいろな発言が出てきて、非常に問題じゃないかというふうな思ひます。特にあなたはシビリアンコントロールの強化に意を用いてきた、そんなふうな報道されておいて、私も承知をしていくわけでございます。このシビリアンコントロールを危うくするような事態が幾つかあつておられますので、きょうはこれを幾つか申し上げて、長官のお考えを承りたいと思ふわけでありまして、

まず、「月曜評論」という週刊の新聞がござい

す。そんなに大きな部数を持つて新聞じゃな

○空海政府委員 空海は防衛庁の公式的な見解であるか、まずその点から承りたいと思ひます。

○元信委員 スポークスマンというのは航空自衛隊の見解を外部に発表するものが仕事の人、こういうふうな私どもは承知をいたしておられます。こういう人たちが肩書をつけて、署名を入れて、あるいは写真入りで対外的に見解を外へ発表する、こんなものが個人的な見解だなどというようにすることは到底納得できないと思ひますが、長官いかがですか。

おるといのが主たる業務でございます。

○元信委員 到底そんなことは一般には受け入れられない見解だと言わざるを得ないわけですね。広報室長というのが肩書きで外へべらべらしやべって、しかもその発表の機関が一つは「朝雲新聞」、これは防衛庁がその発行部数の大部分を買い上げて内部へ配っている新聞じゃありませんか。そんなところへ発表しておいて、これが私的な見解だなどというのをだれが受け入れると思いませんか。あなたたちが内部でそんなことを決めたと言っても、内部でそんなことを決めたというようなことは外向きには何の意味もないわけですね。

僕はぜひ長官の御見解を承りたいと思うのですよ。こんなことを通しておけば、自衛隊というのは一体どういふ集団なんだ、これは常識も何も通らないじゃないか、こういうことになりませんか。長官、ひとつどうです。——長官に聞いています。

○加藤防衛大臣 従来から、防衛庁内の人間が外部に個人的意見を発表するときにいろいろ話題にもなりましたし、また問題の指摘もされておりましたので、防衛庁内部で所定の手続をしっかりと定めて、シビリアンコントロールに背馳することのないようにやっております。

佐藤一佐の発言につきましても、「月曜評論」以来ずっとその手続を正規に踏まれておりますので、手続に従った個人的な見解とお受け取りいただきたいと思っております。

○元信委員 正規な手続を経れば経ているだけ公式見解ということじゃないのですか。そうでなくちゃおかしいと思うのですよ。何にもなくていきなりぼんと出したというのであれば、それは個人的見解でわしは知らぬということに長官として出されたということは、これはますます公式じゃないのですか。

○央倉政府委員 私どももそうでございますが、自衛官も同じことでございまして、個人的な見解

を発表するということは、個人の言論の自由の立場から、それは一定の節度を守った上での話でございますが、許されてしかるべきものと考えております。

それで、先ほど私が申し上げましたような所定の手続と申しますのは、そういう意味での個人的な見解を発表する場合の所定の手続を踏んでいる、こういうことでございまして、個人的な見解を出すことはその限りにおいて差し支えないものと考えております。

○元信委員 でたらめなことを言うんじゃないよ。個人的であれば手続もへチマもないわけですよ。個人でほんとに言って、それはうちへ帰って発言したと同じことだろうが。それを、内部でチェックして手続を踏んでそれが個人的だと言え、そういうものは日本語を冒瀆するものだよ。

○央倉政府委員 先ほど申し上げましたように、防衛庁の場合におきましては、今までのいろいろな経緯がございまして、先ほど申し上げましたように、個人的な見解を出す場合におきましても所定の手続を踏んでいるわけでございます。おっしゃる通りに、通常の場合でございますれば、個人的な見解の場合には何らの手続も要せず個人的な見解を出すという例が多いかと思いますが、防衛庁の場合には、その場合におきましても所定の手続を踏んでもらうということ、一段とその意味では、個人的な見解を出すことについての制約といえますかそれにつきましてもおもしろいものがあるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○元信委員 到底そんなものは理解できないね。所定の手続を経たら、それは個人的じゃなくなるんだよ。個人的というのはあくまで、そんな所定の手続とか外へこういうことを言いますよというようなことを言わぬというのを言うのであって、もし全く個人的な発言にまでそういう手続が要するということがなれば、それこそ言論の自由を束縛するものなんですね。

しかも、何度か言うようだけれども、「広報室

長 一等空佐「そんな者が肩書きで大々的に外に意見を発表しておいて、それが個人的だなどというふうなことは、あなたが幾ら言っても全く世の中には通りませんよ。常識に反する。そういう意味じゃ長官は常識人だと思えますね。いかがです、こんなものが常識だと思えますか。言っていることがおかしいと思いませんか。」

○加藤防衛大臣 いわゆる公務員にも言論の自由があるかと思えます。したがって、防衛研究所の職員が論文を発表したり、東京大学、京都大学、北海道大学等国立大学のそれぞれの社会学方面の方が、いろいろな意見を自由に発表されておられるわけですね。この人たちは国家公務員であるわけですね。それは、それぞれの個人的な見解として発表いたしますわけですね。

ただ、私たち防衛庁の場合には、防衛政策はいろいろな論議を呼びますので、個人的な見解を発表する場合でも所定の手続を踏まさせていただきますけれども、それは内容をどういふふうなものにするかというところまではチェックいたしておりません。言論統制にならぬよう、検閲にならぬような範囲内で、どここの新聞に何月号にこういうようなテーマという範囲で申し出させているのが手続でございます。その内容をそれぞれの政策部門で一々チェックして、全部役所の精神に合致するような論文を書かせるという仕組みの手続ではないことを御理解いただきたいと思えます。

○元信委員 つくづく情けないことを承るものです。そんなことをおっしゃるとは思わなかった。

あなたがさっき言った何とか大学の話は、以前にアカデミックフリーダムの問題として挙げられていたわけですね。これはアカデミックフリーダムとは何の関係もない。そういう筋の違う話をごちゃごちゃにしていくという情けないやり方はやめてください。

例えば運輸省の広報室長が、国鉄分割・民営化はナンセンスである、気が違っていると思えない、こう仮に言ったとする。総務庁のさる高官が、給与の七月実施なんというのは憲法違反で、

政府がそうするなら公務員がストライキをやるのも当たり前だと言ったとする。こんなもの、とても個人的な見解として放置できぬでしょう。政府も、役人がやたら批判をするのじゃないと、この前たしかお達しを出したばかりだと思えます。そういう意味からいっても、加藤さん、あなたの言うようなことは世の中ではとても通らない。あなたもそんなことはとても通らないと本当は思っていると思うのです。しかし、この問題をずっとやっておいても水かけ論ですから、内容に入りたいと思うのです。

いろいろエキセントリックな文章でございまして問題は多いわけでございますけれども、まずこういうことを言っているわけですね。内容は、さっき言いましたように日航機事故の遭難の救助活動への批判への反批判ということだったわけですね。これに対していろいろ誤報道が多かったことを、昭和四十六年の零石事故と并列にとらえて、「この事故は、全日空機が一方的にジェットルートを逸脱して訓練空域に侵入した結果であり、しかも操縦席に機長は居なかったとしか考えられず、或はいたとしても前方を見張っていなかったため、訓練中の自衛隊機に追突し、何が起こったかわからぬまま墜落した事故であると確信しております」として「この事故を自衛隊の責任と認めているのは、当時のズサンな事故調査と、誤った先入観にとらわれたマスコミの誤報道をうのみにしているからか、あるいは別の意図的な反自衛隊活動の一環であるとか考えられない」と決めているわけなんです。

ところで、この零石事故は、刑事裁判は既に昭和五十八年九月二十二日に結審をしておいて、そこでは、原因はジェットルートJ11L内で訓練をしていた松島分遣隊、この訓練を企画した分遣隊と訓練に当たっていた教官に責任があるということで、この教官は禁錮刑になった。自衛隊側も、訓練を企画した側にも問題がありということ、当然かなり大量な処分をしたはずなんです。

そこで、長官に伺いたいと思えますが、もしこ

○元信委員 「月曜評論」の方はどうしました。
○央省府政委員 「月曜評論」と「朝雲」との佐藤さんの記事は違つてございます。「月曜評論」という、あれは週刊の新聞かと心得ておりますが、それと「朝雲」という、これも週刊の新聞でございしますが、私どもは多少かかわり合いが違つてゐるのかと思つております。

先ほど委員が御指摘になられましたように、「朝雲新聞」は、正規な意味で私どもの機関紙ではございませんが、世の中からは機関紙というふう

に受け取られる可能性のある新聞でございます。機関紙と受け取られる可能性のある新聞に、裁判批判と受け取られるかもしれない可能性のある部分があるとすれば、それについては御本人として訂正する気があるならば訂正をなすった方がよろしいだろうという判断はいたしました。

「月曜評論」はあくまでも防衛庁と関係のないミニコミ紙でございます。そこに先ほど来申し上げておりますように個人が個人の意見としてお出しになることにつきましては、私どもは関知をいたしておりません。

○元信委員 そういふのを語るに落ちると言うのですけれども、あなた自身もお認めになったように、防衛庁の機関紙と受けとめられるものにそういう肩書きで物を書く、それはあなたの方がどう強弁しようとも防衛庁の見解を表明したということにはかならない。これはあなたもお認めにならざるを得ないだろう。そこで幾ら首を振っておつてもだめだ。認められぬと言つて頑張りたい気持ちばかりではいけないけれども、世間というものはそういうふうに見る。あなたがおっしゃったとおりなんです。

微妙なことを言われましたけれども、この訂正をするについて内局がアドバイスをしたわけですか。

○央倉政府委員 内局がと申しますより、私個人が相談を受けて、そういうような考え方もあるなというのを申しましたことは事実でございます。

○元信委員 現場から官房長が相談を受けるのが個人だなどというふうなことは、役所の仕事というのとは一体どうなるのか。何年何月何日何時ごろに相談を受けたのかね。

○央倉政府委員 十月十一日の朝十時過ぎごろだったと思います。

○元信委員 勤務中に受けたわけだね。

○央倉政府委員 勤務中でありませう。

○元信委員 勤務中に個人的な話をするなどというふうなことは聞いたことがない。しかも仕事と関係のない、今夜一杯やるかとマージャンやるかとかいうことを言っているのじゃないでしよう。職務に密接に関係ある、というより職務そのものについて話をしたのが、個人的だなどと言うようなところに、あなたの方でたまたま、詭弁の馬脚があらわれていると言わざるを得ないです。

ところで、取り消したからいいじゃないか、こういうことなんですか。なかったことになる、こう思っていますか。長官どうですか。

○央倉政府委員 「朝雲」の記事については御本人が取り消しをしたわけですから、そういうことで、なかったというのだと思ひます。

○元信委員 同じ「朝雲」新聞にこういうおもしろいことが書いてあるから聞いておいてください。「しかしながら、これらの放言の恐ろしさは、例え後刻関川氏のようにわれわれに対してあやまられても、その言は電波のように伝わり、いつの間にか真実であるかのようにみなされてしまふところにある、仮に事実無根であることが証明されても、彼らは決して責任をとらないことである。」取り消したって言葉というのには広がつてしまつてどうしようもないのだと本人が言っているのです。それでもあなたのように言ひますか。

○央倉政府委員 「朝雲」新聞の記事につきまして、御本人が取り消すというのを言っておられるわけでございますから、先ほど来申し上げておりますように、もともと個人的な御意見として出したものを個人がお取り消しになった、それを私どもが防衛庁の立場でとやかく言う立場にない、こういうことでございませう。

○元信委員 こういう調子でどこまでも甘やかす、言いたいほうだいのことを言われても、そうやってかばってかばってかばいまくる、これはシビリアンコントロールの逆ですね。制服がやうたいほうだいのことをするの、背広がこれを汗を

ふきふき紙を持ってそのしりぬぐいに走り回る、こういうことじゃないですか。実際、あなたの姿はそんなふうに見えますよ。言っていることだって支離滅裂じゃないですか。個人だと言つたり、勤務時間中に個人的な指導をしたんだなんて、そんなばかなことは通ひませう。一体防衛庁内の職務というのはどうなっているのか。もしあなたがそういうふうなことでしたら、そういう疑問だつて当然わいてくるわけです。でたまたまきまるといふことを申し上げておかねばならぬと思うので

す。ところで、「月曜評論」というものに寄稿するといふことについては承諾されていたわけですか。

○央倉政府委員 「月曜評論」に寄稿します際も、佐藤一佐は所定の手續を踏んでおつたというふう聞いております。

○元信委員 公務員には政治的中立の義務があり、実力集団である自衛隊にはより一層それが厳しく求められるべきである、こういうふうな思いがあります。「月曜評論」という新聞は、ふだんそう目に触れるようなものじゃありませんけれども、なかなかこれは政治的な新聞なんです。『編集綱領』の中にも、「左翼全体主義から自由を護る」とか、一定の政治的な立場を鮮明にしている新聞です。いざば政治的な内容があるというふうに思うわけですが、こういうものに寄稿するということについて防衛庁としては何ら問題がない、こういう御見解ですか。

○央倉政府委員 私、「月曜評論」を読むことはございませうけれども、先生おっしゃつておられるように特に政治的な色彩が濃厚というふうにも思っておりませんでしものですか、今おっしゃるようなことまでは承知いたしておりますでし

た。なお、佐藤一佐が書いた内容につきましては、政治的な色彩は全くないかと思つております。

○元信委員 聞かないことに答弁しちゃだめですよ。「月曜評論」の表題の左側に「編集綱領」というのがあつて、その(2)に「月曜評論は左翼全体主

義から自由を護るための積極的言論活動を展開する。」とはっきり書いてあるわけですね。それで知らなかったなんというところは許されせんよ。改めて私がそれを指摘しますから、その指摘を踏まえた上で、今後どうですか。

○央倉政府委員 新聞の綱領について一々吟味をしてそれに対する対応をしていくといふことは、私どもとしてそれが適当なかどうか若干疑問があるように思ひます。と申しますのは、通常の商業紙におきましても、いろいろ綱領等において立場をはっきりさせておられるところもござい

ます。そういうことで、新聞としてのそういう綱領があるからといふことで、その新聞に対して特別なかわり合いの仕方をすること自体が政治的な色彩を帯びることにもなりかねないからでございませう。

○元信委員 何を言つておるのかよくわからぬな、全く。はっきり言つて、「月曜評論」にこれからも自衛官が寄稿していくといふことを認める、こういうことなんですか。はっきり言つてくださ

い、はつきり。

○央倉政府委員 そういふ機会があるかどうか存じませんが、特にそういう機会がありましたときに、「月曜評論」であるからだめだといふことにはいたす考えはございませう。

○元信委員 いろいろ問題があるわけですが、こういうことを言っているわけですね。

「われわれは正しい批判には謙虚でありたい。しかし朝日ジャーナルのように「サラリーマン軍隊・失業対策」等という悪意の放言は座視できない。われわれも文民の皆さまと同じく日本人である。しかも一生懸命努力して評価されないことに耐えられるような聖人君子でもない。」「座視できない」と言うからには、座つて見ちゃおれぬといふので、立つて何をするといいの。これは脅迫ですよ。実力部隊が座つて見ちゃおれぬと言ふのは、これは脅迫といふふうな受け取らざるを得ないと思ふのです。長官どうですか、こんなこと

ような考えはどうであらうかということを申し上げたことは事実でございます。翌日の十二日がたしか土曜日だったと思いますが、十二日の土曜日に私が話を受けたことでは、佐藤一佐もそういうことで了承して訂正文を出すということになったと聞いております。翌週の水曜日の「朝雲」の発刊だったと思いますが、翌週の水曜日の「朝雲」に訂正記事が出た、これが私の知っております事実でございます。

○元信委員 そうしますと、この「文芸春秋」にばかり詳しく書いてありましたけれども、こういうプロセスは事実無根ということですね。

○中央府委員 私がその場にいたわけではございませんので、完全に事実であるかどうかということについては申し上げかねる面がございますけれども、しかし、私がどういふことであったかというところで事後的にいろいろ話を聞いて見た限りにおきましては、「文芸春秋」に書いてあることはおおむね事実だと思えます。

○元信委員 そうすると、新聞記者がこれに関与をして、はし袋に訂正文を出して、それを参考にして訂正文を決めたということも本当だ、こういうことですか。

○中央府委員 御本人の新聞記者の方に伺ってみますと、はし袋であったかどうかかわらないけれども、自分の意見を書いたということはおっしゃっております。それから、そのときに同席しておりました者の話では、そういう御意見を新聞記者の方が言っておられるのは確かに耳にした、しかしながら訂正文とそのことは直接の関係はない、このように言っております。

○元信委員 言っていることが支離滅裂としか言えないですね。何か言ううとそこで首を振っておるようだけれども、どうも私にはそうとしか受けとれない。

全く個人的な見解を書いたにしては、今言ったお話を聞きますと、とても個人的な見解の後始末とは思えないわけですね。個人的に書いたのであれば、個人的に訂正しようがしまいが好いたよう

にすればいいじゃないか。訂正文を出すことにしては、前の文を出すときにまた「ああ、そうかい」と言っただけなら、こっちは「ああ、そうかい」ということになるはずでしよう。それをあなた、あつちへ持って回りこつちへ持って回りしてこね回しておる。しかもそれをこの場では公式には関知していない。こういうことになるというのはいかにもいじやないですか。

十一日の午前十時と言ったわけ、そのときにあなた、執務時間中に下僚から聞かれて返事をするのが、どうしてこれが個人的と言えぬのですか。そういう世の中の常識に全く相入れないようなことをしている。そこまですてこの乱暴きわるる論文について擁護をしていく。これはまことに異常な事態だと思えます。

かつて、栗栖統義議長がいろいろの発言をして物議を醸した。そのときに内局あるいは政府は一定の処断をしたわけですね。あれは、個人的な発言だなどと言って、見苦しくかばったようなことは一回もなかったと思うのです。また栗栖さんの方も職を賭しての発言であるということで、あつさりお引きになった、こういうふうに思えます。

こういうような三百代言まがいのことを言っている、僕はこの佐藤さんという方にもお考えをいたしたいと思うのですけれども、御自身そう言っているわけですね。一たん言葉が口に出た以上、後で取り消してもその力というものは消えることはない、それはそのとおりだと思います。そう言っておきながら、今あなた方が考えているような、全く個人的な問題として防衛庁は関知しない、こういう処理というものは、これから防衛費がどんどん膨らんでいく、そういう時代にあつて、今にまた軍人がふんぞり返る、「黙れ」と国会を一喝したことがかつてあつたさうであります。そういう時代が来るのではないか、まことに危惧をしないわけにはいかなないわけでありませう。重大な問題であるということをおし上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○石川委員 長代理 鈴切康雄君。

○鈴切委員 政府は、八月七日の人事院勧告を受けまして、十一月八日閣議を開き、公務員の給与改定を七月一日から人事院勧告どおり行うことを決定し、本法案を提出されたわけでありませうけれども、なぜ実施時期を七月一日からとしたか、その政府の考え方をまず伺ひたいと思います。

○後藤田国務大臣 このし給与改定に当たりましては、昨年度の官房長官談話で示しましたように、六十年度以降完全実施が仮にできないといつたような場合であっても、いわゆる積み残しの較差は、少なくとも五十九年度程度は解消をいたします、そして五十九、六十、六十一年度三年間で完全実施に向けて、我々としては、政府としては取り組む方針である、こういうお答えを申し上げたわけでございます。

そこで、一方でこういったことを踏まえると同時に、何といひましても、人事院の勧告制度というものは、現在の仕組みの中では、政府としては、国政全般への目配りはもちろんやらなければならなりませんけれども、これは最大限尊重して実施をしていく、そうすることによってこの制度を生かす。同時にまた、職員諸君の士気への影響であるとか各般の問題を考えなければならぬ。そういうことでことは取り組んだわけでございますが、何といひましても、本年度の歳入の見通しあるいはまた本年度中のこれから先出さなければならぬいろいろな歳出要因、これらを考えますと、昨年度以上に実際は厳しい状況にあることは否定できません。同時にまた、国民の行財政改革をやっておるというさなかにおける物の考え方、これも一方で考えなければならぬ。

こういうような各般のことを配慮しながら、少なくとも人事院勧告制度を五十九年度のようにいわゆる俸給表の改定ということはできるだけ避けるときであらうというように、厳しい客観情勢の中でありましたけれども、人事院勧告制度を一步でも二歩でも前進をさせたいといったようないろいろな考え方のもとに、最大限の努力をして、ことは万やむを得ず、やはり勧告どおり実施するけれども七月一日から実施をするというところにならざるを得ない、こういう結論になったわけでございます。

もちろん、職員諸君の立場に立てば御不満も残るだらうと思ひます。しかし、職員の方々の誠意についてはぜひひとつ御理解をいただきたい、そして、少なくともこれが勤務の上に悪影響を及ぼさないように私どもとしては心から希望のし、お願いもいたしたい、こういう考え方です。このし給与決定をいたした、かように御理解を賜りたい、こう思うわけでございます。

○鈴切委員 公務員の給与改定に関する取り扱いが閣議決定されたと同時に発表された官房長官談話並びに総務庁長官談話、これを見させていたいただいたわけでありませうけれども、官房長官談話には、「公務員諸君は、今回の給与改定が現下の厳しい情勢の下において決定されたものであることを十分理解され、国民の信頼に応え、一段と公務能率及び行政サービスの向上に努めるよう期待するものであります。」と書いてあります。それからまた総務庁長官所感には、「今後とも一層職務に専心し、公務能率及び行政サービスの向上に努めるよう強く要請するものである。」と書いてあります。公務員としてはこんなことはもう当たり前のことでありまして、公務員の皆さん方も一生懸命やっているわけでございます。

この談話または所感から受ける感觸といひましようか、これをずっと読んでみますと、政府が一方的に、今回これだけの努力をして給与を改定したんだから文句を言わないでやりなさいよ、こういうような感じだけしか受けられないわけでありまして、長い間給与を凍結をした、抑制をした、本当に申しわけないという反省というものは、使用者として何ら誠意がにじみ出ていない、また全く感じられない。一方的に使用者としての立場だけを言い張るということは、少なくとも労働基本権の代償機関としての人事院勧告を尊重しなくてはならないという政府の立場からいへば、も

不完全実施の連続によりまして人事院勧告制度が根本から揺れ動いている今日にあって、制度自体がしっかりと定着しない限り、いつまでも完全実施されないという不安が公務員には残っています。うわけです。

その意味で、総務庁長官の所感の中に、「来年度以降においては人事院勧告の完全実施へ向けて誠意を持って対処する」とある、このことについてお伺いしたいわけでございますけれども、このことは、総務庁長官の従来の発言からすれば、どんなことがあっても来年から責任を持って完全実施いたしますという決意を述べたものである、そ

のように解釈してよろしうございましょうか。

○後藤田国務大臣 これは鈴切さん、私はこの委員会でも何回も、五十九、六十、六十一年度でどんなことがあってもこれは毎年毎年できれば完全実施するんです、しかしながら万一それができなくても、そういった三カ年間で解消を圖っていく方針である、こうお答えしているのですから、それでひとつ御理解を願いたい、かように思うわけでございます。

○鈴切委員 いや、それはいつも言われながら肩透かしをされてきているだけに、公務員の皆さん方からは、総務庁長官がそんなこと言ったって、我々は今まで凍結、抑制で、実際に人事院勧告完全実施という現実をつかんではいないじゃないか、こうおっしゃるから、私はあえて公務員の皆さん方を代表して申し上げるわけです。

そこで、昨年の十二月十三日、衆議院内閣委員会であなは、「本年を含めて三年間で政府としては完全実施をやるという方針を示すこと」によって一般職員に安心感を与えたい、という考え方で、昨年の官房長官談話が出されたと答弁されております。これは議事録に載っております。という事は、これは七月実施であるけれども、来年度以降は間違いなく完全実施をします、こういうことですね。その点だけははっきり言っていたのかないと、公務員の皆さん方もあやうく聞いておられるし、ひとつはつきり言ってください。

○後藤田国務大臣 だから、今鈴切さんがお読みになられたような考え方で、ことしの給与改善に当たっては、従来どおりのやり方でなくて、少なくとも一歩前進をしたやり方でやっておるのだ、ここはぜひひとつ御理解をいただきたい。

来年どうするのだということでございますが、これも先ほど来お答えしておる通りに、三カ年間で完全実施をやっていく方針であるということをお答えさせていただきたい、かように思います。

○鈴切委員 一歩前進ということについては、見方によってはそうだとも思います。思いますけれども、完全実施がされていない以上はこれを評価

するということも難しい問題です。しかし、昨年

総務庁長官が言われた、いわゆる三年間にその問題を解消したいということと今回の一歩前進とが本当に完全実施に結びつくのかどうか。あのときああいうふうに言ったけれども、実際来年になつてみたら、いつの間にか四月一日の実施が六月一日になったとか五月一日になったとかということではお話にならぬわけでございます。今回の不完全実施ということについては、公務員としても次の希望をつながなくてはならないわけですから、そういう意味において、三年間段階的にというあれと今回の一歩前進とは全くばらばらのものでなくて、完全実施に向けて、それは間違いなく約束します、こうおっしゃってください。

○後藤田国務大臣 鈴切さん、余り御心配なさらないで、私はしばしばお答えしておりますように、三年間で完全実施をする方針であるということとひとつ信頼をさせていただきたい、かように思うわけでございます。

○鈴切委員 そのようにおっしゃるのを、あえて信頼できないと言わなければならないでしょう。信頼せよと言ふのですから信頼をしますけれども、その信頼を裏切らないようにやっていただきたいというのを強く要求いたします。

人勧の抑制や凍結は、昭和五十四年の指定職の実施時期のおくれに始まりまして、今日まで実は七年続いているわけです。公務員自体もこれ以上我慢できないというところに来ているわけでございますけれども、ことしの給与改定は、過去二回の政府による異例の俸給表つくり直しを回避したとはいっても、実施は七月でございます。七月といえは一般には単に三カ月分だけの抑制のように聞こえますけれども、六月の期末・勤勉手当の分が約二カ月分あるので、全体としては五カ月分の抑制ということになります。昭和五十四年以降の給与抑制により、公務員は大変に損失をしているというふうに私は思いますけれども、本年分を含めて損失額というのはどれぐらいと計算されま

しょうか。

○鹿児島政府委員 完全実施された場合とこれま

での扱いということで、一応の試算でございますが、本省庁勤務の職員で申し上げますけれども、現行の等級俸で申し上げますと、まず課長クラスの場合、一等級六号俸と仮定いたしまして約百六十七万円ぐらいでございます。それから課長補佐クラス、現行の四等級十一号俸でございますが、約八十二万円ぐらいでございます。それから係長クラスでございますが、五等級七号俸で約六十八万円でございます。それから係員は、七等級五号俸ということになりますと約四十四万円という試算でございます。

○鈴切委員 臨調や行革審の答申ではこういうふうに書いてありますね。人勧実施に伴う総人件費の膨張については、事務・事業の整理、定員削減等によって抑制すべきであると言っておりますけれども、実際には個人の給与改定を抑制すべきだとは言っていないわけですね。

一般会計に占める給与費というのは、五十年度の七割から本年度は四・七割にも減少を示しております。退職金も二度にわたり減額され、例年の人勧不完全実施による損失額も、今人事院から答弁があったとおり多額になってきております。また共済の掛金のアップあるいは物価の上昇等があり、このような状況の中においては公務員の生活は実質マイナスになってきていることも事実です。

公務員に会いますと、近ごろは本当に苦しい、共済の方も上がるし、物価も上がるし、本当にうちへ帰るにもいい顔して帰れない、私はそういう声を聞きます。さらにこのことが、公務員の士気に影響を与えていることもまた事実であります。だから、政府の方としては、こういう状況を深く反省して、七月一日と言わずに、ことしこれから完全実施をせよと私は申し上げたい。申し上げたいけれども、それはもしそういうことであれば、少なくとも来年は完全実施をするということでは進めていただきたい。

人事院は、八月七日に、国会及び内閣に対し

て、公務員給与を本年四月から五・七四%改定す

るように勧告をしました。公務員給与は、昭和五十六年以降連続して抑制されているわけでありまして、このような状況の中で勧告を行った人事院総裁としては、相当御苦勞されたというふうに私も推察してあります。そこで人事院総裁に、本年の勧告に当たって一番苦勞されたということは何か、また勧告の特徴はどういうところに

出そうとされているか、その点について伺いします。

○内海政府委員 私どもは、公務員の待遇がよりよく改善されるということについてはもう四六時中考えておるわけでございますし、あるいはまた、公務員がその勤務において極めて適確に勤務されるように条件も設定していく、このことにも非常に大きな配慮をし続けておるわけでございますので、本年の勧告において特に何で苦勞したとかというよりも、大変大きな言い方でございすけれども、私は総裁になりましたたまたま二回目の勧告をやりましたけれども、一日としてそういう苦しみから逃れておるといふことはないのでございまして、苦勞の連続でございます。

それにしまして、こういうふうな状態の中におきまして、私自身、各省の人事当路者あるいは職員団体の人たちからもいろいろ意見も聞き、状況も聞きました。また、私自身できるだけ現実の勤務の状態も見たいということで、かなり多方面に現場に参りまして、その場において勤務の実態と意見も聞きました。その勤務の実態というものは、少なくとも私が見ました限りは本当に厳しいものでございまして。大変大きな言い方かもしれませんが、本当によく耐えてこの仕事に当たっておられるというふうに、私は実感しております。

そういう意味から、この人たちにせめて私どもが行う勧告というものはぜひ完全に実現していただきたい、こういうふうに思ったわけでありまして、これが私どもが非常に苦勞しておることであり、大変率直に申し上げた私の所感でございます。

そういうことでございますから、今年政府でお示しになった方針というものの、あるいは今回給与法の改正案として出しましたもの、これは確かに七月からという点で、私どもの勧告に対する完全実施という点ではまだ私どもも満足はいしたしかねますけれども、しかし、私どものそうしたものを、政府として、先ほど総務庁長官が御答へにされましたように、最大限いろいろ御検討くださって、実現に向けて努力をいただいておりますというところについては、私はやはり現場において公務員の実態を見て、一歩二歩前進するということについて、私もこれを了承しなければならぬ。しかし、私どもが、やはり何としてもぜひ、しかも常に悩まながら申し上げなければならぬことは、これがいかなる場合においても私どもが勧告する限りこれを完全に実施していただきたいということとでありまして、ただいま御質問くださったことへの果たして答弁そのまゝになったかどうか私どもわかりませんけれども、私の心境を一応申し上げておきたいと思ひます。

○**給切委員** 俸給表の配分についての考え方でございますけれども、本年の俸給表は、報告文を見ても、どこに配分の重点が置かれていたのかよくわからぬ状態でございますが、昨年であれば世帯形成層などに配分の重点が置かれておりましたけれども、本年の俸給表の配分の重点はどこに置かれていたのか、その点について御説明願ひたい。

○**鹿児島政府委員** まず一般的に申し上げますと、民間の初任給は引き続き上昇傾向にございまして、原資五・二％の範囲内で初任給の引き上げということに配慮をしたということが一つございまして。

それから、今お話がございました中堅層でございますが、これもやはり世帯形成層、この辺に重点を置かざるを得ないということで、この辺につきましても手厚い配分を行っております。

いま一つは、管理職につきましても、従来いろいろいささかございまして、その中では比較的重点的に配分をしたということでございまして。

なお、俸給表別に申し上げますと、それぞれ水準のバランス等の問題がございましてけれども、例えば大学助手との均衡を配慮いたしました若手の研究職、それから職名等級でございまして、いわゆる刑務官、公安職の俸給表等につきまして重点的に配分を行っております。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○**給切委員** 人事院は、ことしの給与勧告の中で、俸給制度の改正について等級構成の再編整備、号俸構成の整備等を挙げておりますけれども、等級構成の再編整備及び号俸構成の整備という制度改正を手がけた基本的な考え方及びその対象となるものはどのようなものか、それについてお伺ひします。

○**鹿児島政府委員** 既に御承知のとおり、現行の俸給制度は昭和三十三年に骨格がございまして今日に至っております。その間、社会経済の変化に伴いまして、職員の職務の内容あるいは職制の立て方等大きな変化がございまして、現在の俸給表のままにいたしておきますと一つの等級の中に幾つかの官職が混在をする、その結果、現在の国家公務員法にありは給与方法で定めております職務の内容と責任に應じた給与ということが必ずしも十分に実現ができないということがございまして、行政職の俸給表の（一）表で申し上げますならば、現行俸給表で申しますと、新二等級あるいは新四等級、新五等級という新しい等級を新設することによりまして、職務の内容をより一層明らかにしようといったことが等級を新設した理由でございます。

それから号俸につきましては、御承知のように本年の三月三十一日から定年制が実施されまして、一般的に申しますならば職員の在職期間が延長されるということになってまいりました。したがって、この定年制に見合った形で昇給がございまして、号俸の延長を図るということにいたしましたわけでございます。

○**給切委員** 俸給表の改善率を見ますと平均五・二％程度の改善となっておりますけれども、新等級に格付される人はプラスアルファの改善率になりますね。新等級に行く人とは行かない人では昇給率に差が過ぎ過ぎるのではないかとふうに考へます。新二と新四、新五に移行する人について、職務給の原則から十分に審査して、単に年功序列で事務が評価されることのないように配慮をしていくべきだと考えますけれども、人事院としてその点どうお考えでしょうか。

○**鹿児島政府委員** 改正の趣旨はお話のとおりでございます。新二と新四、新五に移行することによりまして、例えは新二等級の中に課長と準課長が混在いたしております。したがって、課長を新二等級の方に格上げをするということになってまいります。そういった措置をとりますとこれは一種の昇格でございますので、昇格に相当する昇給率といひますか、アップがやはり行われるということになるわけでございます。ただ、当初の年でございますので、一応その水準は現行の等級よりもおおよそ三分の一程度高いという水準に定めております。これは今後の民間実態等の調査によりまして今後さらに検討を進めていくことになるうかと思ひますが、そういう形で新しい等級への移行を図るということにいたしていただくわけでございます。

かということについてお聞きしたいと思ひます。

○**鹿児島政府委員** まず、専門行政職俸給表をつくりました趣旨でございますけれども、これは従来は行政職（一）表の中でそれぞれ処遇してまいりましたわけでございますが、それぞれの職務の内容あるいは採用の形態等を見ますと、現行の行政職（一）表では必ずしもその処遇が適切ではないということ、新しく専門行政職俸給表というものを設定いたしましたので、その内容にふさわしい処遇を図るということにいたしましたわけでございます。

具体的には、現行の行政職（一）表でございまして、下位等級におきましては八等級、七等級、六等級という形で昇進をしていくわけでございますけれども、例えは典型的な職種で申しますと、特許の審判官の場合、そのほとんど大部分が上級甲からの採用者ということでございます。独立して責任を果たすということでございます。したがって、下位の等級を統合いたしまして、その職務の内容にふさわしい格付を図るということにいたしましたわけでございます。

そして内容につきましては、今申し上げましたように特許の審判官でありますとか航空管制官等が代表的なものになるわけでございますが、職務の内容が極めて専門的であり、また採用形態につきましても高度の専門的知識を必要とするということで、新しい給料表の適用をいたしておるわけでございますので、今後こういう職種が新しく出るかどうかということはまだこれから問題でございますが、さしあたりは約六千七百人弱ぐらいこの範囲に格付をいたしておりました、この適用範囲ということで当分は推移するというやうに、私どもは見えておるわけでございます。

○**給切委員** 号俸構成の整備についてでございますけれども、既に俸給表の枠外に出してしまつた人たちは、昇給は延伸または停止となつておる人たちがございまして、今回の勧告で、定年制の実施に伴う処置として号俸を原則三号延伸されたことにより、枠外にいた人が何人いて、そのうちどれだけの人が救済されるようになるのか、行

(一)と行(二)について具体的にお伺いいたします。

○鹿兒島政府委員 先ほども申し上げましたように、定年制の実施というものを前提にいたしまして、一定の級につきましては号俸を二ないし三号延長いたしたわけでございますが、お尋ねの行政職(表)につきましてトータルの数字を申し上げますと、現在三千三百六十人の枠外号俸の適用者というものがございしますが、三千三百六十人のうち三千二百七十四人が枠内の号俸ということになります。また、行政職(表)について申し上げますと、現在千七百二十二人の枠外号俸者がおりますが、そのうち千六百九十五人が枠内の号俸ということになります。

○鈴切委員 実は、きょうは四十五分間ということになっておりますので、もう十二時になりまして私の持ち時間がございせん。本日は、これからはもうに休暇の問題等も含めて御質問申し上げたいというふうには思っておりますので、一応終わらせていただきますけれども、人事院は当然民間給与というものに準じていろいろ調査をされて勧告をされるわけですから、私はその勧告というものを非常に高く評価をいたしております。私がきょう申し上げたいことは、総務庁長官、いすれにしても完全実施というものは厳粛に受けとめていたでいて、ぜひそういう意味において完全実施をやつていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○中島委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 今回の給与法改正案は、国家公務員の給与について平均五・七四%増額の給与改定を行うということで、こういう形で、額的には勧告どおり、しかし現実には本年の七月一日から実施となっておりますけれども、ここで先ほどから問題になっておりますように、約三カ月間おくらせたということになっているわけでありまして、これらの三カ月間おくらせた理由を再度確認したいと思ひます。

○後藤田国務大臣 政府としては、勧告を最大限

尊重して、でき得べくんば四月から実施というところで努力したことは事実でございます。ただ、何といましても今日の厳しい財政事情、さらにはまた国民の公務員の勤務に対するいろいろな批判、こういうものも頭に置いてやらざるを得なかった、七月からということにせざるを得なかったということでございます。

そのうちの財政事情の問題について考えてみますと、ことしの財政の実情が、まだ補正予算を組んでおりませんからどうなるかわかりませんが、実はその見通しさえ立たないというぐらゐの厳しい状況でございます。歳出要因がいろいろあるようでございますし、同時にまた節約等も、もともと六十年年度予算が厳しい財政の客観情勢のもとの予算編成であつただけに、毎年の節約といつても実はそれだけの節約が出ないといつたような状況もあります。それからまた税外収入についても、従来から実は随分無理をして吐き出してもらつてゐるわけでございますから、これ以上はなかなか出ない。それからもう一点は税収の見通しなのですが、これが当初見通しとどうなりましか、まだ最終の段階に至っておりませんが、我々が予想しておつたほどにはならないのではないかといったような状況もございします。

こういった諸般の事情を考えまして、そこでやむを得ず七月一日ということにならざるを得なかった、こういうことでございます。

○田中(慶)委員 総務庁長官は、八月二十日の時点で、人事院の勧告をされた後に、完全実施に向けて努力をいたしますということで、この席上で答弁ございました。私たちは少なくとも、そのときの完全実施というものは五・七四を四月一日にさかのぼつて、こういう前提で理解もして、私は長官にこの問題について、人事院制度の問題や過去の経過からして、完全実施を再度要求しておいたわけでありまして、しかし残念なことに七月一日実施、ということとは三カ月間切られたといひますか、表現がよくないかわかりませんが、今日までも、七月一日から実施ということとは、今日まで

の長官の努力が、逆にここでわずか三カ月おくらせたことによって評価が違つてまいりますし、今までの経過からすると、値切らなければ損だな、こんな感じが根底にあるのではないかと思うので

す。例へば国民の感情といったところで、過去の人の経過なりこ二、三年の経過からすると、その積み残し分、あるいはまた民間との較差の比較の中で行われております人事院勧告でありますから、そういう点では、この人事院勧告の完全実施というものは私にはそう明確な国民の批判というものはないと思ひます。あるいはまた、今財政事情ということをお尋ねしておりますけれども、人事院は、少なくともこの勧告の方式は、財政事情やすべてを考慮に入れて、民間との較差とかいろいろなことを考慮し、大所高所からこの勧告をされてゐるのではないかと、私はこんなふうにも理解しております。こういうことを含めて、税外収入の問題等々述べられておりますけれども、少なくとも四月一日というものは人事院勧告の法的根拠からしても実施をすべきではないかと、私はいまだにこんなふうには思つております。

しかし、残念なことには七月一日ということになりますから、そういう点では、これからこの問題について、これは政府そのものが何らかの形で積み残したというか、私はこの残された分についてはそんな理解もするわけですが、この辺について長官はどう思ひますか。

○後藤田国務大臣 政府としては、実際問題として本場に精いっぱい努力をしたつもりでございます。殊に、私はこういうところでお答えするのが適切かどうかかわかりませんが、財政当局としてよくここまで理解を示してくれたというの、私は一方で率直に考へてゐるわけでございます。しかし、公務員の立場に立てばそうはいかぬというの、これまた当たり前の話でございます。お言葉の中に、何か抑制しなければ損なうな

考へ方があるんじゃないかということでございます。これはそんなことはありません。やはり今の人事院勧告制度がある以上は、政府としてはこの建前を最大限尊重するということはすべての者に共通しておる認識であらう、私はこう思ひわけでございます。

そこで、残念ながら四月から六月まで抑制せざるを得なかったということでございますが、これはどうするのだということは、先ほど鈴切さんにお答えいたしましたように、私ももととしてはもちろん国政全般とのにらみ合わせもしなければなりませんけれども、かねがね当委員会でも、官房長官なり私から何回もお答えをしておりますように、これは六十一年度をもつて完全実施をするという政府の基本方針であるということをつつて御理解をいただきたいと思います。

○田中(慶)委員 私が申し上げたのは、政府は確かに三カ月分おくらせて実施をしておりますけれども、公務員の皆さん初め、あるいはまた人事院勧告の精神からすると、当然ここには値切られたという感覚があつても仕方がないと思ひます。しかし皆さんは、行政改革やあるいはこれからのいろいろな形の中で仕事を上において、はつきり申し上げて仕事は値切るわけにいかぬです。人事院勧告を完全実施しないからその分だけ仕事はしませんというわけにいかぬですから、そういう点では、今までの経過からしますと、完全実施をするという前提で、またそのように努力をするということで発言があつたわけですから、そういう点ではお互いの信頼関係がまた崩れるのではないかと、私はこういう心配をしてゐるのです。せっかく完全実施に向けて努力をしたのですから、あと三カ月分の努力というものができなかつたのかどうか、その辺についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 最大限の努力はしたつもりでございますけれども、遺憾ながら結果としてはこういう七月実施ということにならざるを得なかつた、これはぜひ御理解をいただきたいと思います。

なお、こういった決定をする段階までには、何回となしに給与関係係会議で激論があり、それですとまらずに、さらにまた二、三名の者に一任を受けて、これがまた何回となしに激論もして、それでようやくまとまったものである。

同時にまた、この過程においては、私は、職員組合の皆さんとは何回となしに、お互いに率直に本心を吐露しながら話し合いをさせていただいてある。もちろん組合の幹部の方が了承するわけはありませんが、ありませんけれども、そこは気持ちのせひ酌んでもらいたいといったようなことで話し合いをさせていただいたということもまたお答えをいたしておきたい、かように思います。

○田中(慶)委員 それでは総務庁長官にもう一度確認したいわけですが、本来人事院の勧告というのは労働基本権制約に伴う代償措置である、私はそう理解しております。しかしその代償措置が、いかに国の財政の事情が厳しいからといって、昨年のように率を値切ったりあるいはことのように月をおくらせたり、こういう制約するようない実施は、少なくとも制度の破壊につながるのではないかと、また今この三ヶ月おくらせたことを含めて私はそれを指摘せざるを得ないと思えます。総務庁としてこれらに対する制度の基本的な理解、どのようにお考えになっているかお聞かせをいただきたいと思います。

○後藤田国務大臣 この点は、政府としては現在の人事院勧告制度を堅持する、こういう基本方針でございます。この点については過去の公務員制度審議会の御答申もあり、それからまた第二臨調あるいは行革審、これらもこういう点についてはいささかの違った考え方も持っております。やはり今日の人事院勧告制度は労働基本権の代償措置として存続させるべきものである、こういうこととでございます。

そこで、これが実際は機能しているのですよ。しているから苦勞しているんで、正直言って機能していないから苦勞していませんよ。そこは

ぜひ理解をしておいていただきたいと思うのです。政府としては、国政全般の中でも何といったって職員の給与については最大限の努力はしておるんだ、ここはひとつぜひ御理解をしておいていただきたい、かように率直に思うわけでございます。

○田中(慶)委員 それは立場が違って言うならば、機能はしているというふうにあなたの方は幾ら主張されても、結果としてこのような形で、表現はよくないかも知れぬけれども値切ってこられたら、機能していると言えないですよ。

例えば、この人事院勧告が出されたのはいつですか。八月七日でしょう。そして閣議決定したのは十二月六日でしょう。こんな四ヶ月もかかっている。現実には四ヶ月もかかるだけの内容じゃないか。八月七日でしよう。そして閣議決定したのは十二月六日でしょう。こんな四ヶ月もかかっている。現実には四ヶ月もかかるだけの内容じゃないか。

○後藤田国務大臣 八月七日に勧告があつて決定したのは十二月七日じゃないか、こういう御批判ですが、事ほどさように難しかったのだということをぜひ御理解をしておいていただきたい、本当にそう思うのです。大変な激論でございました。実際の決断をするのには、最初の方の御質問の中に、人事院総裁何と心得るかということがございましたが、私は人事院総裁の異常なる給与改善に対する決意を聞いて政府内の調整に当たったつもりでございますから、これは私は御披露申し上げておきたい、かように思います。

○田中(慶)委員 総務庁長官の努力は評価しますが、しかし、結果としてこのような結果が出ることとはやはり残念なことですよ、はっきり申し上げて。民間のことを言いますと、民間の場合においては、四月の時点でベースアップというのは解決されているわけですから。そして四月の時点で支給されているわけですから。いいですか。公務員の場合は、去年一年間のお給料できょうまで生活をしているわけですから。公務員だから製品や日常の品物を、おまえのところはまだベースアップされていないからそれだけ安く売ってくれるわけはないわけですから。そんなことを考えてまいりますと、やはり三ヶ月も値切つてこのような形で七月実施におくられたということは、公務員の信頼関係や士気に影響すると思えますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 その点は先ほどもお答えを申し上げましたように、公務員の諸君の立場に立てば、決してこれで満足をしていただけたと私は考えておりません。しかし、公務員の諸君も現在の厳しい客観情勢については御理解をいただけたら、それと申しますから、政府の誠意のあるところをぜひ酌んでいただけて、いささかも勤務にそれがお影響するといったことのないように心からなるようお願いを申し上げます。私はかように思うわけでございます。

○田中(慶)委員 そういふ一つの、お互いの信頼関係というものは、労働関係は特にこういう形で話し合いや積み上げが必要だと私は思っていますので、そんなことを含めて、せつかく苦勞されたなら、その苦勞が評価をしていただけるようにしなければいけないと思ふのです。

そこで、十一月一日の与野党国会対策委員長会談で約束されたように、年内支給という問題があったと思うのです。これは国家公務員だけではなく、地方公務員を含めて年内支給できる見通しがあるのかどうか。せつかくこういう形で結果が出てくるわけですから、そういうことを含めてここでもう一度明らかにしていただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 今、給与改善の法律が国会の御審議を賜っておりますから、国会でできるだけ早く審議を終えていただけて成立をさせていただきたい、これは私の念願でございます。

昨年の例を言いますと、たしか十二月二十一日に成立をしたと思ひます。もちろんこれでは間に合いません。それはなぜかと言へば、これはいろいろ準備が要りますし、殊に地方の公務員はこれに準拠してやりますし、地方で条例の問題もあります。したがって、年内支給という線はぜひひとつ守つていこうというところは、政府・与党の首脳会議でも決めておりますから、その線は崩したくない。ただ、これは国会の審議がありますから、ここで私からそうなるよということをつたえたいことになりそうです。そこはひとつぜひ御理解をさせていただきたい。と同時に、準備作業はぜひやらせていただかなければ間に合わないんだというところで、準備作業には着手をさせていただきたい、かように考えるわけでございます。

○田中(慶)委員 やはりお給料というか、人事院勧告の年内支給という点で努力されているわけでありまして、そういう点では年内支給のタイムリミットというものはあるのではないかと、思ひます。そのタイムリミットはいつごろと見ておるのですか。

○後藤田国務大臣 昨年の例が十二月二十一日でぎりぎり間に合ったということでございまして、そこらが一つの目安かな、かように考えているわけでございます。もちろん準備はどんどん進めさせていただきまして、何と二十一日にとらわれる必要はないと思ひますが、いずれにせよ年内支給だけはやらせていただきたい、かように考えております。

○田中(慶)委員 こういうお給料の問題というのは、やはり一番敏感だと思ひます。そこで、人事院勧告の実施の見送りといひますか、完全実施という形の中でも本年も三ヶ月ほどおくらして実施をされたわけでありまして、けれども、少なくとも五十七年以降ずっとこういう形が

続いているわけですから、こういう点では来年もこうした措置の問題がもう既に心配されるわけですよ。去年もあるいはまたことしについても八月に確認をしておいて、完全実施へ向けて努力をします、精いっぱい最大の努力をするということとを言われているわけでありまして。しかし、結果としてはこういう結果になってしまった。そうしますと、来年は今までの積み残し分を含めて約束の年になるわけでありまして。私は、今までの長官の発言からすると、来年は一〇〇%完全実施を期待できるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○後藤田国務大臣 これも先ほど来何遍もお答えしているのですよ。要するに六十一年度までに完全実施をする政府の方針である、こうお答えしているのですから、それをぜひひとつ信頼をしていただきたい、かように考えるわけでございます。

○田中(慶)委員 長官の言葉を一〇〇%信頼したいわけですが、しかし、私は八月二十日にこの席上で、完全実施、それで長官は信頼をしてくれというところで、しかし三ヶ月値切られたわけでありまして、そういう点ではやはり来年度積み残し分を含めて完全実施をするということを明確に示す必要があると思うし、それが本当の意味での信頼関係につながると思います。それは我々との信頼関係ではなくして公務員の、現実に給与改善等の問題を含めて、あるいはまたこれからの行政改革やそれぞれの施策を含めて、お互いの信頼関係というのはそういうところに出てくるのではないかと思います。

○後藤田国務大臣 田中さんの御要望はしかと心にとめて対処していきたい、かように思います。

○田中(慶)委員 勧告から給与決定まで時間がかり過ぎる。勧告はやはり政府として最大限苦勞したり努力をした、そんなことを長官から言われてきて、それもそういう形であるのかなということとですけれども、しかし今日のよう結果としてわずかに三ヶ月を値切る、それが完全実施だということとでとられる、こういう感覚にならないように今後やる必要があると思うのです。八月に出て、そして十二月六日に閣議決定するまで時間がかり過ぎる。そういうことがむだなことではないかと思ひます。ということとは、やはりお互い一つのルールに基づいてきょうまで来ているのですし、この辺はもっと時間を詰めてやるのが、仕事を上においても非常にスムーズに仕事ができるのではないかと、こんなふうに私は思ひますけれども、この一番妥協な時間というのはどのくらいなんでしょうか。

○後藤田国務大臣 この点は、人事院の勧告制度が八月なんですよ。年度途中で出てくる、こういうこととでは。そうすると、当該年度で財政措置をしなければならぬ、こういう形になっておられます。そうしますと、やはり当該年度の財政の見通しというものがなかなか八月段階で云々というわけにいかない。これは税金なんかはどのくらい伸びているときであれば何ということないのです。しかしながら、御案内のような厳しい財政収支の状況がありますから、やはりできるだけこの見通しが立ち得るような——今日まだ実際は立っていないんですよ。立っていないけれども、できる限りはそれに近いような推定ができる段階まで先に行かないと決まらないといったような実情があるわけですが、これはぜひひとつ御理解をいただきたい、かように思ひます。

○田中(慶)委員 制度の問題もあると思ひし、またそれだけでできるだけの努力ということもあるかと思ひます。そこで、過去の例を見ますと、早くても大体十一月の末ごろというものが出ているわけですが、しかしそういう点では、長い慣習だからということではなくして、総務庁長官がいつも

言われているように時代が流れているわけですから、行政というのはその時代の流れ、変化にこたえていくのが行政だと思ひます。やはり給与もあるいは給料体系も民間の賃金競争のあり方も大分変わってきているわけですから、そういう点ではこれらの問題についても長い習慣や経験からしてやるということではなくして、その辺は思い切つてやっていかなければいけないような気がするわけですが、そういう点でぜひ今後そういうことの全体的な方程式を変えるように、長官の力だっただけでできると思ひますからぜひやっていただきたい。これは要望しておきたいと思ひます。

そこで、人事院にお伺いしたいと思ひます。人事院は、この八月七日に給与勧告を行ったわけでありまして。勧告の方式、要するに勧告の方程式の中には財政事情等を考慮しているのではないかと、いろいろに私は思ひますけれども、財政事情というものは考慮に入れているかどうか、その辺を聞かしていただきたいと思ひます。

○内海政府委員 勧告に際しまして、私ども、要するに政府のあるいは日本の財政事情が非常に厳しいものであるということは承知いたしておりました。しかしながら、田中委員も先ほどからおっしゃっていますように、勧告というものは官民給与の較差を考え、生計費を考え、諸条件を考えて勧告をいたすものではありますけれども、そしてまたそれによつて答えを出すのですけれども、財政事情ということになりますと、苦しいということ、厳しいということは一応承知いたしておりますが、財政事情がこうであるから先ほど申しましたように官民較差として出たものをさらにへずつて出すとか、あるいは財政事情が非常に豊かだからもう少しふやして出すとかというふうなことをすべきものではないと思ひます。かつまた、そういうふうな観点から、私どもは、国の財政というものをどういうふうな割り当てられるのが適当であるかというふうなことを申し出る、そういう立場にも実際にはない。

そういう面を総合して申しますと、今御質問に

なりましたような意味の財政を考慮してという面はむしろ考慮しておりませんし、また端的に言えば、そういうことに対して考えを及ぼすということとは適当でない、こういうふうに私は思つております。

○田中(慶)委員 人事院の生い立ち、制度からすると、総裁の答弁は全くそのとおりであると思ひます。しかし、皆さんの人事院から勧告をされたものが、せつかく五・七四という形で完全実施の額、しかし時期が三ヶ月ずらされるということとは、それぞれ先ほどのお互いの質疑の中でも明らかなように、国民の批判とか財政事情とか税収の見通しとか、そういうことを羅列されているわけでありまして、しかし、私は、そういうことを含めて、人事院勧告をする前提として、中立的な立場でしているということでありまして、それは評価をいたしますけれども、なお一層、そういう点では、過去の経過から見て、昨年も積み残しをしましたが、そしてその前年したわけでありましたけれども、こういう一連の中で、人事院制度というものをもうひとついろいろな形の中で確立をするためには、やはり今の総裁の考え方をこれからも完全に守りながら、人事院の制度確立、制度を守るために、その発言を私は高く評価したいと思ひますが、しかしこれからはぜひ、過去のようには大幅に値切られても積み残しをされても、人事院総裁としてそれ努力はしたであらうと思ひます。結果として過去の例があるわけでありまして、そういう点では来年度、昭和六十一年度はこれらの問題についてやはり総裁として毅然たる態度で臨んでいただきたいということを申し上げたいわけでありまして、これらについてどういうふうにお考えになつておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○内海政府委員 たびたび申し上げておりますように、人事院というものの存立する意味というものは、給与について言えば、やはり勧告というものが完全に実現される、またそのために努力をしなければならぬわけでありまして、お説のよ

うに、今後とも私どものできる限りの努力はいたしたい。政府におかれまして、こういうふうな私どもの気持ちあるいは努力というものは十分に評価し、また取り入れていただけてきておるものと、こういうふうな思っております。

○田中(農)委員 時間が参りましたので、午前中は以上で終了させていただきます。

○中島委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十分開議

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 午前中のお尋ねとも少し重複する面もあるかと思うのですが、最初に給与についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

官房長官、お忙しいところたびたびおいでをいただいております。一、二点官房長官にお尋ねしたいわけですが、その前に、二間は人事院が総務庁にお尋ねをしますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、労働基本権あるいは公務員の仕事の性格上人事院勧告制度というのがあって、従来それが尊重されてきたわけですが、この四、五年なかなか完全実施に至らなかった。ことしも勧告の中身は五・七四％実施をするというところになったわけですが、実施時期については三カ月繰り下げた、その点については我々は極めて遺憾であるということを表明しておきたいと思っております。

そこで、人事院月報を見ましてもあるいはその他の資料を見ても、公課負担というものがふえていっている。例えば共済掛金の長期分とか短期分、そういう面、あるいは国鉄調整分というふうなものも上乗せをされて、公務員の賃金は昨年は三・三七％、八百三十八円改定は見えたわけですが、実質

的には、物価は近年落ちついているとはいっていても、それでも二年前後は上昇しているというところになります。かなり公務員関係労働者の家計に与えている影響というものは強いと見ておるのですが、まずそこらについて人事院はどうお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○上原委員 公務員の家計調査は実施いたしておりますので、ごく一般的なことしか申し上げられませんが、可処分所得につきましては、最近さまたまな状況によりまして可処分所得の範囲というものは減少きみに推移しておるといふぐあいに一般的に理解をいたしております。

○上原委員 そこで、細かい点を二、三点お尋ねする前に、官房長官お忙しい時間ですからお尋ねしますが、可処分所得にだんだん影響を与えていくというところになります。これはお尋ねするまでもないと思うのですが、凍結、値切りをやつてきて、ことしも完全実施をするかどうかで大変議論になったところですね、勧告が出されて以降今日まで。従来、政府は両三年内で完全実施の方向に持っていくのだという御見解を表明してきたわけですから、次年度、いわゆる六十一年度からは完全実施になるとなるとも理解をしております。また我々もそういうふうに思っております。

○上原委員 大抵おっしゃる御趣旨はわかりますので、ぜひ……。ちよつと人事院、今度この三カ月ずらしたことで平均でどのくらいの損失というカット、削減になるのですか。

○上原委員 今後は引き続き厳しいものと見込まれますが、政府としては、給与が勤務条件の基本にかかわる重要な事項であることにかんがみ、来年度以降においては、人事院勧告の完全実施に向けて誠意を持って対処する所存であります。こういう御見解を表明なさっているということ、両三年以内で段階的に完全実施に踏み切ると言った以上は、次年度、六十一年度からは完全実施をするという御見解だとの談話から我々は見ているわけですが、けさ最大限の努力をするというふうな表現で、少し抽象論だったのですが、やはり公務員の皆さん

の公務に対する意欲というか、あるいは人材確保という面からも、人事院勧告というのは値切るとか時期をずらすというものは今年度限りにはいたしたいと思うのです。改めて御見解を明確にさせていただきたいと思うのです。

○藤波国務大臣 昨年五十九年度の人事院勧告の政府の態度を決定いたしましたときに、官房長官談話を発表いたしました。五十九、六十、六十一と三年間をめぐって官民較差の解消に努める、こういうことで来ておるところでございます。本年度、政府の態度を決定いたしますときには、そのことを十分念頭に置いて本年度の態度を決定する運びにしたところでございます。

委員御指摘のような御趣旨に沿うように来年度最大限の努力をしていく、午前中もそのようにお答えをしております。来年は完全実施でございますと言いつつ切っておりませんのは、やはり来年度は、来年度人事院勧告がきちつと出されて、それを受けて政府として態度を決めるといふ、給与関係協議が開かれてそこで決定するという運びになりますので、ここで私がそのことを断定して申し上げることは極めて僭越なことであるというふうに思ひますが、努力目標のようなことで表現をいたしておりますが、委員が御指摘になりましたような御趣旨に沿うように最大限の努力をする、こういうふうな発言をしております意味をぜひ御理解をいただきたいと思います。こう考える次第でございます。

○上原委員 大体おっしゃる御趣旨はわかりますので、ぜひ……。ちよつと人事院、今度この三カ月ずらしたことで平均でどのくらいの損失というカット、削減になるのですか。

○上原委員 今年分について申し上げますと、課長クラス現行の一等級六号俸で十六万二千円、それから課長補佐クラス四等級十一号俸で九万二千円、係長クラス五等級七号俸で七万一千円、係員七等級五号俸で四万九千円、東京在住者ということでの試算でございます。

○上原委員 官房長官、今聞きのようにこれだけ影響を与えているわけですね。一般の平均にしても七万から五万以上でしょう。そうしますと、これはやはり年末のこの出費多端の段階では家計に与える影響も非常に大きいと思うのです。はかにもいろいろ、これまででどれだけ削減されたかという数字も人事院月報などにも明確に出ておりますので、そういうことをぜひ御理解をいただいて、確かに今おっしゃるよう到来年度完全実施というのをここで断定的に御答弁するというのは難しい向きもあるかもしれませんが、政府の姿勢としては次年度からは人事院勧告を尊重してその完全実施に向けて努力する、そういうふうな理解をいたしたいわけですが、念を押すよう失礼ですが、改めて御見解を聞いておきたいと思っております。

○藤波国務大臣 従来、凍結をいたしましたりあるいはカットをしてまいりまして、その中で公務員の家計などにいろいろ影響を与えてきたということを、異例のこととは言ひながら、非常につらいことであつたという思いをいたしておるところでございます。公務員の士気に影響をきたりあるいは公務員の人材の確保に影響をきたりということを中心しながら従来も来たところでございます。財政状況が非常に厳しい中でのことでありますので、各方面の御理解をいただくようには願ひをしてきたところでございます。

先ほど来申し上げておりますように、来年度はぜひ完全実施に持っていくように最大限の努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○上原委員 官房長官、どうも御苦勞さまでした。そこで、次に、今度行政職の(一)の給与表が改定されているわけですが、二等級、四等級、五等級でしたかを二分しているわけですね。この対象官職という対象職種の内容について簡単に説明をさせていただきたいと思ひますし、同時に、この対象職種を拡大していくお考えなのか、あるいは範

困はどこまでとめるおつもりなのか、あわせて御見解を聞いておきたいと思ひます。

○鹿児島政府委員 ただいま御審議いただいております法案が成立いたしました場合には、直ちにこれに必要な規則を決めるということになりまして、その中で新しい標準職務表というものも定めていくことになるかと思ひます。

今お話がございました新しい二等級ということでも腹案として現在持っておりますのは、新二等級につきましては本省の場合には課長、管区で申しますならば部長、府県単位機関の場合には特に困難な業務を所掌する場合の所長ということを一応念頭に置いております。

それから新しい四等級の場合でございますが、これもいろいろございまして、代表的なものを申し上げますと、本省の場合には課長補佐ということとございまして、管区機関の場合には困難な業務を処理する課長補佐、府県単位機関の場合におきましては相当困難な業務を所掌する課長というようなものを例として考えておるわけでござい

す。それから新五等級でございますが、これは本省または管区機関におきましては相当困難な業務を分掌する係長ということとございまして、また府県単位機関の場合には困難な業務を分掌いたしました係長ということを頭に置いております。

今回この新しい等級を設けますことにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、職務給の原則ということを明らかにすることを最大のねらいにいたしております。そういう形で、今申し上げたような職種を新しい等級に格付するということとございまして、職務の内容によりまして分類をしたわけでございまして、こういう分類が成立いたしました場合には、少なくとも当分の間はこういう新しい職務の格付によって運用してまいりたい、このように考えております。

○上原委員 そこで、これは時間が足りませんが、資料要求をしておきますが、現在二等級にある人員が今度十級、九級になるわけですね。その対

象人員をはつきりさせていたいただきたいということ、それから四等級も七級、六級になるわけで、七級に格付される者、六級に格付される者、五等級の場合には五級、四級に格付される者、その人員の分布を後ほど資料として提出していただきたいと思ひますが、いいですね。

○鹿児島政府委員 法律が成立いたしますと、直ちに格付作業というものをを行うこととなります。したがって数字も明らかになりますので、法律が成立いたしました後に内容を差し上げたいと思ひます。

○上原委員 であれば各関係省庁別のもも早急に整理をしていただくことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、もう一点は在級年数ですが、現在の場合ですと、五等級から四等級に昇格というのですか、昇級する場合に、この在級年数、待機期間というものがたしか四年になっていると思うのですね。そうしますと、二等級、四等級、五等級を二つに分けたわけですから、従来どおり待機期間というものが四年になりますと、八年でしか昇級しないということ、これは大変な不利になりますよね。ですから、我々の理解というのは、二つに分けたのだから、待機期間というものが在級期間というのも、四年ならこれを二年二年に分けて昇級するということだと思ふのですが、そのとおりなのか、お考えをぜひ明らかにしていただきたいと思ひます。

○鹿児島政府委員 これも法律が成立しました後に決定いたしますが、お話の趣旨の方向で検討いたしたいと思つております。

○上原委員 お話の趣旨の方向というのは、ちょっとあやふやですね。二、二で間違いないですね。

○鹿児島政府委員 先ほど現行の五等級で例を出しになりましたが、現行は五等級から四等級に上がります際に、四年の必要在級期間というものがございまして、これの間に新しく新四等級が入りますので、それぞれの在級必要期間二年という形

で処理をいたしたいというぐあいに考えております。

○上原委員 その点は、関係者は非常に関心をもちの点でありますし、また今度の給与改定の目的というものが一体何たるやということにもなりますので、今の御答弁でぜひ改善をしていただきたいと思ひます。

あと一点は、職階制のことについてちょっとお尋ねをしておきますが、現在も職務給制という職階制だと思ひますが、この職階制については詳しいことは省きますが、臨調も第三次答申でしたか、廃止の方向で検討すべきという指摘をして

いるわけですね。また、人事院の人事行政政策の見直しについては今回は何らの措置、提言はなされていないわけですが、今後これは検討課題なのか、それとも俸給体系の改正に伴って職階制そのものを廃止するお考えなのか、そこらについて、これは人事院ですか、ぜひ明らかにしていただきたいと思ひます。

○網谷政府委員 職階法に定められております職階制につきましては、先生御指摘のとおり、精緻に過ぎるなど諸般の事情がございまして、この制度をそのままの内容で実施することは現実的でないという大方の理解が存するところでござい

す。そこで、職階法の職階制にかわる現実的な形の官職の分類を行うことといたしまして、これまでさまざまな意味の観点から検討を行ってきたものでございまして、官職の分類は国公法上、任用、給与等の人事諸制度の基礎として位置づけられるものでございまして、それらの制度を円滑、適正に運用することができるよういろいろの観点から検討する必要があるわけで、今後とも引き続き慎重に検討を行つてまいりたい、このように考えておるところでござい

ます。

○上原委員 検討課題というところのようですが、この点については、よく職員団体なりいろいろな御意見を尊重の上でやっていたいただきますことを、要望を加えておきたいと思ひます。

そこで、次に、私はかなり以前ですが、法務省の矯正職員の勤務時間あるいは労働条件の改善についてお尋ねをしたことがあるわけですが、週休二日制も、完全実施ではないにしてもだんだんそういう方向に官民向かっていることは御存じのとおりですね。いろいろ試行しているか暫定的にいうか、トライアルに矯正職員の勤務時間についてお尋ねしたいと思ひますが、現状どうなっておるかというところが一つ。

それから、これは人事院にも聞いていただきたいのですが、人事院規則で職種によつては四十八時間勤務までである、そういう規定があるから、いつまでもそれで拘束するというのは私はよくないと思ふのです。やはり高齢化社会の問題もあるし、いろいろ人間生活や価値観の面等が変化すれば、勤務の態様についても、公務員であろうが一般の労働者であろうが、より生活をエンjoyできる方向に改善することが制度的にも待遇面においても必要だと思ふのです。そういう面についてどのようにお考えなのか。それが二点目。

もう一つは、最近刑務所とか拘留所等に総合警備システムというものを導入しているようにありますが、沖縄の那覇拘置支所あるいは知念の刑務所も大分問題になった。これは私は全面的にけしからぬと言つてはいるわけじゃありませんが、そういった総合管理システムを導入することによつて、機械で人間を扱うようなことはよしてもいい。少なくとも勤務態様なりによつて、拘留所に拘留をされている人あるいは刑務所に留置をされている人々の管理は、対人間関係ですから、そういう面であつて、従来のシステムというものは尊重しながら改善を図るということではないか、ないと思ふのですが、この三点について法務省はどういうふうにお考えなのか。

また、前段の二点については、今後の改善措置を人事院としてはどのようにお考えなのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○岡場説明員 まず勤務時間、それから給与関係

を人事院としてはどのようにお考えなのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

について私から御答弁申し上げます。

矯正職員でございますが、矯正職員の勤務時間につきましては、事務系統の職員と保安系統の職員に大別いたしまして、そのうち刑務所の保安関係の職員が四十八時間、そのほかの職員が四十四時間というのが現状でございます。

委員御指摘のとおり、刑務所関係の勤務条件が大変厳しいということで、私もなりに改善することを考えておりましたが、現在人事院とも御協議申し上げまして、三十四の矯正施設、刑務所等でございますが、三十四の施設につきまして四十八時間を四十四時間に短縮するという方向で運用いたしております。ただし、現在まだ試行という考え方でございまして、実情としまして、四時間短縮して四十四時間というところでやらせていただいております。残りの施設につきましても、受刑者の質あるいは作業時間等の関係がございましてなかなか難しい問題がございまして、今後とも努力をしてみたい、かように考えております。

次に給与関係でございますが、これまた委員御案内のとおり、刑務所あるいは少年院等の勤務の特殊性につきまして御配慮いただきまして、刑務所の職員につきましては公安職の(一)という俸給表、それから少年院関係につきましては公安職(二)の俸給表が適用されておまして、これらはいずれも行政職より一〇%少々優位な俸給表になっております。そのほか、手当関係につきましても少しづつ拡大あるいは増額等をお認めいただいておりますが、今後とも引き続き努力してみたいと存じます。

○馬場説明員 総合警備システムについて御質問ございましたので、その方についてお答えさせていただきます。

これは昭和五十三年ごろから私の方で導入させていただいておるのでございますが、これは当時、最近でも、収容人員の増加、それから収容者の質的悪化傾向等が見られたために、しかも今後この傾向がずっと続くということが予想されましたために、施設の保安警備を強化する必

要があります。そういう観点から、その万全を期し、かつ、これを効率化しまして、要するに職員負担をなすだけ軽減するという趣旨で、私たちはこの総合警備システムを導入したわけでございます。

先ほど御心配のように、機械が人を管理するというところで御心配のようでございますけれども、我々の職場というのは、警備におきましても最後は人でございます。そこに勤務する職員の意識というものがなければ、我々の管理では十分やっつけません。そういう意味で、機械が人を管理するというようなやり方というのは当然我々として考えておりませんし、運用上そういうことのないように十分気を付けているつもりでございますし、今後ともそういうような方向でやっていきたいと考えております。

○叶野政府委員 刑務官の勤務時間の関係についてお答え申し上げます。

我々は現在、標準的には四十四時間の勤務時間というのを頭に描いてございます。刑務官の四十八時間という問題につきましても、近い将来におきまして四十四時間にすべきである、かような考えを持っております。そのために、先ほど答弁がありまして、法務省の方では三十数カ所について試行している。その試行の結果を見まして、給与上の問題が若干絡みますけれども、それら等を勘案しながら、しかるべき時期に四十四時間にするという考えでございます。

○上原委員 きょうはその程度にとどめますが、人事院総裁、これは何もこの矯正職員だけではない、特に保安要員ですね。保安の皆さんがそのほかにもいるわけですね。海事業務に従事しているとかあるいは航空管制官とか、そういういろんな実務を担当している職員は今でも四十八時間拘束されているわけで、これは人員の問題、予算の問題、もちろん人員は予算と一体でしょうが、少なくとも段階的に改善をするという方針を、公務員の人事政策を担当する人事院としても総務庁としても、もっと前向きに、積極的に僕はやるべきだ

と思うのです。この点については今お答えがあったのですが、総裁の御見解も聞いておきたいと思う。

○鹿兒島政府委員 いわゆる公安関係、保安関係の職員の処遇の面について私からお答えいたしましたと思いますが、先ほど法務省の方からもお話がございましたとおり、公安職の職員につきましては(一)表、(二)表ともに、従来から、一般の行政職員に對しまして一定の水準差、通常は二倍俸差と言っておりますが、そういう水準差を設けまして処遇をいたしておりますし、私どももいたしましては、今後ともこういった一定の水準差は、その勤務の内容あるいは勤務時間等の状況から見まして継続いたしたいというぐあいに考えております。また、各種の手当あるいは調整額等におきましても、従来から、その勤務の強度をはかりまして一定の措置をまいっておりますことは御承知のとおりでございます。

○上原委員 総裁、その点はそういうことで改善しますね。

○内海政府委員 今、両局長から御答弁申し上げましたような線で改善を図っていきたくと思っております。私も、今おっしゃったような職種において仕事をしておる人につきましては、本年、現場においてその仕事ぶりを十分見てまいりましたので、実感を伴いながら今後検討をしていきたい、こういうふうに思っております。

○上原委員 いずれまたいろいろ細かいこともお尋ねをして御要望もしたいと思っておりますので、ぜひひとつ十分御配慮を賜りたいと思っております。

次に、きょう防衛庁長官もおりますので本日は防衛論議をしたいわけですが、そうもいきませんので、今度は将の給与の改定もあるわけですが、細かいことは言いません。頭でっかちの自衛隊組織になっている、これは非常に問題があると思うのですが、そのことはいずれやるとして、今度の給与改定に伴って組織の編成がえも当然あると思うのです。大体、将とか将補とかいうポストというのは、それだけの職務の重要性、権限、指揮

権というものがないといけない。私がそう言うのも変なことだが、余りに乱造し過ぎたんじゃないかという感じがします。そこらには一本基本的な今後どうお考えなのか、ひとつ明らかにしておいていただきたいと思っております。

○友藤政府委員 お答えいたします。

今回の俸給表の改定は、将官比率が高いという御指摘がございましたが、そういうことだけの理由ではございませんで、実は、自衛官の階級と対応いたします一般職の職務の等級との対応関係の均衡を、一般職の俸給表の改定に準じまして今回図ってまいることでございます。その結果、俸給表等につきまして一般職との均衡が図られますと、先ほど御指摘がございましたような将官比率について改善を見ることが出来るわけでございます。

それで、実はこういう関係がどうして出てきたのかということでございますが、御案内のとおり自衛官の俸給体系は一般職の俸給体系に準拠をいたしておりますが、階級が一般職の俸給体系の基準となっております。これは、私どもとしては階級制度をとっておりますし、それを中心に編成等も考えていくということから、俸給につきましても階級を基礎に置いた俸給制度をとっておるわけでございますが、一般職との均衡をとりますために、それぞれの階級につきまして一般職の等級との対応関係を均衡のとれた形で組んでいくということが必要になるわけでございます。

実は、現在の対応関係は約三十年前の昭和三十一年にその基準が決められまして、それ以降一般職におきまして俸給表の枠組みの大きな改定というものはないでございまして、若干の手直しはございましたが、基本的仕組みはそのまま今日まで継続しておったということでございます。しかし御案内のとおり、この間、行政も複雑・専門化してまいりましたので、一般職では個々の官職を格上げされるというような事態がございました。これに対応いたしますために、私どもも俸給表そ

のものに手をつければよろしいわけでございますが、なかなかそういう制度の切りかえということも困難な面もございます。個々の官職を部隊編成上の観点も考慮しながら一段高い階級への格上げを行ってきた、こういう事情で今日の状況になっておりますので、その辺は一般職との均衡関係を取り戻せば実態的には正常な姿に戻るのではないかと考えておる次第でございます。私は、これは一般職との給与均衡の問題だけではないと思うのです。

そこで長官、今度五年間で将、将補を約四分の一カットするというわけでしょう。これは当然、部隊編成その他の自衛隊のある意味ではぜい肉を落とすということも含めてでないと納得できないと思うのだ、内部においてのこれはいろいろ意見が出てくると思うが、そこら辺の長官の考えはどうなんですか、そこだけ聞いておきましょう。

○加藤国務大臣 今回、中期防衛力整備計画を決定する際に、私たちは、今後、部隊の合理化、近代化等効率化を目指しているいろいろなことは表明しておりますし、そのための内部の検討の過程も始まっております。

しかし、今回のこの人事及び給与の問題、それから将官の数を減らすという問題は、それと別個に公務員給与及び自衛隊員の給与の問題としてスタートしております、編成とは直に結びつくものではないと考えております。

○上原委員 そこもいいでしょう。そういうお考えでできるかどうか疑問ですが、この問題はその程度にとめておきましょう。

そこで、今の件とは直接関係はないわけですが、これは施設庁になるのか防衛庁になるののでしょうか、最近の円高・ドル安に伴って、即駐留軍の賃金改定も、公務員と同時同率の原則というのが一つの慣行というのか、これまでの方針、政策としてあるということ、五十二、三年にも大変な事態でしたが、考えますとそれ以上に重要な段階、問題は深刻だと思っております。

仄聞するところによりますと、最近の円高・ドル安に伴って、米側よりさらに、日本政府に対しての在日米軍の維持管理とか基地従業員の労務等にかかわる経費を云々という話があるとかないとかいうわけですが、一体どうなのかということが一点。

しかし、さっきも言いましたように、賃金改定は従来の政府方針は堅持なさると私は思うのですが、その点はどうなのかということ。

三点目に、雇用問題に及ぼす影響はあるのかどうか。例えば円高になったので首を切るとか合理化をやるとか、合理化は今でもいろいろやっていますね。

その三点について、明確にお答えをいただきたいと思っております。

○佐々政府委員 お答えいたします。

まず第一点の、米側から円高・ドル安に伴う財政難から日本側の駐留支援負担をもっとふやせという話があるかないか、こういうことでございしますが、私、日米合同委員会のメンバーの一人でございますが、そういう提案は今のところございしません。

二番目の、この五・七四の人事院勧告が行われた場合駐留軍労務者の給与の改定は従来の政府の方針どおり行うかどうか、こういうことでございしますが、先生も多年にわたり御承知のように、全駐留の処遇につきましても同時同率というところで、国家公務員の給与改定に準じてこれを行う、こういう基本原則が確立されておまして、これにつきましても私もこれを認める意思はございません。この当委員会において今回の人事院勧告によるところの給与改定が実現して、実施をされた段階におきましては、従来と同様直ちに、同時同率の原則をもってアメリカ側と交渉に入り、待遇改善に全力を挙げたいと考えております。

三番目の、雇用に関係があるかないかでございますが、この点につきましても、二万名の全駐留の組合員の皆様の重大な関心事であらうかと存じます。制度上私が雇用主ということで間接雇用を

やっておるわけでございますが、この円高・ドル安の理由をもって筋の通らない人員整理とかこういうことのないようにということは、既に非公式でございますが私どもの方から申し入れを行い、アメリカ側からもそういうことは考えていないという回答を得ております。

○上原委員 そこで防衛庁長官、今施設庁長官からもあったのですが、しかし、この円高・ドル安の問題というのは、日米の貿易摩擦も絡み、あるいは皆さんがよく引用なさる安保の運用面等もあって、今後日米間の相当の政治課題になっていくおそれなしとしないですね。防衛庁全体として、今の問題も含めて政府は——まあ政府ということになるでしょうね、この政治課題にどのように対処をしていかれようということなのか。ある程度想定できる問題もちらほら出てきていると思うのです。今アメリカ側からそんなことないと言ったって、強ちに貿易摩擦を絡ませてやってきた場合は一体どうするのか。これは政治の問題です。また、政治家である防衛庁長官の見解を聞いておきたいと思っております。

○佐々政府委員 お答えいたします。

まず私から答弁させていただきますが、駐留支援の増額要求というのは、これは日本だけじゃございせん。全世界的に、米軍が駐留しておる国においてはホスト・ネーション・サポートの増額要求というのが出ておまして、それぞれの国の一つの政治課題になっておると理解をいたしております。

日本の場合、御承知のように五十三年にドルが百八十円になってしまった時点でこの問題が起ころい、いわゆる思いやり予算、駐留経費のコストシェアリングということで日本が始めたわけでございますが、この基本原則は、アメリカはいろいろな要求がございしますが、我が国といたしましては、そのときの財政事情を勘案し、アメリカ側の要望の緊急性なり優先順位なりを考慮して協議をして決めていく、こういう基本姿勢をこれから堅持をいたしたいと考えております。

○上原委員 防衛庁長官、何か御見解ないですか。

○加藤国務大臣 この問題は、私たちも今後とも常に真剣に考えていかなければならない問題であると思っておりますが、ただいま施設庁長官がお答え申しましたように、五十三年の円高・ドル安以降、我が国の政府はできる限りのことをやってきましたと思っております。我が国も財政的に厳しいわけですが、でも、日米安全保障条約の重要性にかんがみ、できる限りのことをし、そして思いやり対策をし、また現在の日米地位協定の解釈の中からはできるだけ限りのことをやってきたのではないだろうか、こんなふうに思っております。したがって、現在の姿勢を貫くことを精いっぱい今後やっていくのが今のところは限界なのではないのだらうかというのが私の感じでございますが、大きな問題として今後とも関心を払っていきたく思っております。

○上原委員 きょうはその程度にこれもとめておきます。さっきの将、将補の削減あるいは給与の改定のあり方、防衛庁はどちらかというと行革の中でも聖域としてこれまで全く手を触れられずになっているのですが、私はいろいろなむだがあると思うのです、基地の維持のあり方にしても。その面はこれから我々も逐次勉強しながら議論をしてまいりたいと思いますが、これ以上、安易に米側要求にこたえることのないように、この点は強く要望をしておきたいと思っております。

次へ進みます。航空機事故の場合の救難捜索体制についてお尋ねをしたいわけですが、私もある関係者から聞いてびっくりしたのですが、現在、航空機事故の場合の救難捜索体制、救難対策というのは、日本は一体運輸省なり政府全体としてどうなっているのですか、簡単にひとつ要点だけお答えください。

○中村説明員 お答えいたします。

航空機の事故がございました場合には、まず墜落の現場なりあるいは行方不明になりました時点で第一報が入ってくるわけでございますが、それ

を受けますのは東京国際空港事務所、つまり羽田空港にございます救難調整本部でございます。そこで必要な連絡を受けまして、あるいは必要とあるところへ連絡を出す、あるいは必要調整をいたしまして、関係機関でございますけれども、警察庁とか海上保安庁あるいは防衛庁等に逐次必要な協議を行うということになっております。

○上原委員 そんな簡単にございますけれども、これはせんだつての日航ジャンボ機一二三便の墜落事故のお亡くなりになられた方々の遺族なりがお聞きになると大変ショックになると思つて、お尋ねするのも胸が痛むのですが、要するに現在の状況というのは、航空保安体制や事故の際の救難態勢に従事する要員がいな状態だということですね。これでは一体この種の——もちろん事故があつてはいけませんし、そう頻りに大型の航空機事故というのは起きていないわけですが、しかし小型機の事故というのはちよつとオーバーな言い方をすると枚挙にいとまがないと言つてもいいわけですね。そこで、いわゆるRCCの業務を行う専門要員は日本では今配置をされてない、これは本当かどうか。東京空港事務所の事務室には事務機と電話があるだけで、事故発生がある、航空管制情報官が通常業務、飛行計画の安全性を確認するとか、あるいは到着の通知の受理とか、運航監視、飛行前の気象情報などのブリーフィング、飛行場の運用等のそういう通常業務を航空管制情報官がやりながら、事故が発生した場合にも兼務している状況だということですね。これでは余りにも安全対策がなされてないと言つても言い過ぎでないと思うのですが、今の現状、私が指摘したとおりなのか、なぜそれを万全の措置をとるよう努力をしておらないのか、それが一つ。

もう一つ、言うまでもありませんが、航空機の遭難の際は捜索救難活動を迅速に行うのがまず第一番目の仕事だと思つて、いかに早く遭難の事実を確認をし、遭難場所を確定するかどうかというの、生存者がいる場合の救助対策としてもいいわけなんです。ところが東京RCCの——RCCというのはレスキュー・コーディネーション・センターというふうですが、RCCの場合は情報は現在ですべて手書きで、緊急時には机の上に広げた地図の上に遭難位置とか捜索範囲というものを書き込んで連絡をとり合う、こういう旧態依然とした実態だということですね。私はこれを聞いて、これほど救難対策というものがなされてないかという感じがしたので、この改善措置はどうかということ、これが二点目ですね。

それから三点目は、関係救難機関との連絡調整体制も全くなされてない。例えば、防衛庁は何か軍事的なものになるとすぐ日米共同訓練とか演習とかやるのですが、せんだつての日航機墜落事故の場合はどういふ横の連絡をとつたのか。一応航空機の捜索救難に関する協定では、警察庁、海上保安庁、防衛庁がこのことに当たるということになってはいるようですが、しかし消防庁が抜けていますね。これもおかしい。だから、東京消防庁なら夜間用のヘリがあつたやうなんです。そこと連絡をとつて、現場の確認とか救助対策をもつと迅速にやつておけば、もっともっとたくさん生命をあるいは救えたかもしれない、現にそういう医師の御発言もあるわけですから。こういう改善策はどうなさるのか、この点についてぜひ明確にしたいだきしたいと思います。

○中村説明員 お尋ねのまず第一点でございます。救難調整本部におきましては、今御指摘のとおり専任の要員が現在のとおりありません。ただ、現在は現業についております要員が四十一名おられて、一応二十四時間態勢で輪番勤務をやつておられるわけでございます。この者たちが、先生今おっしゃいましたとおり、必要な管制情報業務その他通常の業務をやつておられますと同時に、一たん緊急がありまして事故が起きましたときには、救難調整業務をあわせて行うということになっております。

ただ、救難調整本部が活動しなければなら

事態、先ほど先生おっしゃいましたとおり、小型機も含めまして年間十件ほどございますので、その都度懸命にやつておられるわけでございますが、一応二十四時間態勢でございまして必ず四人は現場に配置をされておられ、その都度必要な要員を幹部職員でございまして集めながら、実際の応援態勢をして事故を切り抜けておられるというのが実情でございます。

そういう意味におきましては、今回の日本航空の一二三便というふうな大きな事故発生に対しては、万全の態勢がとれたかどうかということとは、非常に問題があるという認識をいたしております。今後要員態勢につきましてもいろいろ御検討を各省にはお願いをしておられるのが現状でございます。

それから二点目のお話でございますが、現在の救難調整本部は非常に貧弱な体制ではないか、こういう御指摘でございました。おっしゃられておる事実が多分にございまして、私も鋭意六十年度から予算をつけていたしまして、各種の画像伝送装置とかファクシミリとか必要な専用回線とか、そういうものを整備したいというところでちょうど予算要求をしていた時期に、たまたま日本航空の事故が起つたわけでございまして、今後鋭意努力をして、おっしゃるような整備を進めてまいりたいというふうに思つております。

第三点目につきましては、後ほどお答えいたします。

○土井説明員 今回の事故に際しまして、関係省庁間でどういふ連絡が行われたかということでございますが、八月十二日十八時二十五分に東京管制部が日本航空一二三便からトラブル発生の連絡を受けまして、その旨を直ちに東京管制部は羽田のRCCの方に連絡をしたわけでございまして、それからその後、同機と管制部との間で通信が行われておりますが、(上原委員)経過はいいんだ、結果が物語っているじゃないかと呼ぶ東京RCCが今回その事故の経緯の中で中心になりま

して、特に自衛隊との間でその事故の現場であるとかその位置、状況等について連絡調整をいたしておりました、それを踏まえまして自衛隊法に基づきましてその災害派遣の出動要請を、RCCの方から自衛隊に対してそれぞれ行っているわけでございます。

○上原委員 そういふことを聞いているんじゃないんです。それはやつたでしよう。しかし横の連絡調整機能が果たされていないということなんだ。東京消防庁との連絡なんか全くなされてないんじゃないですか。消防庁にしか夜間用のヘリはないんだよ。そういうことさえも運輸省もどこも知っていないんだよ。だから翌日になつてしまつたんじゃないか。

そこで、本当は総務庁長官がおればよかったんだが、例えば交通安全対策基本法というのがあるんだ。ここでは国の責任においてこういふものを明確にしている。しかし、今は飛行機事故に対する基本対策法というものはない。人員もさつき言つたように専門要員がいらないわけだ。

そこで、時間がありませんので、次のことについてそれぞれお答えいたしたいと思います。まず第一点は、運航監視体制を確立することですね。第二点は、救難支局常設と捜索救難業務専任要員の配置をぜひやること。それから、今言つた総合的な捜索救難システムの整備の計画的な実施をやること。さらに捜索救難体制の確立ですね。これは行政区分の異なる関係救難機関等の調整や連絡体制のあり方を抜本的に改善し、捜索救難調整本部を中心とした今後の有機的な体制を確立すべきである。しかも、今度航空界はそれぞれ自由競争になつていくわけで、そうしますと、過当競争になると事故の起きる頻度も高いと見なければいけないのです。そういう体制はぜひ万全を期しないといふことです。それと五番目に、その要員やそういった救助に当たる人々の訓練体制の確立。

そういうことをやるにはまず予算の問題と人員の問題があるわけですね。今のこのことの必要性

についてはどうか否定はなさぬと思ひので、それぞれ人事院、それからこれは運輸省はやるお氣持であるでしょう、総務庁、大蔵省お答えください。

○古橋政府委員 まず、人員の関係を担当してありますので私の方から申し上げますが、今回のJALの事故を契機といたしまして運輸省において種々反省が行われまして、現在私どもの方に航空安全対策あるいは救難体制の整備というふうな問題についていろいろ御相談をいただいております。私も今、議員の言われますような航空行政におきまして航空安全対策、救難対策の重要性というのを非常に認識いたしておりますので、運輸省ともよく相談をいたしまして、今後そういう定員面において配慮をしてみたい、こういうふうにしてあります。

なお、各省間のいろいろな連絡体制というふうな問題につきましては、私も関心を持っておりますので、今後とも各省といろいろ御相談をしながら、そういうときにそのないような体制をつくらせていただくように努力してみたい、こういうふうに思っています。

○佐藤(謙)説明員 お答えいたします。

RCCの体制の充実につきましては、運輸省からも今回の日航機事故等にかんがみまして御要求をいただいております。委員御承知のように非常に厳しい予算編成の中ではございますが、何分にも航空機の安全という問題でございますので、私もその点を十分念頭に置きまして、これから運輸当局あるいは総務庁の御当局等と御相談をしながら検討してみたい、かように存じております。

○上原委員 あと小川先生の持ち時間がありますので、まとめて最後に人事院総裁に、直接総裁のあれが知りませんが、総務庁長官もありませんが、要するに行政の中で、航空管制官であるとかあるいは国立大学ができてその要員というものはふえていくので、公務員全体の人員削減をやりますが、その面は特に配慮しなければいけないとい

うことを言っているわけですから、事の安全の問題については、ぜひ政府全体としてそういう専門官要員を確保するということが、少なくとも人事行政の中で、そういうふうな、何も航空に限定なくしても、必要なものについては特別な配慮をするという人事行政なり定員確保というものをやっていたらいい、これは災難、被害を受けるのは国民ですから、その点でひとつ総裁の御見解も聞いて、残余の質問もありましたが、もう時間ですから、終えたいと思っております。

○鹿見島政府委員 航空管制の関係につきましては、従来から航空管制関係の業務がふえてきているということ、それそれ所轄の省庁におきまして人員の増加というものを図ってこられてきたところでございます。私もそのうち実態を踏まえて、先ほど来お話が出ております専門行政職の俸給表というものをつくりまして、しかるべき処遇を図るという形にいたしております。いずれ各担当省庁の方の御意見も十分承りながら私もその処遇の改善につきましては万全を期してまいりたい、かように考えております。

○上原委員 ぜひこの点については十分な御配慮をとられるよう重ねて要望して、質問を終えます。

○石川委員長代理 関連して、小川仁一君。

○小川(仁)委員 最初人事院にお聞きいたしますが、今度の給与法で休暇問題が入りました。そこでお出になる四分の二指定方式、こういうのを通過しております、民間の方では例えば金融機関はもう来春から二日閉店、こういう状況も出てくるわけでありまして、来年の夏にもそのことを含めて勧告または報告をする条件がございますか、気持ちでございますか。

○叶野政府委員 週休二日制の進展につきまして、各省庁の事務執行体制の改善というものが急務でございます。そういうような意味で、現在の限られた人員の中で、土曜二分の一の人員で従前のどりの行政サービスの維持に努められるかどうか

かという懸念のために、四分の二方式をとったわけでございます。過去に、当初の週休二日制をいたしますときには二年間は試行をやっております。そういう意味で、我々としては一年間の試行期間というものはぜひ必要であるという観点で、今度の四分の二方式は一年の試行期間を設けたわけでございます。

ただ、今回の勧告でも触れておりますように、近い将来に四週六休制というものは必要であるという観点を申し上げてございます。そういうようなことでございまして、その一年間の期間の結果というのを待たずとも、例えば民間の普及状況なり金融機関の歩みなりあるいは各省庁の対応なり、かかるべき前向きな方向の進言も次の勧告時にはできるならばいたしたい、このように考えております。

○小川(仁)委員 非常に積極的な立場で週休二日制をお考えいただいていることに敬意を表しますが、同時にこれは、一定の人員増という問題が並行して行われなければならぬ実施困難な面があるというこれはおわかりと思っております。したがって、人事院並びに総務庁人事局としては、公務員の定数をこの問題と絡んでこれ以上減らしてはどうかにもならぬと思うのですが、今後の公務員総定数問題、それらをどう考えているか、それぞれお答え願いたいと思っております。

○手塚政府委員 先生御指摘のとおり、時間短縮問題は世界的にもそういう趨勢はあるかと思っております。我が国においても金融機関を初め閉店方式等進展していく方向にございまして、公務員につきましても将来の方向としてはそれは考えていかなければいけないかと考えております。

ただ現在、先生御存じのように財政的にも厳しい時代が続いておりますし、また国民の目から見ても、もう少し行政改革で人員削減をやっていくという時代でございまして、その辺で、今度の四分の二指定方式にしても、財源を必要とするあるいは人員を必要とするというふうなことはないよう

な形で工夫してやってみる、それでいろいろ問題点を考えて今後対処していくということをやっております。そういう意味で、国民の納得を得られるような形で週休二日制の進展を考えていきたいというふうに総務庁としては考えております。

○叶野政府委員 実はちょっと反対のような答弁になって恐縮でございますけれども、週休二日制の進展につきましては、行政サービスの維持という観点と現員の中でどの程度までできるかというものが中心課題として進んでまいったわけでございます。そういう意味で、かなり慎重に時間をかけて週休二日制の進展に取り組んでまいったわけでございます。

我々としては、週休二日制の進展のために、もしできるならば人員の増加をぜひ必要という部門がありますれば、それがお願いできれば、かようにも考えておりますけれども、前提が前提で進んでまいりましたもので、今後もある程度はその前提のもとに週休二日制の検討に進んでまいりたい、かように考えております。

○小川(仁)委員 それぞれ御苦勞しておられるようですが、結局勤務時間は短縮するわ、人は減らすわというところは、場合によっては非常に矛盾した結果になる可能性があるわけでございます。したがって、今回のこのいわゆる四分の二方式の省庁別あるいは人員別の資料等があったら、一つの検討結果を含めて後でお出しを願いたいと思っております。

それからもう一つお聞きしますが、今回の法律改正、人事院規則による休暇の運用がございまして、これは今までの慣例もあり、あるいはそれぞれの状況もございまして、これを決定する際にはぜひ労働団体等各関係者の意見を聞いて作業を進めていただきたいと思っておりますが、人事院いかがでございますか。

○叶野政府委員 休暇問題は、確かに職員の勤務条件としては最も基本的なものでございまして、さような意味で、今度の勧告を出すに際しましては、非常に長い間にわたりまして職員団体の意見

を聞いてまいったわけでございます。その結果今度の勧告ということにいたしましたわけでございます。

なお、勧告の具体的な実施に当たります人事院規則の制定に際しましては、職員団体の意見を十分に反映させるべく規則制定に向けて努力いたしておる所存でございます。

○小川(七)委員 では再度お願いしておきますが、よく事情をお聞き願いたい。

次に、自衛隊の給与改定の問題に入ります前に、法制局にお伺いします。

例えば、地方公務員の給与等については国家公務員の「例による」あるいは「準ずる」、こういったような法律的表现がございますが、給与改定の例に準ずるといったような「準ずる」という意味を法律的にいいますとどういふ程度のことを言い、例えば給与でいえばどの程度の幅までそれが許容されるのか。私はかつて給与問題で盛岡地裁で判決をとったこともございますから、それらを勘案しながらひとつ御答弁願いたいと思ひます。

○大森政府委員 お尋ねは、「例に準じて」とか「例による」とかあるいは「準じて」といふ言葉が、法制上どういふ意味で使われておるのかということでございます。

一般的に申し上げますと、「例による」といふ用語につきましては、広くある制度または一連の法令の規定を、原則としてそのまま包括的に同種の事項に当てはめようとする場合に用いるのが例でございます。それに対して「準じて」といふ言葉もよく使われてございますが、これは本来そのものと全く同じではございませぬが、性質とか内容において類似している場合に、その準じられていふものと類似の取り扱いをするという場合に用いるのが通常でございます。これを複合した「例に準じて」といふ用語もあるわけでございますが、この場合には、通常広くある制度ないし一連の法令の規定に包括的、総体的ののつとりつとも、さらに個別の事項につきましてはその類似性に着目して類似の取り扱いをするという場合に用

いるのを通常としております。

そこで、以上の使用方を前提として、具体的な給与の場合にどの範囲ならば「準じて」あるいは「例による」ということになるのかというお尋ねでございますが、以上御説明申し上げましたように、この用語といふのは非常に抽象的で、ある程度の幅を持った概念でございますので、金額的にどこまでならばこの用語の範囲内であるかどうかということを一概にお答えすることは非常に困難な問題であると考えております。

以上でございます。

○小川(七)委員 地方公務員の場合は、「例に準じて」または「準じて」といふ形で、国家公務員と同等の手当あるいは同じような俸給表あるいは同じような金額、こういったようなものにならされております。地方公務員にある独自性みたいなもの、地方にある独自性みたいなものはほとんどこの中では認められていない。むしろ地方の公務員の給与が何かこの言葉によって引き下げられているという印象です。類似性と言ひましたが、かなり近似的なものといひますが、イコールではないにしてもそれにできるだけ近いものというふうには解釈していいでしょうか。

○大森政府委員 お尋ねは地方公務員の給与に關してでございますが、この点に關しましては私の方からお答えするのがいいのかわか、あるいは答弁を差し控えるべき問題ではなからうかと思ひます。

ただ、一般的に申し上げますと、地方公務員法二や四三項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して」といふ用語が使つてあるように記憶しております。御指摘の「例による」あるいは「準じて」といふ用語は法令上使つていなかったように記憶しております。この程度でお答えにさせていただきますと思ひます。

○小川(七)委員 では、今度は防衛庁にお聞きいたします。

防衛庁の今度の改正する法律案の提案理由要綱の中には、「一般職の職員の給与改定の例に準じて」といふ言葉がございますが、防衛庁はこれのどのように解釈してお使いになつておられますか。

○友藤政府委員 お答えいたします。

この場合の「準じて」といふ表現でございますが、御案内のとおり防衛庁職員の給与は「一般職の職員の給与改定の例に準じて」これを改定するというところでございます。

防衛庁職員は、一部防衛施設庁の労働部の職員等を除きましてほとんどが特別職の職員でございます。一般職の職員ではございませぬので、その給与が全く一般職と同一のものというところではございませぬが、その職務の内容等が一般職の一部の職員、特に公安職の職員などと類似しておりますことから、その給与についても、これら一般職の職員と同様または類似の取り扱いをしようというものでございます。

○小川(七)委員 自衛隊員の給与という問題はいろいろ問題がございますが、これは昭和五十九年二月十三日の予算委員会の議事録でございまして、自衛隊の給与が百分を越えるという状況の中で、我が党の田邊誠委員が質問したのに対して中曽根総理大臣はどのように答弁しております。

政府は、百分の枠内におさめるように今後とも全力を尽くしてまいりたいと思つております。

人事院勧告につきましては、前から申し上げていふように、この制度が労働権の代償という意味もある、またしかし一面におきましては国家財政等々を考慮すべき範疇にも入つており、最終的には政府及び国会が決める、そういうふうな法律的手続にもなつております。しかしながら、政府の立場といたしましては、人事院勧告をできるだけ尊重して努力してまいりたい、そういう考えに立つておるのであります。こ

う言つて、自衛隊の給与の増額に対するお答えを

をしていふわけですが、人事院勧告というのは労働権の代償、これの「例に準じて」自衛隊の給与を考へるといふことになりまして、自衛隊員も労働権の代償という意味での賃金が存在するのかわか、この辺はつきりしていただきたいと思ひます。

○友藤政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、私どもは特別職でございまして一般職ではございませぬけれども、給与の性格といったものにつきましてはやはり一般職と同じような考え方であると思ひをいたしておりました。「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす」といふふうな国家公務員法の考え方は、防衛庁職員の給与についても同じように当てはまるものではなからうかと考えております。

○小川(七)委員 労働権の代償と考えているかどうかと聞いています。

○友藤政府委員 お答えいたします。

私も、自衛隊法によりましていわゆる労働三権というものが制約をされておるわけでございます。労働権というふうな概念というもののについてはちよつと一般職と様子を異にするのではないかと思ひますが、勤務の報酬というふうな考え方から立つて言へば同じような考え方になるかと思ひます。

○小川(七)委員 勤務の条件から言へば同じような考え方というところ、それから労働三権が禁止されているのは地方公務員も国家公務員も同じでございますが、そうすると、今のお話を突き詰める

と、労働権の代償、こう考えていいですね。

○友藤政府委員 正確に同じということではございませぬが、同じような考え方方が成り立つるかと思ひます。

○小川(七)委員 そういふ立場で今後とも給与を考へていただくかあるいは全然別途のものとして考へていくかによつて、今後の自衛隊の給与法の取り扱いの性格が違つてくるかと思ひます。今回は中曽根大臣の直接的な言及はありませぬけれども、お話しになった意味や今のお考えを含めなが

ら給与改定について御質問をいたします。
まず改定率は幾らですか。そして、それぞれ俸給額、諸手当、はね返り分の平均金額をお聞かせ願いたい。

○友藤政府委員 お答えいたします。

改定率でございますが、自衛官の俸給表におきましては五・八三%、参事官等の俸給表におきましては五・三九%、(小川(仁)委員「自衛官だけで結構です」と呼ぶ)以上でございます。
諸手当のはね返り分ということでございますが、全般的に平均アップ率をとりますと、自衛官、参事官、事務官全部一緒のアップ率でございますと五・七七という形になっております。

○小川(仁)委員 私が聞いているのは、人事院報告は五・七四%の改定率ですね。自衛官でいいですよ、自衛官の改定率は幾らかということですが、平均給与増額分は何万何千円か。それから配分として、人事院報告ではなくておたくの今回の改定は、行(一)でもいいし行(二)でもいいのですが、公務員はそう分かれていますが、おたくの自衛官の本俸の改定率は幾らで、平均給与額は幾らで、自衛官の諸手当の改定率は幾らで、金額は幾らか。それから、はね返り分が金額として幾ら、改定率は幾らか。こういうことを聞いているのです。人事局の方はちゃんとそれを出してありますから、それに倣ってお聞きしているだけです。

○友藤政府委員 お答えいたします。
自衛官でございますが、一人当たりの平均増加額が一万二千五百十四円、改定率が五・八%でございます。

それから手当でございますが、扶養手当、通勤手当あるいは住居手当、そういった今回報告のございました手当につきましては、一般職と全く同じアップ率をとっております。

○小川(仁)委員 数字を言ってください。数字、アップ率と金額を聞いているのです。

○友藤政府委員 学生手当……(小川(仁)委員「学

生は聞いてないのだ。自衛官を聞いている」と呼ぶ。自衛官の場合は、扶養手当が一万三千二百円から一万四千八百円の増でございます、六・一%でございます。

○小川(仁)委員 私が聞いているのは、一つ一つの手当ではなくて、諸手当の総平均額を聞いているのです。諸手当のアップ率を聞いているのです。

○石川委員長代理 答弁者は、落ちついて正確にお答え願いたいと思います。

○友藤政府委員 私どもでは一般職のような形では実は算出をいたしておりませんので、一応こちらで出しました予算ベースの数字を申し上げますと、自衛官の場合で先ほど一万二千五百十四円と申し上げましたが、扶養手当で五百八十九円、初任給調整手当で十一円、住居手当で七円、通勤手当で四十七円、特勤勤務手当で四十六円、寒冷地手当基準額で百円、合わせて基礎で一万三千三百五十五円、こういう数字になっております。

○小川(仁)委員 まだ答弁漏れだよ。——委員長、もう一遍説明しましょうか。

○石川委員長代理 ちょっと待ってください。

——今はわかりませんが。

○友藤政府委員 引き上げのパーセンテージでございますが、俸給分で五・三六%、そのほか諸手当分で一・三%でございます。

○小川(仁)委員 別に私は文句を言っているわけじゃないけれども、おたくで独特のいろいろな手当があります。基礎賃金が上がると、あれは率ですから当然それにはね返るでしょう。そういうのはね返り分は金額にして幾らか、率にして幾らかと聞いているのですよ。

○友藤政府委員 お尋ねの、俸給が上がりますことによる諸手当のアップ率等については、今回特に算定をいたしません。

○小川(仁)委員 それなら幾ら上がったかわからないじゃないの。

こういう答えを期待してはおらなかった。例えば人事局で出した概算資料を後で見てください。

そこには「配分」という項がちゃんとあって、配分の金額が書いてある。あなた方ははね返りを計算しないで言うけれども、自衛官の場合は当然のことながら、ジェット機に乗れば何%、プロペラ機なら何%、艦船に乗れば何%という手当があるでしょう。この分がどうはね返って、給与総額がどう出るかということがはっきりするはずなんです。そういうものを全然計算しないで、今回は計算しませんでしたというのでは審議できません。

おたくの審議はもう時間がなくなりましたからやめざるを得ませんけれども、委員長、断っておきますけれども、これは私の審議に対する答えができませんから、自衛隊の給与法だけは社会党としては審議できなかったということで採決にも応ずることができませんから、この点ははっきりしておいてください。

○友藤政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、個々のはね返りについては特段の計算はしてございませんが、今回の本俸のアップ率分だけ諸手当にはね返るといことで、御理解を賜りたいと思います。

○石川委員長代理 切実康雄君。

○鈴切委員 午前中に引き続きまして、俸給の改定の問題について御質問申し上げるわけでございますけれども、これから約四十五分間は防衛庁の関係でいろいろお伺いしたいと思います。

自衛官の俸給表の改定については、将(二)を廃止し、そして将補の一部も一般職の指定職と同枠とすることとなっておりますが、現在将が九十六人、将補が二百二十七人、これは自衛隊発足の昭和三十一年度の将二十六人、将補七十二人と比べて約三倍にふえております。そしてまた、士官以上を占める将と将補の比率が米英等に比べて群を抜いている状態です。このように大変な将並びに将補で頭でっかちになっている、あるいはまたインフレ的な状態になっている原因は何なのか。またそれに対する今後の対応策はどのようにお考えになっているのか。その点についてお伺いいたします。

ます。
○友藤政府委員 お答えいたします。
御案内のとおり、自衛官の給与体系は一般職の給与体系に準拠いたしております。ただ、階級制度をどうしておりますので、階級が一般職の給与体系の基準となっております等級に対応する、こういう階級俸の仕組みになっておるわけでございます。

ところで、現在の階級と等級の対応関係でございますが、約三十年前の昭和三十一年にその基準が決められました。若干の手直しはございましたけれども、基本的な仕組みはそのまま現在まで継続をしております。一方、行政も複雑・専門化、高度化を遂げてまいりまして、それぞれの官職の職責も増したというようにございまして、一般職におきまして個々の官職を一段高い等級に格上げされるという事態もございました。これと同様に、私ども自衛官の方にもございまして、個々の官職を、部隊編成上の観点をも考慮しながら、処遇の改善等も含めまして一段高い階級へ格上げを行ってきた面もございまして、これは、対応いたします階級と等級とのそれぞれの対応関係を組み直すということをしていまして、階級の格上げというものもある程度行わなくてはよろしいわけでございますが、今日までそういったチャンスがございませんで、基本的な枠組みがこのまま今日まで継続しておるということで来ておる結果でございます。このため、現在の将官比率でございますが、同じ実力組織でございます諸外国の軍隊の将官比率と単純に比較すれば高くなっております。こういう形になっておるわけでござい

ます。
それで、これを今回の給与改定におきまして、自衛官俸給表の改定を行いまして、自衛官の階級と職務の等級等との対応関係の均衡を図ることといたしましたので、先ほど御指摘がございましたように、将及び将補において相当数の削減を五カ年間にわたって実施ができる、こういうことになったわけでございます。

自衛官俸給表の改定を行いまして、自衛官の階級と職務の等級等との対応関係の均衡を図ることといたしましたので、先ほど御指摘がございましたように、将及び将補において相当数の削減を五カ年間にわたって実施ができる、こういうことになったわけでございます。

ただ、階級俸をとってあります関係上、今後も格上げが行われればこういう事態があるいは出るのではないかと、こういうような御懸念かと思えますが、私も同じく思っています。こういつた階級と等級とのリンク関係につきましては、年々これを見直すことはなかなか制度上も難しゅうございまして、やはり適切な時期にそういった関係について検討しまして、こういったずれができるだけ少なくするように今後はいたいというふうに考えております。

○鈴切委員 一般職は人事院が民間給与を調べて勧告を出されるわけですね。ですから、この防衛庁職員の給与はそれに準じてということなんです。が、俸給表を出すときにはどういう手順で出されているのですか。

○友藤政府委員 お答えいたします。

一般職の給与については人事院勧告が行われまして、それを政府としてどのように処置するかという閣議決定がございまして、それを受けて、私どもの方では、対応いたします一般職の行政職（あるいは公安職、これらの俸給表が一般職の方で固まっておりますので、それとの対応関係をとる作業をいたします。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

それは各階級についてある程度ルール化したものがございまして、例えば行政職（二等級）は現在は一佐という形で対応関係が決められておりますので、その対応関係にある俸給表を根拠にいたしまして自衛官の俸給表をつくるわけでございますが、その際、自衛官の特殊性に対応いたしたために、調整手当をそれぞれの階級について計算をいたしましてそれを本俸に繰り入れる作業でございまして、あるいは超過勤務手当を本俸に繰り入れることになっておりますので、そういった超過勤務の繰り入れ措置等の計算を行いますとか、あるいは医療費の控除についての計算を行いますとか、さらに曹以下の階級につきましては営内居住の義務がございまして、営内居住に对应いたします食事代等の控除、これらについて糧食

費あるいは光熱水料の価格等を計算し直しまして、改めてそういった控除なり繰り入れなりの計算を行ったものを俸給表としてまとめ、これをさらに給与を所管いたしております総務庁あるいは大蔵省とも御相談をいたしまして、政府としての俸給表を固めてまいります、かようなことになっておるわけでございます。

○鈴切委員 結局はごく簡単な答弁で済むわけであって、防衛庁が一般職のいわゆる俸給表に準じて、そしていろいろと手直しをしながら、そして最終的には総務庁の言うならば承認を得る、これでいいわけでしょう。これでいいわけですね。となると、今回、こんなような三十年の間もアンパランスの状態を手直しをしておかなかった、こういうことはちょっと怠慢過ぎるんじゃないですか。

防衛庁長官どうですか。これは防衛庁長官に聞かなくちゃ。長官、怠慢過ぎるんじゃないですか、これは。

○加藤国務大臣 問題意識は従来から持っておりまして、そして社会の複雑化、行政の複雑化に従って、それぞれの俸給のランクも複雑化を考えていかなければならぬということがあったと思っておりますが、一般職に準ずるという形の仕組みになっておりましたもので、それがなかなか踏み切れなかった。今回、一般職の方で八つのクラスから十一に大きく制度を調整されるというのを受けて、私たちもこれをいい機会としてやったということだと思っております。

○鈴切委員 だから、常にやはりこういうのは見直さなくてはならないわけですよ、こういうアンパランスは。三十年間も全然手をつけないで、今こへ来て手をつけるというふうなことを勧告してみると、一つは給与のアンパランスをとるために階級を上げて自衛官の関心をつないで、もう一つは自衛官の関心をつないで、もう一つは私に、これはどうにもならない問題であって、やはり私は、こういう問題については、それは毎年毎年というわけにはいかないでしょう、いかないけれども、少なくとも何年かに一遍ぐらいは見直すというのが好ましいと思うのですが、その点はどうなんですか、防衛庁長官。——いや、防衛庁長官でいいよ。

○友藤政府委員 お答えいたします。

確かに、毎年毎年俸給表の枠組みを見直していくというところは、制度の安定性とかそういう面でも必ずしも好ましいことではないかとも思いますが、それからもう一つは、一般職の等級の方でございますが、これが安定をいたしますれば私どももそうたびたび枠組みについて対応を見直すというものが必要ではなくなるわけでございますが、先生の御指摘でもございまして、これについてはこれからのよく関心を持ちながら、適時適切な対応ができるように努力をいたしたいというふうな考えでおります。

○鈴切委員 防衛庁内部で自主的な防衛行革を目指して、十月に設置されました防衛庁の業務運営自主監督委員会が、検討すべき改革テーマについての第一次提言を近くまとめることとされており、すけれども、現在までにどのような作業を行い、また今後どのような作業スケジュールをまとめるか、というふうにお考えになってまいりましたか。

○中央府政委員 去る十月に業務運営自主監督委員会を発足いたしまして、それから約二カ月近くなるわけでございます。当初の予定でございまして、十二月の上旬あるいは中旬ごろまでにガイダンスを出しまして、それに基づきまして明年の四月ごろまでに具体的な検討を終えまして、六十二年度の予算要求あるいは業務計画の立案の参考といたしまして、実際のところ具体的な手続まで持っていく、こういう予定でやっておりますわけでございます。

この二カ月の間に部内及び部外の各方面から、いろいろと自衛隊、防衛庁の業務運営につきまして、効率化、合理化をしていく方策いかがでございまして、いろいろな改善

意見を伺ってまいりました。件数にいたしまして七百数十件、八百件近くになるかと思えますが、集まってあります。中には同種のものも御意見もございまして、また御意見として、業務運営自主監督委員会の趣旨に合致しないような御意見もないわけではございません。取捨選択を目下いたしております、それを項目別に仕分けをしていくという段階でございます。

おおむね作業も一山越えているかと思えますけれども、そこでガイダンスとして整理をいたしたものが、先ほども申し上げましたように、その後引き続き具体的な処理案として続いていくわけでございますから、ガイダンスそのものが実行可能性のある程度ございせんかこれは意味がない。そこで目下のところ、その個別につきまして、おおむねの実行可能性について各行政分野におきまして検討してもらって、こういう段階でございます。

○鈴切委員 今七百数十通のいろいろな意見が出されて、それを言うならば大別して整理に入っているというところで、すけれども、七百数十通の中にあって早急に手をつけなければならぬもの、あるいはまた二、三年かかるもの、あるいは長期的にかかるといふようなもの、いろいろのものがあろうかというふうには私は思っています。そこで私は、その今いろいろと七百数十通の中に、必ずしも適当でないというものはさておいて、いろいろの意見の中でかなり検討に値する問題等は、もう当然仕分けされるなりあるいは見ておられるわけでしょうから、そういうものの中でどういうふうなものか、具体的にどのものか、そういう点についてちょっと……。

○中央府政委員 今委員御指摘ございましたように、そのとおりでございまして、明年の業務計画あるいは概算要求に直ちに反映し得るだろうといった短期的なものあり、それから二、三年はかかるだろうというものあり、さらにその先までかかるかもしれないようなものもございまして、そういったものを分類整理をし、しかも、その具

体的な実現可能性というものの背後にある程度あるというものでございませんと意味がないということ整理をされているわけございまして、今整理の段階でございまして、具体的にこの場で御説明申し上げるのは差し控えていただきたいと存じます。

○鋭切委員 おかしいですね。まあいろいろと見ておられるわけですから、それでは私が具体的にいろいろのことを聞いてまいりましょう。それに御答弁願いたい。

例えば、自衛隊にはそれぞれ地区病院がありますね。地区病院について、果たして自前の病院が必要であるかという問題については、これはかなり論議がある問題だと思ふのです。となつてまいりますと、防衛医科大学の問題等にも、私はかなりそういう点に論議される問題だらうと思う。そして、今現在医師の過剰といううな時代を迎えてきているわけですから、そういう中であつてこれをどうするかという問題は、これは私は、防衛庁は必ずしも行革の聖域ではない、国民の税金を使つて以上、絶対にそういうことではないだらうということがまずあります。その点についてまず御答弁を願うこと、それから、例えば今現在補給処があるでしょう。これは方々にあるわけですから、あの補給処自体、三自衛隊別々の補給処が果たして必要であるかどうか。これは一括購入すれば安くできるものを、そういうふうなことでやつていくというところに問題があるのじゃないかといううなものもあるでしょう。

あるいはまた、現在問題になつております、この間もNHKで大変問題になりました防衛庁のいわゆる隊員募集の問題のあり方です。昼日中、新宿に隊員募集の問題のあり方です。昼日中、募集をするなんというやり方は、全く人件費としてはいらないのじゃないか。こういうものについては非常勤にするなり、あるいはまた民間委託にするなり、何らかの方法だつてあるはずですよ。

あるいは防衛庁の食堂の問題。この問題だつ

て、現在は一部民間委託にしているかもしれないけれども、食堂の問題についても改革をする必要があるのじゃないだらうか。

あるいはまた、三自衛隊の統合運用のものもあります。

あるいは学校教育の統合という問題もあるでしょう。

結局、七百何十通の中にそういうふうな問題がなかつたかどうか。なかつたとするならば、それはまた検討しなくちゃならない問題でしょう。

だから、少なくとも防衛庁がGNP一%をオーバーするというようなそういうことだけを論議するのじゃなくして、防衛庁として、本堂に行政改革にどのように自分たちもぜい肉を削ろうかという姿勢がなければ国民は納得しませんよ。防衛庁長官どうですか。その後、官房長官どうですか。

○加藤国務大臣 果敢として申し上げますように、私たちが防衛庁ないし自衛隊の行政というものが、行政改革の聖域の中に入つておつて手のつけられざるべきものと思つておられません。それで臨調の場におきましても、第三次答申、第五次答申でそれぞれ幾つかの問題点が指摘されてきて、例えば私たち一局削減につきましては衛生局を削減し、機構の改革を図りました。ただ、それぞれの答申の際に、具体的な部隊の運用につきましては、それぞれの一般の臨調ではタッチすべきでない部分があるかもしれないからという指摘をいただいております。その部分につきましては私たちが防衛庁がみずからその監査をする委員会を発足させなければならぬのではないかとということ、私たちが先般その委員会をつくつたわけでありま

具体的にはこれからどういたしますかにつきましては、先ほど官房長が申しましたように今鋭意検討中でありまして、ただいま先生が御指摘になられた幾つかの項目等も含めておまして、多くの提案がなされ、また議論がされておまして、その程度を重さでそれぞれどう処理するかという問題につきまして、処理という場合には検討項

目に挙げるかどうかということ自体も含むわけですけれども、それにつきましては現在検討中でありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○央倉政府委員 幾つか個別のお話がございますので、それについてコメントさせていただきます。

一つ、地区病院のあり方がいかにあるか、こういうお話がございました。確かに地区病院の問題も私も検討していないわけではございません。ただ、地区病院が今あります、また現実にもその拡大をしている面もございしますが、それはそれなりの必要性がございします。でございしますで、その辺のところの兼ね合いをどういうふうに行つていったらいいのかわかることにつきては、先ほど申し上げましたように実行可能性等につきては検討しているところでございます。

それから補給処でございますが、補給処についてもそのようなアイデアも確かに出てございします。ただ、補給処でいいますと、陸海空ございしますけれども、例えば空の補給処でございしますと、補給をする部品ごとと違つた形で補給処というのが別々に分かれております。それから陸の方でございしますと、むしろ地域的に補給処が分かれておるといふようなこともございまして、陸海空それぞれ補給を受ける場所とそれから補給をする手段等の違いがございしますものだから、一概にその辺のところ、補給処を統合し得るかどうか、もう少し詰めてみなくてはならないのではないかと、そういううな点もございします。

それから隊員募集のあり方について御指摘がございました。確かに非常勤でとか民間委託でとかといううな御意見も、私も受けた中にはございしました。この辺がなかなか難しゅうございまして、隊員募集についてはなかなかヘッドな仕事でございしますが、それを非常勤といううな形で果たして隊員募集がうまくいくものかどうか。あるいは民間委託ということになりますと、募集業務でございしますからこれは労働省との関係、つまり

人を募集しますときに公の免許といひますか許可といひますか、そういうものとの関係が民間委託だといふうなふうになるかといふうな問題もございします。

それから食堂についてももう少し民間委託といううなことも考えられないかということございしますが、食堂でございしますと図書館でございしますと、そういう種類の施設につきては、その配置・運営等について改善する余地がないか検討はいたしてございします。

それから三自衛隊の統合的な運用あるいは学校教育の統合といった問題はどうか、こういうお尋ねでございしました。一般的に申しますと、統合という手法によりまして、ただいまやつております業務運営をもう少し身軽にできないかということ、これは何れも御指摘の面ばかりじゃございしませんで、一般的にあり得ることだといふふうに考えております。

いろいろそういった点、御指摘の点も含めまして私ども今整理をしているところでございしますので、先ほど申し上げましたように結論的にはもう少しお待ちいただきたいと存じます。

○鋭切委員 私が指摘をしないまでも、やはりそういうことはほとんど国民の皆さん方に、こういう問題は七百何十通の中にはあるのですよということオープンにしなければいけないのじゃないですかね。

次なんです、臨調の第三次答申、それから第五次答申、これは防衛庁に関するいろいろの内容が出ておるわけですが、実は第三次答申は五十七年の七月三十日、第五次答申が五十八年の三月十四日ですから、六十一年の十一月の間がたつて計算しますと二年数か月という間がたつておるわけですね。そこで、この第三次、第五次答申で指摘されている問題はかなりの数があるわけですが、主な指摘事項について防衛庁としてどのように取り組み、そして推進に当たつておるか、その推進状況について御説明を願いたい。

○央倉政府委員 臨時行政調査会の答申で、防衛

庁、自衛隊に関する幾つかの御提言がございました。おっしゃいますように、三次答申、五次答申が中心になっております。その例を幾つか申し上げます。

一つは、防衛本庁の内部部局の再編成という事項がございまして、三次答申、五次答申で指摘されております。これは、教育訓練関係業務の効率化、合理化を図るために教育訓練局と人事局を設置するとともに、防衛局を改組しまして、人事教育局と衛生局を廃止するという内容でございまして、既に五十九年七月に措置済みでございまして、それから、三自衛隊の統合運用体制の向上ということが三次答申、五次答申にございましたが、これは防衛出動等自衛隊の行動に關しまして、防衛庁長官が情勢を把握し、適時所要の決定を行い、部隊等に対して命令を下達するまでの一連の活動を迅速かつ的確に実施するため、中央指揮システムの整備を進めております。これも御案内のように中央指揮所が今運用されてございまして、それから、情報機能の向上ということにつきましても三次答申で御指摘がございました。これにつきましても、情報の総合的な評価分析体制について一生懸命検討しているところでございまして、

それから装備品の使用、調達効率化につきましても三次答申で指摘がございましたが、艦艇の延命でございまして航空機の耐用年数の延伸、例えばファントムにつきまして三千五百時間と見ておりました耐用年数を、四千時間を超えて延長していくというようなこともやっております。それから用途廃止武器の転用、整備間隔の延伸等、そういった効率化の御指摘がございましたが、それぞれ一生懸命やっているところでございまして、

それから、研究開発の充実につきましても三次答申で御指摘がございましたが、これにつきましても量産価格等の低減に配慮するなどの効率的な開発の推進に努めておるところでございまして、それから、五次答申で地方支分部局の整理合理

化の御提言がございまして、これにつきましても、六十年十一月に名古屋の防衛施設局を大阪防衛施設局に統合して、これは既に済んでおります。

それから、補助金等の整理合理化につきましても五次答申で御提言がございましたが、これも毎年やってきているところでございまして、

それから、定員削減につきましても五次答申で御提言がございましたが、これも例えば、昭和六十年度につきましては三百三十七名の事務官等を削減するというのをいたしております。

今幾つか例として申し上げましたが、三次答申、五次答申で臨調の御指摘がございましたが、私も真剣にそれに取り組んで、これを実際に効果あらしめるように努力をしているところでございまして、今後とも、なお完全に行われてない分につきましても、つまり検討中のものにつきましてもはなるべく効果が上がりますように努力してまいりたいと存じております。

○鋭切委員 今あなたが御答弁された中で、大きな問題が抜けているのじゃないかと思うのです。それは、防衛力の整備の重点化あるいはまた効率化という問題は何かお触れにならなかったですね。これはやらなくちゃいけないのじゃないかと思うのです。

それから、第三次答申の中に「効率的な防衛行政の推進」というのがあるのです。その中で、防衛力の整備に当たっては、現在の自衛隊の装備等の問題点を見直し、いわゆる正面（艦艇、航空機、戦車等及びそれらの要員）と後方（燃料、補給、修理、通信、教育訓練等）とを全体として均衡のとれたものとするよう努めるとともに、重点的整備を進める。また、その際、費用対効果を重視し、効率的整備を行う。

とあるわけですね。これは指摘されておるわけですよ。だから、こういうふうなことに對して、今回の中期防衛力整備計画では正面装備にだけ重点が置かれた。そして、ここに書いてあるように後方支援が大変に軽視されている。それでなくても

今まで後方支援の問題についてはずっと軽視されてきて、追いついていかなかったわけですね。そういう点からいって、「全体として均衡のとれたものとするよう努めるとともに、重点的整備を進める」というふうになっているわけですから、その際に、費用対効果という問題も十分に重視をして、効率的な整備を図るということですから、この問題は非常に大きな問題だろうと私は思うのですが、これは臨調の答申にあるわけですから、これについて明確な答弁をしてくださいます。

○中倉政府委員 確かに先生おっしゃいますように、臨調の三次答申に一般論的な形で書いてございまして、私、先ほど例として申し上げました失礼をいたしました。

考え方としては、私も、臨調の答申を待つまでもなく、そのような方向で対処していかなければならないと考えておまして、ついせんだったの中期防衛力整備計画におきましても、正面と後方とのバランスをとるということが一つの大きな眼目でございました。御承知のように五十九年五月に、そのときには五九年中業でございまして、五九年中業をつくるというこの指針の中の一つに、正面と後方とのバランスに留意するということというのが大きな柱だったわけでございます。

現実にはできました中期防衛力整備計画も、それで十分かどうかということについてはいろいろ御議論もあらうかと思っておりますけれども、十八兆四千億の中で正面経費が四兆七千五百億、後方経費が六兆五百億でございまして、その辺のバランスは、従前の中期業務見積りに比べて相当後方経費が充実されているかと考えております。

なお、先ほど申し上げました業務運営自主監査委員会も、中期防衛力整備計画で全体の計画は決めたけれども、さらに自衛隊の実際の整備、運用に当たっては効率化、合理化に努めよ、こういうことを受けて効率化、合理化をさらにやっていくかないと、十八兆四千億の中でこの五年間防衛力を充実していく、整備していくにつきましてもなかなか大変だぞという意識がありましてやって

いるわけでございます。そういう意味で、臨調が三次答申でお書きになりました基本的な物の考え方につきましては逐次それを実施に移している、このように考えております。

○鋭切委員 第三次答申に「装備品の使用、調達等に当たっては、延命、転用、標準化等を一層推進し、効率化を図る。また、防衛施設の維持及び整備については、その事業内容を見直し、より一層効果的な実施に努める」ということですね。いわゆる大変に金がかかる。それを金の分においてもカットをし、節約をし、そして行政改革を進めるといわけですから、だから、今は装備品がある時期に來るとノックダウンということをずっとされて、しかしこういう問題も全部一度洗い直して、実際には使えるものまでノックダウンしているのですから、そういうようなことのないように総点検をして、それでももう少し延命とか転用とか標準化とかいう問題について検討するという時代に來たというふうに思うのですが、防衛庁長官、これはどう思いますか。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕
○加藤国務大臣 できる限り装備品を長く使えないかということは常に検討しなければならぬ問題であらうと思っております。同時にまた、余り長く使いますとかって修理費にかかるとい問題とか、費用対効果という面でもかなり問題になる場合もあらうかと思っております。しかし最近、例えばF1にいたしましても、かなり使用期間を長くするよう調査結果になってきたりしているものも、その一つの例でなからうかと思っております。

今官房長が申しましたように、そういった面での努力は私たちが現在やっておりますし、それはまた従来の実績を見ていただければ、局の削減、F1の話等々かなりやっておりますものもあるわけでございますが、今後ともその方向で努力してまいりたいと思っております。

○鋭切委員 今現在、予備自衛官のうち、陸は法律定員が四万三千人のところを四万二千五百六十一人、それから海上が六百人のところを五百八十八

ということになっていまして、予算的にも陸が二十億一千万、そして海が三千万、合計二十億四千万ということになっている。GNP一％というものは防衛庁も尊重するということを言っている以上は、私は何も自衛隊をさらに増強せよというふうな意味で申し上げているんじゃない、少くとも平時においては効率的な運用というものを図って、国民の税金をむだに使わないという考えの方において、やはりもっと人件費についてはメスを入れなくちゃならないだろう。だから、そういう意味からいって、例えば今現在、航空自衛隊については予備自衛官というのはいないですね。これも法律改正等を伴う問題でしようけれども、航空自衛隊についても考えなくちゃいけないだろうというふうに私は思う。また、予備自衛官についてはもう少し処遇の改善をしなければならぬ。わずかにこれだけで、二十億何千万ぐらいいで済んでいるわけですから。そういうことで、私はそう思うのですが、航空自衛隊についてはどうなんですかね、やはり予備自衛官というものは全然考えられませんか。

○西廣政府委員 お答えいたします。

航空自衛隊につきましては、先生御案内のように、主力の戦闘部隊というのは航空部隊でありますので、航空機の減耗等があれば人員が逆に余ってくるというふうな事態もありません。陸上自衛隊のように人員が防衛力の根幹をなすものと若干違う点はあるけれども、先生御指摘のように、航空自衛隊におきましても、例えば基地警備なり防空といった点について予備自衛官というものは必要なのであるというふうに私も考えております。年度予算等におきましても財政当局にお願いをいたしておるところでございます。

○鈴切委員 防衛行車というものは、先ほども防衛庁長官が聖域ではないというふうに言われたわけですが、全くそのとおりである。また、防衛庁だけが聖域化されるということは、国民はその点について、防衛庁はどのようにして懸命に自分たちの行革に取り組んでいるかということ、言うならば

真剣に見守っているわけです。だから、一つは、防衛予算の中に装備の近代化の問題と人件費の問題とがあると私は思うのです。その中でどうしても手をつけなければならぬのは人件費と糧食費、これが実は予算の四五・一％を占めているのです。そのうち人件費が四三・八％、糧食費が一・三、こうなっている。この問題を抜きにしては防衛行革なんというものはあり得ないだろうと思うのです。

確かに「防衛計画の大綱」ということで皆さん方は進められておるわけであって、今現在十三個師団、これに手をつけずと「防衛計画の大綱」の手直しをしなくちゃならない。だから、私どもとしてもそれは賛成じゃない。それじゃ各師団の編成を変えることができないかということなんです。今現在、例えば連隊等の中身がみんな同じだ。それではいざというときに、言うならば効率的な指導といえますか対処ができないような状態になっている。それをずっと今まで続けたまま「防衛計画の大綱」ということでずっと来ているわけですね。

少なくとも私は、一つは、予備自衛官というのに対してもう少し手をつけなくちゃならぬだろう。それからもう一つは、人件費の増大につながっていくところの問題についてメスを入れなくちゃならないだろう。そのためには、連隊とかそういうものの中で、小回りがきくような戦闘集団的なものをつくるべき時期にもう来ているんじゃないかというふうな感じがするんですよ。こういう問題について防衛庁長官、最後ですから、あなたは防衛庁長官としてたゞ膨大に予算を取ることだけに一生懸命やらないで、こういう国民の考え方についても聞く必要があるんじゃないかと思うのですが、その点どうですか。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 先ほど委員の御指摘のように、私たち防衛庁の行政的な側面、例えば病院だとか内局の局のあり方とか、そういった面につきましても私たちは効率化を考えなければいかぬと思

いますし、また後方の面でもかなり効率化を考えなければならぬというのには当然だと思えます。もちろん正面についてもそのとおりだろうと思っております。

このたび政府決定いたしました中期防衛力整備計画につきましては、ともすれば十八兆四千億という金額とGNPの関係だけが注目されておりますが、その中の一つは、陸上自衛隊の十三個師団のあり方というものを少し大きく変えてあるところが、意外に皆さんの御注目をいただけていないのが残念でございます。従来、陸上の師団は一つの機甲師団と十二の普通の師団があるわけですが、その十二の師団は甲タイプと乙タイプの二つだけでございました。今度それを、数え方によって、戦車のあり方等ほとんどばらばらになりまして、そしてその地域、その機能に応じたタイプをつくり上げられるようにいたしました。この二つのものから、機甲師団も入れますと六つのタイプまで分けていったというのは、私たちとしては物事を効率的かつ弾力的に考える第一歩ではないかなと。これは内局と各幕が必死の討論をしながらやってきたものですけれども、これも効率化の私は大きな第一歩だろうと思っております。

そういう精神で、今後装備とか組織のあり方というものがどうあるべきか、次の中期計画をつくるときに向けて私たちはしっかりと議論していくかなければならぬし、衆議院、参議院のそれぞれの専門の委員会でもたゞ大きくいろんな御意見をいただければと思っております。

○鈴切委員 終わります。

○中島委員長 田中慶秋君。

○田中慶秋委員 午前中に引き続き、質問を続行させていただきます。

まず総務庁でありますけれども、人事院勧告の取り扱いについて政府として先ほどもお答えいただきましたけれども、六十一年度までは完全実施に向けて努力目標を示してまいりました。人事院勧告制度を尊重する姿勢を堅持するならば六十一年度以降どうなるのか、現状においてその取り扱いが不明であります。まじめに働く公務員にとっ

て、相変わらず大きな不安の材料がついて回るのはなかならうかと思えます。政府として、六十一年度以降について納得のできるような答弁を示していただきたいと思います。

○手塚政府委員 午前中、後藤田大臣も再三おたつて同じような質問にお答えしておりました。が、去年の官房長官談話、あれは政府としての方針を決めたものと私も理解しております。

私どもは、人事局として給与を担当しております。毎年完全実施に向けて最大限の努力をしておりますが、政府の方針は去年ははっきり決まっておりますと理解して、六十一年度の人勧の取り扱いについては臨みたいと思っております。

○田中慶秋委員 六十一年度人勧については、はっきりとやっているとありますので、六十一年度以降もそのような形で期待をしたいと思えます。

そこで、大蔵省にお伺いしたいわけですが、大蔵省は従来、公務員の給与改善等については相当額を当初予算に盛り込んで予算編成に示してまいりました。しかし、不完全実施が継続する中で給与改善費が徐々に削減されたわけでありまして、六十一年度予算においても、現在一％計上すら削減されようとしております。これらについてどういうふうに考えられているのか。もう一つは、人勧制度を尊重し、しかも完全実施を実現するならば、当初予算でその相当額が計上されてもしかるべきだと思えます。これらについての御答弁をいただきたいと思います。

○竹島説明員 お答えいたします。

まず給与改善費の扱いでございますが、これにつきましては従来から御説明申し上げておるところでございますけれども、これは翌年度の給与改定に備えるための財源措置であるということと昭和四十四年度から計上がされてきておるものでございまして、翌年度の人事院勧告それ自体はちろんのこと、その扱いをどうするかということに

つきましての目安という意味合いのものではない
いせん。

そういうものでございますが、御質問の、六十
一年度の予算におきましてこの給与改善費をどの
ように具体的に扱うかということにつきまして、人
事院勧告の尊重の精神からいいますとそれを計上
すべきであるということでございますし、一方、と
きどきの財政事情を見て具体的な計上率は決
めてきておるわけでございまして、そういう観
点から申しますと、御案内のとおり今大変厳しい
財政事情に置かれて予算編成が進められておりま
すので、その両方の兼ね合いをとりましてこの予
算編成において決定をするということ、今現在、
具体的にどのような扱いになるかということにつ
いて御説明申し上げられる段階ではございま
せん。

それから、第二点の来年の給与改善に十分な財
源措置ということでございますが、これも予算技
術的には給与改善費の扱いになるかと思いま
す。そこで答えは同じようなことになるかと思
います。

以上でございます。

○田中(慶)委員 先ほど総務庁長官、あるいはま
た過去において官房長官から、それぞれ完全実
施、六十一年度、六十二年以降についてもその
ような努力をする、こういうことでありますか
ら、今の大蔵省の答弁というは余りいただけな
いと思うのです。はっきり申し上げて、少なくと
も当然それだけの人事院勧告を想定しながら、あ
る程度の財源措置をしてしかるべきではないかと
思います。それは、今までの流れの中で五十七年
度以降不完全実施、こんな形になってきていた
と思ひます。また、今完全実施を目指して努力し
ていることとなれば、大蔵は少なくともその
ような形で、ある程度の予算措置が必要だ、こ
んなふうに思うのです。今の答弁では私は納得で
きないので、再度答弁していただきたい。

○竹島説明員 お答えいたします。

六十一年度の当初予算における人件費をどのよ
うに組むかという点でございますが、これにつき
ましては、今年度の人事院勧告の取り扱い、今
御審議いただいておりますとおり七月から人事院
勧告どおりということでございますので、その分
は、そのベースでは当然完全実施のベースの予算
が組まれるわけでございます。残る六十一年度の
人事院勧告に対してどう措置するかということ
でございますが、これにつきましては、来年度の人
事院勧告がどういう内容で、どういう率で出るの
かというのを私どもはまだわからないわけでござ
いまして、そういう意味からいって、ありそう
な率を想定して給与改善費を計上するということ
は、従来からもやっておりますし、なかなか難
しい問題であらうか、かように考えております。
いずれにしましても、この給与改善費は単なる
財源措置でございますので、実際に申します人事院
勧告をどう扱うかということに關しましては、け
はだ来御質疑がございしますように、官房長官談話
で、六十一年度の人事院勧告の取り扱いについて
は政府としてはこういう気持ちで対処いたします
というのを申し上げておりました。六十一年度
で、そこは大蔵省といたしまして、六十一年度
の取り扱いについては同じように、完全実施に向
けて最大限誠意を持って対処をさせていただきます
とに変わりはございせん。給与改善費の問題
は、いわば予算上の財源措置の問題というふう
に考えております。

○田中(慶)委員 今回も、少なくとも三カ月余り
完全実施されなかったわけであります。その一つ
には財源の問題、税収の不足、こういうことは
先ほど総務長官から明確に指摘をされたとお
りであらうと思ひます。今回の場合において、官房
長官談話あるいはまた総務長官が、これらについて
具体的に積み残しを含めて完全実施をする、あ
るいはまたそれに向けて努力をするということ
ならば、当初からそういうことは額としてと
必要があらう、それが少なくとも今後の公務員
の皆さんの勤労意欲の問題を含めて不安のない形

につながることであらう、私はそう思うのです。
コンマ五%とか一%とかいう問題じゃないと思
うのです。ですから相当額を計上されてもしかるべ
きではないか。どう思ひますか。

○竹島説明員 お答えいたします。

再三同じようなお答えで恐縮でございますが、
給与改善費の扱いにつきましては、財政事情が大
変厳しいということも御案内のとおりでございま
すので、今の御意見も踏まえた上で、この予
算編成の過程の中で慎重に結論を出していき
たい、かように考えております。

○田中(慶)委員 これからの予算編成に当た
って、ぜひそういうことを考慮に入れて努力をし
ていただきたいと要望しておきます。

今回の給与法は、率とすれば人事院勧告ど
うありましたが、実施時期は七月一日とい
う形で、すなわち三カ月ほど不完全実施をされ
たわけであります。一つは、給与法の提出につ
いては総務庁は何を基本として提出をされたか、法
律の根拠等を明確にしていたか。

○手塚政府委員 閣法と言っております内閣から
提出いたします法案、これは憲法上も、内閣総理
大臣が内閣を代表して議案を国会に提出すること
になっております。それで、国家行政組織法でそ
の閣法を各行政機関、漏れのないように分けるこ
とになっておまして、その中で受けるところが
ないような場合には、実は内閣審議室あるいは総
理府、これはかつて四十年に人事局ができました
は、こちらで法案を提出していただくわけございま
す。四十年に国務大臣を長とする総理府にかわ
りまして人事局ができました。それ以後、人事局が
これを担当して法案を提出するということにな
っております。

○田中(慶)委員 そうしますと、この給与法案の
内容については、どのような調査、検討をされて
まいったかというのを含めて御答弁をいたされ
たいと思ひます。

○手塚政府委員 政府の立場は、人事院勧告を最
大限に尊重するということでございます。人事院

が専門的な立場、中立・第三者機関の立場で、民
間の実情も調査しながら検討して出されてこられた
案に極力沿う形で常に検討して、法案化している
ということでございます。

○田中(慶)委員 そういふ一つの前提はあると
しても、結果として財政事情とか国民的な批判の
問題、さらには税収不足等の問題が必ずついて回
る。しかし調査、検討という中では、人事院制度
そのものを考えたときに、そういうことが付随し
てきてはいかぬと私は思うのです。ですから、極
端なことを言えば、公務員の給与制度の改善等
の所管事務、すなわち人事院にそのすべてが帰属さ
れているのであると理解してもいいのではない
か、こんな感じにも受け取れるのですけれども、
いかがでしょうか。

○手塚政府委員 先ほど触れましたが、ほかの
行政機関は内閣の統轄のもとに置かれるわけで
で、人事院は内閣の所轄のもとに置かれるという
こと、人事院は内閣からやや離れた中立的な機関
ということになっておるわけで、したがって、内
閣として提出する法律案は内閣総理大臣が出す
ということ、人事院は憲法上も提出権がないとい
うことになっておるわけですから、もしそれを認
めるとするならば、例えば憲法を改正して人事院を第
四機関のものに改組するという御趣旨なら理解
できますが、その是非はまた別かと思ひます。

○田中(慶)委員 四十四年だったかスタート
時、帰属法案に似たような形で提案された経過が
あるのではないかと申すのですけれども、その辺
はいかがでしょうか。

○手塚政府委員 先生の御質問の趣旨をちょっと
とりかえたのですが、人事院が提出したことはか
つてないと思ひます。

○田中(慶)委員 人事院がスタート当時、法案
あるいは法案に近い形で提出された経過があると認
識しているのですけれども、その点はどうでしょ
うか。

○手塚政府委員 人事院は専門的な知識、ノー
ウも持っておりますし、スタッフも持っております

す。したがって、法定的な形にまゝとめて意見を申し出るというようなことはございませう。その場合にも、こちらはそれを極力尊重して処理するということをやっております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、人事院制度を尊重し、かつまた、この人事院ができた生い立ち、さらに公務員の今回までの制度の中で考えてまいりますと、こういう点では、政府と人事院の間がもっと密接な形の中で勧告どおり実施されることが望まれるわけですし、これからのそういうことが期待されるわけですから、そういうことを含めて今後より検討を加えていただきたいと思ひます。

○手塚政府委員 かつてイギリスで公務員省という形の組織をつくりましてやりましたが、サッチャーのけきりに触れてつぶれてしまいました。日本の場合には、人事院総裁もよくおっしゃっておられることですが、今の人事院制度はいい形でよく定着しているのではないかと。そういう意味で、独立した第三者機関としての人事院、それから使用者・政府の立場での総務庁、この両者があつてうまくいっているのではないかと私は思ひます。

先生の御指摘のとおり緊密な連絡はとつていきたいと思ひますが、立場は立場として両者の立場はある、これは御認識いただきたいと思ひます。○田中(慶)委員 私の言っているのはそういうことではなくて、少なくともお互いに尊重するという前提、人事院は財政事情とかいうことと関係なく、先ほどから総裁が言われているように、独自の立場で公平に民間との競争や諸条件を含めてやられているわけですから、そういうことを尊重する立場ならば、法律を提出する総務庁がそういうことを含めてそれを尊重する、こういうことを前提としてやっていたらいいということをお願いし、かつまた、その人事院制度そのものもちゃんと理解していただかないと、いつの間にか積み残しがあつてそれがなし崩しになることをすべてがおそれているわけですから、そういうことが

ないようにということを申し上げているわけですね。

○手塚政府委員 午前中の質疑においても、人事院としては財政事情まで勘案しては勧告できないという総裁の答弁もございました。逆に政府は、厳しい財政事情、行革推進というような状況の中で総合的に判断しなければいけない、しかしその中の人事院勧告の位置づけといったものも政府として十分考えていかなければいけない、これを踏まえて、時期も大変かかたかりしておりますが、最大限の尊重ということで勧告の取り扱いの決定をやっておるわけでございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、午前中から指摘しているように、勧告されてから閣議決定するまで時間がかかり過ぎたり、あるいはわずかを削つてみたり、いろいろなことがあるわけですから、制度を尊重する、あるいは人事院制度が今後の制度の問題を含めて存続かどうかまで影響することもあるわけですから、そういうことのないようにということを重ねて申し上げておきます。次に、防衛庁の給与改定の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

今般の公務員給与改定に関する閣議決定によれば、特別職の国家公務員については、おおむね一般職の職員の給与改定の趣旨に沿つて給与改定するというものになつてゐるわけでありませう。今回提出されてゐる防衛庁職員の給与改定法の概要についてまず伺つておきたいと思ひます。

○友藤政府委員 お答えいたします。このたび私も出しております法律案には、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じまして防衛庁職員の給与改定を行うというところでございまして、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校、防衛医科大学校の学生手当を改定するものでございます。また、特に今回、一般職の国家公務員においては職務と責任に應ずる給与の原則をさらに推進するため、行政職等の俸給表について職務の等級新設、統合を行う等俸給表の全面改定を行うこととしたしておりますが、

防衛庁職員につきましても一般職の改定の趣旨に準じまして、参事官等俸給表にございましては、職務の等級を増設いたしますとともにその呼称を改め、自衛官俸給表にございましては、将及び将補について当該階級の対応する職務の等級等との均衡を図りますため、将(二)欄を廃止し将補(一)欄及び将補(二)欄を新設いたしますとともに、一佐につきまして、その職務の複雑性・多様性に対応させまして、一佐の(一)欄、(二)欄及び(三)欄を設ける等の俸給表の改定を行うこととしたしております。なお、これに伴ひ別途、今後五年間を目途にいたしまして、将九十六のうち一部を将補に変更いたしますとともに、将補二百二十七のうち一部を一佐に変更することとしたしております。

以上が、今回の法律案の内容でございます。○田中(慶)委員 今般の自衛官の俸給表の改定は、将官、一佐と上位の階級に手厚く、曹、士長、士の下位階級に厳しいという不公平があるのではないかと感じを受けるのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○友藤政府委員 今般の自衛官俸給表の改定に当たりましては、先ほど申し上げましたように、将補の一部についてはその官職の重要性に應じ一部指定職評価が受けられるようにいたしますとともに、将補及び一佐の一部についてはその職務の内容にふさわしい一般職の等級に相応するようになつておるわけでございますが、一方では、現行の将(二)職についても今後五年を目途に逐次将補職に変更いたしますし、将補の一部についても同様に一佐に変更するという厳しい内容になつておるわけでございます。まして、上位等級に手厚いということばかりではございません。

また、三尉から准尉、曹長の階級につきましては、その基準等級が公安職(一)の五等級、新しい三級になるわけでございますが、これであつたものを、公安職関係職員との処遇の均衡及び定年前の隊員の処遇改善を図ります見地から、これを公安職(一)の四等級、新しい等級でいきますと四級水準を一部取り入れまして改善を行つておるところで

ございます。

○田中(慶)委員 説明やあるいは今度の新しい俸給表を見ますと、上位に手厚く下位に厳しいというような感じがありますので、やはりこういうことはできるだけないように、現場での不公平、不満という点についての配慮をやつていただきたい、こんなふうに思ひます。

特に、防衛庁職員の給与法が成立いたしますと、一般職に準じてということでありませうから、そういう点では一般職と専門職といひますか、こういう形で考えてまいりますと、それらにおいての格差といひますか、そういうものはあるのですかないのですか、明確にさせていただきたいと思ひます。

○友藤政府委員 今般の改正案におきまして、お尋ねのいろいろ階級と一般職の等級との対応関係のギャップでございませうとか、あるいは先ほど申し上げましたように、三尉から准尉、曹長あたりの階級におきます公安職の職員との均衡のずれ等につきましては、今回大幅に手直しをしていただきます。まして、一般職の類似の職員の水準と相均衡いたしますように私も努力をいたしたいと思つております。

○田中(慶)委員 私が聞いたのは努力じゃなくして、現実一般職との格差が出ているかどうか。出ているなら明確に答えてくださいということをお願いいたします。

○友藤政府委員 今般の改定によりまして格差はなくなるものと考えております。○田中(慶)委員 そこで伺ひたいわけですが、けれども、今回の給与改定で昭和六十年度の所要額、すなわち本給にアップ率と額、あるいは手当にアップ率と額を掛けますと、当然ここには所要額が出てまいります。それらについて説明をいただきたいと思ひます。——今の質問は、それでは後で計算して述べていただきたいと思います。いづれにしても、明確にさせていただきたいというの

はなぜかという点、防衛費総額の中における人件費の割合、経費の割合、そういう点を明確にするためにお聞きしているのです、わからなければ後ほど計算をしてお答えをいただきたいと思ひます。先に行きます。

そこで、実はこの自衛隊が、それぞれ国を守るという立場、あるいはまたさらに災害時に活動するといふいろいろな形であるわけでありまして、けれども、例えば災害時の一例として、日航機事故について自衛隊の救出が遅いとかいうマスコミからの批判があった、こういうことも言われておりますが、どのような対応をされて救出作業に当たったのか。数、規模あるいはまた総額費用等がわかりましたら教えていただきたいと思ひます。

○西廣政府委員 お答えいたします。

先般の日航機の事故に際しましては、八月十二日でございますが、十八時五十七分、その時点でレーダーから事故機の機影が消えたということ、これは緊急事態であるという認識をいたしました、アラート、待機についておりましたF4E、これを自衛隊の自主的な判断で災害派遣をいたしました。これは自衛隊法八十三条の二項のただし書きに基づく自主的な判断でございますが、したがってそれによりまして、十九時一分に発進をさせまして事故現場を確認させたということでありました。

同時に、十二師団隷下の松本の部隊、あるいは相馬原の部隊、あるいは航空自衛隊の入間とか熊谷といった比較的現場に近いと考えられる部隊の隊員を非常召集いたしまして、隊員を集めたわけでございます。

その後、運輸省の方から、航空自衛隊に対しましては二十時三十三分に、また陸上自衛隊に対しましては二十時三十分、災害派遣の要請がございましたので、自後、陸路現場に向かわせたという状況でございます。

その後、二カ月間災害派遣を実施いたしました、その間の人員延べ五万二千人、車両七千七百九十両、航空機約一千二百機というものを投入

いたしました。災害派遣に当たられた次第であります。

○田中(慶)委員 今度の日航機の捜査に当たっては、今それぞれ説明を承っておりますと、救出が遅いとかマスコミの一部から批判があった等の問題について、防衛庁はどのように受けとめられておるのか、承りたいと思ひます。

○西廣政府委員 お答えいたします。

今回の事故、これはあつてはならぬ事故でございますが、私どもとしてはいまだかつてない態様の事故でございます、それなりに非常に貴重な体験、勉強をしたわけでございますが、そのために、事故の発生時から最終段階まで各段階につきまして、いろいろな面で反省をいたしますか分析をいたしてみたい。これは、この種の災害派遣に対する指揮統制の面、あるいは通信連絡の面、あるいは現場の実際の救出作業の面、そういったそれぞれにつきまして、ソフトの面あるいはハードの面、両様の面につきましてあらゆる角度から検討いたしました。

かいつまんで二、三の点を申し上げます、例えば、従来、私どもの方の災害派遣の任務付といひますか任務分担といひるのは、例えば天災だとかそういうものを中心として考えておりましたので、地域的に任務を与えておいたわけでございまして、ところが今回のような事故であります、地域における陸上からの救援のほかに航空機等が多数出動しなければいけません。ということになります。

と、ある災害派遣部隊の指揮系統といふものが非常に広範になってきてしまふ、あるいはある地域だけのものでは分担し切れないといった面もございまして、私どもとしてはそういった災害派遣のための任務区分その他について再検討してみたいというふうな反省もいたしております。

また指揮、通信連絡等につきましても、御承知のように特に陸上部隊等は基本的には有事は独立して戦闘するといふようなことを考えておりますので、中央との指揮、連絡を最小限のものにとどめるような形で、指揮、通信手段等もある意味で

は比較のお粗末であるわけです。ところが、今回のような事故になりますと非常に通信量があふてくる。ということになります、現状のようないわゆる搬送通信と申しますか、一通話か二通話しか通らないといふような通信ではとても対応し切れない。やはりどこに起きるかかわからない事故に對してかなりの量の通信手段を確保するということになります。例えば衛星通信を利用するとかいふようなことが今後は必要になってくるなどというふうなことも反省材料の一つであります。

また、今回の実際の救出活動等を通じてまして、その計画の立て方、実施の仕方等いろいろ反省してみますと、今から思えばもっとこうやたらよかったですのではないかとという点もかなりございまして。

そのほか、実際の救出のための装備、あるいは夜の間の空からの救援、救出等については、例えば監視装置とか、そういった面のものが装備されておたらどの程度のことができたかというふうなこともいろいろ検討いたしました。ただ、現状のところでは、残念ながら、あのような高地にある、しかも月も出ていないような夜に夜における急峻な傾斜地での空からの救出が十分可能なような、例えば監視装置であるとか投光装置といふたものでこれさえあればできたのにと、いふものは、まだ今のところ必ずしも発見されていません。

見つかっていないというのが現状でございます。そういう意味においては、今回自衛隊としては精いっぱいのことをやっただと思ひますが、なお今後とも引き続き、私どもいろいろな仕事のやり方の面あるいは装備そのものについても検討し、改善をしていきたいと思ひます。

○田中(慶)委員 今通信や救急のあり方、さらにはまたヘッド、ソフトの面を含めて御説明いただいたわけでありますけれども、特に夜間捜査態勢といふものが今回の大きな問題であつたかと思ひます。そういう点では、今お話にもありましたが投光器の問題とかいろいろなこととされておりますけれども、反省点は反省点として、今後、災害時

を想定しながら、そういう問題を含めてあらゆる点を想定して、初動捜査に落ちないようになりうることが必要であらうと思ひます。そういう点いかがでしょう。

○西廣政府委員 先生御指摘のとおり、まさに我々としては、今回の事故、実際に救出救難活動に当たりましていろいろ改善すべき点もある、しかしながらできない問題もある、いろいろありますけれども、運用の面あるいは装備の充実の面その他、自衛隊のみならず制度全般として改善すべき点は多々あるかと存じております。

○田中(慶)委員 そこで伺ひたいのは、災害の緊急時において、例えば今回自衛隊が出動したとき、高速道路で現地に急行しようとしたら高速道路料金を請求され、全員が作業服なので持ち合わせの金もなく、そういう点で大変戸惑つたといふことで、それぞれ皆さんが少しづつのお金を出し合つて支払つたということも聞いております。入間、浜松岡基地などこの一連の関係のことと言われているわけでありまして。同じように警察車両が通つたときは無料であつた。こういうこと等を含めて、こういう一連の災害時における救出のあり方というところは、ある程度の連携や、あるいはまた、そういう点については道路公園を含めて明確な一つの方向づけが必要ではないかと思ひますけれども、建設省としてこの辺はいかがでしょう。

○藤井説明員 お答えいたします。有料道路を通行する車両からはすべて料金を徴収させていただくというのが一般的には原則でございますけれども、先生御指摘のように緊急時に活動する車両につきましては当然のごとく例外が設けられております。具体的には申しますと、道路整備特別措置法第三十九条の第一項におきまして、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車等は無料で通行できるとされております。また、形式的に緊急自動車に該当しないものでございまして、災害救助のため使用される車両等緊急自動車に準じたもの

につきましては、告示によりまして無料で通行できることといたしております。

さて、今回のような自衛隊法八十三条に基づきまして災害派遣をしていただくような場合、部長等が発行する証明書を提示していただくことと、この一般的なものでございまして、いろいろな証明書を発行する時間的余裕がないというような場合もあるかと思ひます。このような場合、通常は、自衛隊から例えば有料道路を管理する公団等へお電話をいただきまして、身分証明書の提示のみで通行できるような方法をとっております。

したがいまして、今後、こういうような災害派遣のときに、この災害派遣の努力をなされる方に支障のないよう、建設省といたしまして十分指導をしてまいりたいと思ひます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、災害はいつやってくるかわからぬわけですから、そういう点では今回の例を二度と繰り返さないように、内部で意思の疎通をしていただきたい。これは要望をしておきたいと思ひます。

そこで、実は、この災害派遣で派遣者に対する手当の問題があるわけですが、例えば自衛官が一日派遣されますと六百六十円、しかもこれは二十四時間以上勤務しないと支給されない。片方においては、消防職員やあるいはまた警察職員が派遣されますと、大体四千円から五千円の支給をされている。災害の扱いにこういう形で現実には差があるというところはちょっとおかしいことではないか。こういうことで、しかも一言も不平も言わずに、何らかの形でその対策やあるいは救助に努力している姿を見たときに、私たちはただその行動やあるいはまたその行いを感謝しておりますけれども、現実にはこのような格差があったというのを聞いておりますので、防衛庁としてこれはどういふふうに考えられているか、答弁を願ひたいと思ひます。

○友藤政府委員 今回の事故に際しまして、自衛官と警察官の間で、支給される金額に大きな格差

があったのではないかと、ございしますが、実は現地に出ております警察官はほとんどが地方公務員でございまして、国家公務員でございまして、自衛官とは給与制度の違いもございまして、単純に比較することはどうかと思ひますけれども、地方公務員の警察官の場合は、勤務時間外の勤務につきましてはいわゆる超過勤務手当が支給される制度となっております。それに対して自衛官の場合は、御案内のとおり常時勤務態勢というございまして、いわゆる超過勤務労働の概念を排除しまして、あらかじめ俸給で調整をして、超過勤務手当相当額を俸給に繰り入れておるというふうな俸給の構造になっております。したがいまして、先般の災害派遣のときにおきましては、自衛官にはこの超過勤務手当に相当する手当は支給をされませんで、御指摘の災害派遣手当、日額六百六十円だけの支給というふうな形になってわけでございます。一方、地方公務員でござい

ます警察官の場合は、そのときの超過勤務時間数に応じて超過勤務手当が支給されるというふうなことだと思ひますので、このような制度の違い等が支給額の差になってあらわれてきたものと考えておるわけでございます。

しかしながら、いずれにせよ伝えられるような、制度上の支給額の差が実質的な格差というございまして、自衛官の処遇という面でもいろいろ今後の問題もあらうかと思ひます。今後、こういった実態についてよく調査をいたしまして、災害派遣手当等の改善等について検討をしてみたいと思ひます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、災害で同じ仕事をやってこのような格差があったのでは、それこそアンフェアだと思ひます。そういう点では、そういうことのないように一日も早くその対策を検討していただきたい、こういうふうに申し上げておきたいと思ひます。

そこで、防衛庁の自衛官の人事等について、どのような規定と手続で行っているのか、具体的に説明を求めたいわけでありす。特に佐官、将補、

将官、幹部職はどのような手順でなっているのか。また、外部からの圧力に影響はされないかどうか。そのような配慮がされているとするならば、どこからきているのかということもまた冒頭に伺ひたいと思ひます。

○友藤政府委員 お答えをいたします前に、先ほどちょっと答弁漏れになりました部分について……(田中(慶)委員)それは後でいいよ、時間の関係があるから(と呼ぶ)よろしくございすか。それでは、自衛官の人事でございすますが、私ども幹部自衛官につきましては、幕僚長、統幕議長等の任免は、直接防衛庁長官が任免権者でございす。その他の一佐以上の幹部につきましては、幕僚長の意見を聞いて防衛庁長官が任免をするという形になっております。

補職につきましては、統幕議長、幕僚長は防衛庁長官が補職をいたします。その他の将、将補につきましては、幕僚長の意見に基づきまして防衛庁長官が任命をする、あるいは一佐につきましては、幕僚長等の意見具申に基づきまして防衛庁長官が任命をする、かような形になっております。それから、外部からの圧力その他の介入の問題でございすますが、御案内のとおり、自衛隊法には三十九条の「人事に関する不正行為の禁止」の規定がございす。私どもとしては、人の要素は特に重要でございすので、任免権者の責任のもとに公正かつ厳正に実施をいたしておるところでございまして、いやくも自衛官の人事が外部からの圧力により左右されるというふうなことはございせん。

○田中(慶)委員 そうしますと、実はここに「文芸春秋」の新年号、六十一年号があるわけでありす。ここに「日航事故・ある自衛官の涙と殺意」という記事があるわけでありすけれども、防衛庁はこの記事を読まれているかどうか、記事の内容のことが庁内で起こっているかどうか、お伺ひをしたいと思います。

○友藤政府委員 御指摘の「文芸春秋」の記事については、読ませていただいております。

○田中(慶)委員 そうしますと、この記事によりまして、田岡記者が自衛官に対し、おまえなど飛ばしてやる、こういう暴言を吐いていることになっているわけでありす。このような言葉が庁内で相手に伝えられるのは、当の記者が過去において自衛官を飛ばした事例があり、その自信と背景においてそのような発言がなされたのではないかと、こういうふうに見えてくるわけでありすけれども、そのような事例があったのかどうか。

○友藤政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、記者に限らず、過去、庁内の人事に外部から介入があったような事例はございせん。

○田中(慶)委員 しかし、その内容を見ますと、いづれにしても過去にそういうふうなことがあったのではないかと、私はこんなふうに推察をいたします。今局長が言われたように、少なくとも人事というものは公正で、かつまた、特に自衛官の人事というものは配慮しなければいけないものである、いたずらに庁外からの第三者に人事が関与されることがあってはいけない、こんなふうに私は思ひます。そういう点で、例えば取材の自由の名のもとにこのような言葉が吐かれて、自衛隊の取材活動が現実には庁内で黙認をされる、あるいはまた公務員の職務執行の維持が、現実にはそのような形で、飛ばしてやるとかそれに似たような言葉によって、秘密漏えい等の問題も出てくるのではないかと。こういうことも含めて、今後の方策も含めて防衛庁の所見をお伺ひしたいと思います。

○友藤政府委員 防衛庁には防衛記者会というクラブがございすますが、そのクラブに所属しておられる記者の方々は、庁内におきまして、原則としてインタビュー、取材申込書の申請をすることなく、取材をされる人の業務に支障のない範囲で、自由に取材活動ができることになっております。ただ、本件の場合のように、通常と違つた形で、割と大きな声でいろいろな取材と申しますか議論と申しますか、あったように、ございすので、そういうことが今後ないように、私から十一

月十三日に、当該記者の方に十分注意をしてくださる様に厳重に抗議を申し上げておきました。

○田中(慶)委員 今の説明ですと、この「文芸春秋」の内容は、事実そういうことがあったんですね。もう一度確認しておきます。

○中央府委員 私がある場面にいたわけでもありませんので、全く一〇〇%そのとおりだということとは断言いたしかねるわけですが、両方の当事者から話を聞いた限りにおきまして、詳細、細部については断言はできかねる部分がございますけれども、大筋としては大体そのようなことがあったやに伺います。

○田中(慶)委員 いずれにしても、こういうことが取材のために、あるいはまた取材という名のもとに現実にあつていいものではないと思います。今あなたは太刀筋においてはどういうことであつたのですけれども、これは重大なことでありまして、あなたの手元にはないならば、今こちらでコピーしたものがあつたから、委員長、届けてやってください。

○中央府委員 私は大筋と申しましたが、例えば、先ほど申し上げましたように、両方の当事者の話が食い違つてゐる部分がございます。

この記事では、今お話に出ておりましたように「どっかに飛ばしてやろうか。せつかく、どっかの飛行群司令にしてやろうか。思つていたのに……」という発言があつたやに書かれておりますが、そのような発言があつたと片方は申ししますが、それから片方の方へ伺つてみますと、そういうことは言つておられないということを言つておられます。テープレコーダーがあつたわけでもございませんし、私がそこにいたわけでもございませんので、その辺のところは不確かな部分もあるというところでございますが、とにかく十月十六日午後二時ごろに、両方の当事者で、いろいろここに書いてありますような大筋のような話し合いがございますか議論と申しますか、そういうことがあつたということでございます。

○田中(慶)委員 そうしますと、おおむねこういうことがあつたということは、過去において第三者によつて人事の介入があつたということもあつたわけですか。

○中央府委員 過去にそういうことがあつたというのを私は申し上げてゐるわけでもございません。また、そういうことがあつたわけではございません。ただ、私が申し上げておりましたのは、そういう意味でのやりとりが十月十六日に両当事者間で話があつた、こういうことでございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、この人事問題を含めてこういうことがあつてはいけないと思ひます。防衛庁長官、これらについてあなたはどのように認識をされるか、あなたの所感をお伺ひしたいと思います。

○加藤國務大臣 自衛隊の特に制服の人の人事につきましても、かなり多くの人が見ている中で決定されるのではないと思ひます。例えば、特に海上自衛隊のような場合には、ある将官クラスに昇任するかどうかにつきましても、もう本当に何十人かの会議でみんなで大衆討論して決めている——大衆討論ではないのですが、将官クラスの既

に将になつてゐる人たちの会議で決めているというやうな大人数の会議で決めているわけでありまして、そういう意味で不正のないやうな非常に大きな仕組みが私にはできてゐると思ひます。一部の人が外部から圧力をかけて、それで人事が動くというやうなものではないと自信を持つて申し上げられるのではないと思ひます。

それから、先ほどから本日発行されました「文芸春秋」の記事、それから、先ほど御提起がありました佐藤室長の発言等の問題がいろいろ御議論いただいておられますけれども、私たちは、政策問題につきましてもシビリアンコントロールをしっかりと守つておくことの原則は確保しておかなければならない、こう思つております。

今度のJAL機の事故とそれから出動に關しての技術的な点につきましては、多くのマスメディア

アも、直接担当した制服の人たちに話を聞いてみたいという形で、何度かテレビのモニタングショーやアフタヌーンショーにも呼ばれて、事実關係については、また技術的な点についてはインタビューにに応じていたやうであります。

私、今度の事故とそれから防衛庁の立場、それを外に発表する、そういう形を自分なりに長官として見ておつた場合に、今まで自衛隊の場合は災害出動した事実さえも余り言わないやうにしておる、つまり何にもしゃべらない方が大丈夫なんです、というやうな形の伝統ができてしまつてゐるやうに思ひます。これでは士氣にかかわると私は思ひます。何人出たか、そして皆さんから遅いと言われたい、こういう理由で遅かつたのですという

ことは、こういう言ひだけの立場を与えてやらなければ、あれだけ過酷な立場にあつて作業してゐる隊員に対して、私はいかゝいやうであり士氣の高まらないことになるのではないかと、こう思つておるやうな意味で、佐藤室長が、私的な立場であつても、自分の立場をわきまをえながらあつた種のものを書いたわけですが、それについては

中人が訂正したわけでございます。私は、事実關係、技術的なことについては、やはり自衛官といへども、防衛庁といへども発表する場があつてもいいのではないかと、全体的にはそう考へております。

○田中(慶)委員 長官の所感をお伺ひしたわけでありましても、しかし、現実にこのやうな「文芸春秋」の中で、これは一般に発売されてゐるわけでありまして、これらについてはやはりその所感というものは——今あなたから具体的にこれに対する所感がまだ述べられてないやうに私は思ひます。あなたは全体的に人事の問題とかそういうことを含めてお話をありましたけれども、この問題については私は、あなたはよく熟知しておりますかというのを申し上げておるのですが、この問題について熟知しているかどうか説明がなかつたわけでありま

す。その辺もう一度……

○加藤國務大臣 私もこの問題につきましては果次報告を受けております。きょう出ました「文芸春秋」の全体の記事は、きょう出たものでありまして、朝から私はここにおりましたので、全部はまだ読んでおりません。今途中まで読んでおつたのですけれども、大體官房長から報告を受けておつたこととこの記事に書かれてゐる、そういう印象を持ちました。

○田中(慶)委員 いずれにしても、こういう形の中で、今自衛隊のあるいは防衛庁の管理体制からあるいはそれぞれ災害時における取り扱ひの問題、そしてその結果どういふ問題が出てきてゐるわけでありま

す。それからよつて、第三者による介入によつて、日本の安全と平和を守る立場にある防衛庁が、人事その他に介入はされてゐないやうに、その辺について毅然たる態度で臨んでいただきたいと思います。その点について

の御所見をお伺ひしたいと思います。

○加藤國務大臣 私たちの防衛政策はシビリアンコントロールに基づいておまして、一番最初の内局で、そして国防會議、閣議、そして最終的にはこの国会の場という一番強いコントロールに従うわけでありま

す。それが私たちの従うべきやうなれば影響力でありまして、特に人事等につきましてよその人から恣意的に言われてそれが動くということは、これまでもなかつたと思ひておりますし、今後ともそれはあつてはいけない、こう思つております。

それから、先ほど答弁の機会がなかつたのでございませうけれども、私たちはシビリアンコントロールをしっかり守つておまして、例えば事故機の処理につきまして技術的、事實關係について制服の人間が発表しておつたからといつて、それが我が国のいゝゆる軍国主義の道に行くやうなそんなことには絶対ならないし、それほど私たちはシビリアンコントロールに自信を失つてゐるやうなことはいたしてございせん。私たちは、彼らに事實關係、技術的なことについてはちゃんと発言さ

せても、しっかりとシビリアンコントロールを保っているという自信を持っているというのを申し上げさせていただきます。質問の骨子をちゃんとわきまえて答弁しないと、五百五十億のお金を出すための基礎数字がもうなっているわけですから、そうすると先ほどのいろいろな問題が出てくる、こういうことで、誠意のない答弁というものが誤解を生むことになりまして、注意をさせていただきたいということを要請して、質問を終わらせていただきます。

先ほどの答弁漏れといいますが、若干まだあと時間がありますので、御答弁をいただきたいと思っております。

○友藤政府委員 自衛官は一人当たりの平均増加額一万二千五百十四円、改定率が五・八％、参事官等におきましては同じく一人当たり平均増加額は一万七千三百二十四円、改定率が五・四％、事務官等は一万八千八百八円、五・二％でございます。それで総経費でございますが、約五百五十億円所要でございます。現在人件糧食費の総額が一兆四千三百三十九億円ばかり当初予算に計上されておりますが、このうち百三十三億ばかりこれに充てるための費用がございまして、約四百二十億がこれに加わりますので、人件糧食費は一兆四千六百億円ばかりになるかと思っております。

なお、このパーセンテージにつきましては、今後この経費については補正で処理されるところでございまして、差し控えていただきたいと思います。○田中(慶)委員 質問の趣旨に答弁が沿っていないと思ひます。私が申し上げたのは、本給にアップ率を掛けるのと俸給に対する額が出ます。手当に対するアップ率を掛けてみますとその額が出ます。総体的に五百五十億というのは、そういう形の計算があつて初めて出るのだと思ひます。同時に、五百五十億が当初予算の中である程度ベースアップ分を見込まれた額、そして今四百二十億がプラスされますと、人件費の防衛予算の中における比率、一兆四千六百億なら六百億というのは単純計算で割れるわけですから、その比率は差し控えておきたいというそういう誠意のない答弁が誤解を生むわけでありまして。

時間がなからこれ以上はやめますけれども、それは後ほど文書でいただきたいということを申し上げておきます。質問の骨子をちゃんとわきまえて答弁しないと、五百五十億のお金を出すための基礎数字がもうなっているわけですから、そうすると先ほどのいろいろな問題が出てくる、こういうことで、誠意のない答弁というものが誤解を生むことになりまして、注意をさせていただきたいということを要請して、質問を終わらせていただきます。

○中島委員長 瀬長亀次郎君。○瀬長委員 私は、まず公務員給与の問題について質問いたします。政府の人事院勧告を三カ月おくらせて実施するやり方は、月々の給与引き上げ額が三カ月分値切られるにとどまらず、夏の期末・勤労手当にも影響を与え、実質的には四・九カ月分、平均約七万円の人の価値切りとなります。これは、人勤制度を公務員労働者の代償措置として設けた経緯からいたしまして、また、公務員労働者の最低限の要求である人の価値切りの実施を踏みにじる不当なものであると思ひます。

同時に、今年度の勧告には俸給制度の改正が盛り込まれております。行政職(表)の場合には、等級を現行の八ランクから十一ランクにふやしています。既に各省庁ではどの職員をどの位置に格付するかという格付作業が始まっていますが、この中で起きている問題に、これまでの慣習を無視した人事の逆転現象や、等級の増設によって昇格ベイスがおくられて、退職時到達点の等級が後退するなどの問題があると思ひます。

私は、この俸給表の改正は職務給を強化するもので反対であります。少なくとも新俸給表への職員の格付については、職場の合意を得られる公正、民主的で、かつ、職員の意欲が出る運用をすることが必要ではないかと思ひますが、この点について伺いたいと思ひます。

あわせてもう一点、専門行政職俸給表の新設についてお聞きしたいと思ひます。

航空管制官など専門的職種の職員に適用するこの俸給表は、当然のことながら、職員の専門的知識または経験の評価を重視し、処遇についても改善されなければなりません。しかし、新設された専門行政職俸給表は、今までの行政職(表)とほとんど横並びであり、専門的職員の処遇改善につなげていないのではないかと思ひますが、これらの点について人事院総裁の御見解を伺いたいと思ひます。

○鹿兒島政府委員 お答え申し上げます。初めに、今回の俸給制度改正によりまして新等級が設けられる、これにつきまして格付作業ということでありまして、これは正確には、御提案申し上げております法律が成立した後に格付をすることになるわけでございます。ただ、年末も迫っておりますので、各省それぞれ立場におきまして、私も現在の考え方を御説明いたします。この考え方に基きまして現在格付作業の準備を行つておる段階でございます。

この格付につきましては、今お話もございましたように、職務給の原則というものをより一層明らかにするということが建前になっておりまして、この新しい職務給につきましては、これもいづれ法律が通りました際に決定いたします級別資格基準表に基づきまして、新しい等級にどのような職員が該当するかということを決めてまいることになるわけでございますが、いづれにいたしましても、職務の責任と内容に応じて新等級にそれぞれ決定をするということになります。

そこで、現在、例えば一つの等級の中に二ないし三の官職、上下の官職が混在しているということになりますと、そのこと自体が職員の勤労意欲に大きな影響を与えることとなりますので、しかるべき職にはしかるべき等級の給与を支給するということが、より一層公務員の勤労意欲を高め、公務員率の増進に資するものだといふぐあいに私も考へておるところでございます。それから、昇格ベイスの話も出ましたけれども、これも先ほど御議論がございましたけれども、新しい等級を設けることによりまして、制度値とい

たしましての級別資格基準は変えるつもりがございません。先ほど五等級で御説明した例がございまして、現在の五等級から四等級へ参りますその中間に新五等級に相当するものができるわけでございますが、現在四年間必要になっておりますものを二年、二年にするということでございます。

二番目に、専門行政職俸給表の御質問でございますが、これもお話がございましたように、職員の専門的知識や経験を評価するために新しい俸給表を設けたわけでございます。高度の専門的知識を必要とするということ、それからその採用形態等を見ましても、かなり特定の職層に限って特定の職員を採用するというような、他とはつきりと区別ができます方々をこの専門行政職俸給表に決定することとございまして、代表的な官職としましては、これも再々申し上げておりますが、航空管制官でありますとか特許の審判官がそれに該当するわけでございます。

この新しい専門行政職俸給表の水準のお話でございますけれども、基本的な考え方としましては、これまでこれらの職員が属しておりました現在の行政職(表)とほぼ同水準の俸給表ということにいたしております。広い意味で申しますとやはりこれは行政職でございますので、行政職としての水準差というものを特に設ける必要がないということとでございます。ただ、これらの職務の内容を見てみますと非常に専門的な職種でございますので、特に下位等級につきましては、下位等級が独立して職務を遂行するという性格を持っておりまして、その点で行政職(表)のように下位等級を幾つかの段階に区分する必要があるということと、一つの段階にまとめまして、その中でしかるべき処遇をするということとでございます。したがって、水準上の処遇ということとはございせんけれども、それぞれの等級の中におきます昇給その他につきましてはいづれ何らかの処遇の差が出てくる、かように御理解をいただきたいと思います。

○瀬長委員 次に、今沖縄で行われている公用地の暫定使用法に基づいて、八七年五月十五日に切れるものを、さらに二十年間といいますが、二〇〇七年、これまで二十年間使おうとしているわけですが、これに論点を絞って質問いたします。

その前に、今から二日前ですか、十二月八日はちょうど太平洋戦争開始の時期なんです。私は古い新聞を見たのですが、東京日日新聞に大きく「米英と開戦 宣戦布告された」と、これはどういう教訓を我々はとらなくちゃいかぬか。まあ開戦の時期、真珠湾を攻撃した。これは簡潔に言えば日独伊軍事同盟と翼賛政治、これが戦争への道であつた。これを我々は教訓とすべきである。

さらにもう一つは、これは広島、長崎に原爆を落とされてからちょうど四十年目に当たる。ですから、核戦争はもう嫌だ、核廃絶の問題、この問題は世界人類の緊急かつ重要な課題であるし、日本国民にとっても同じであります。この問題であります。この核廃絶の課題。

もう一つは、民族自決権の問題であります。今日本は真の独立国家とは言えない。なぜか。安保条約があるからなんです。対米従属、これを断ち切って真の民族の独立を達成する、これが四十年目の大きい教訓だと私は思います。

なぜこれを聞いているかというと、この土地収用関係は、原点に返って質問したいからであります。今三つ挙げた、この点について防衛庁長官、どういう教訓をこれから引き出していくのか。三つ言いましたね、これについて所信を伺いたいと思います。

○加藤国務大臣 私たちが再び軍事大国になることなく平和の道を歩みたいというのは、戦後日本人の世代に限らず、またそれぞれの考えに限らず、一致したことであらうと思ひます。だからこそ私たちは、多くの防衛論議をやり、また多くのシビリアンコントロールの機能をこの国会の中で果たしてもらっているのだと思ひます。また、核廃絶につきましても恐らくこれまでも異論のない、私たちができるだけ早くそういう時期

になつてほしいと願うことなのでないかなと思ひております。

それから、安保条約を持つことによつて私たちは独立国ではないという御所見でありますけれども、それにつきましても意見を異にします。私たちはしっかりとした独立国であり、独立国として今安保条約を持ち、そして有事の際には米國が私たちに對し共同対処してくれる、そういうしつかりとした条約を持っていることは、私たちとしては日本の防衛のためにいいことであらうと思ひております。

○瀬長委員 土地収用に關しては、もう私が説明するまでもなく、最初に沖縄の政權が基地を返還されたとき、一九七二年五月十五日から五年間、さらに今度は二回目は七七年の五月十八日、このときは四日間の空白が出ました。これからまず五年間、さらに三番目は八二年五月十五日から五年間、これがさつき申し上げました八七年五月十五日に期限が切れる、この段階で二十年間使おうとするわけでありませう。

具体的な問題に移る前に、沖縄の基地がどういうふうな占領軍の略奪にあつて強奪されたか、私は現に見ております。この点を申し上げたい。まず一番南から、那覇基地になつていて、具志部と書いてあります。その土地略奪であります。これは完全武装した二個中隊がやつてきて、地主を追ひつだけではなくて、催涙ガスまで使用された、これが現在の那覇基地になつていて、その以前の具志部、現在の那覇市の小緑であります。

さらに、同じ那覇の銘苅というところ、これは後で詳しく述べます。次に、宜野湾市の伊佐浜、この土地の強奪はひどいものであります。これは陸、海からずつと攻め込まれて、完全武装した兵隊が八台のトラックに乗つて襲撃してきた。さらに戦車まで用意されてた。それでついに強奪されて、あの伊佐浜部落は——長官、沖縄を知つておる方もしらないが、時々日照りが出ますが、どんな日照りでもこ

の水田は枯れたことがないという美田なんです。この美田が一夜にして全部基地に収奪された。さらに申し上げると、伊江島であります。今の射撃場になつていて、伊江島は最初、空中からヘリコプターでガソリンをまいて全部焼いてしまつた。草や木を焼いて、次に来たのがブルドーザー、これが家はもちろん引きならす、大きなガジュマルの根っこを掘り起して基地にしたというの、今の伊江島射撃場の接収された状況であります。核兵器、毒ガスのほかはアメリカ占領軍は全部使つた。

さて、残していた銘苅の部落の話をいたします。五三年でした。未明、これはブルドーザーががたがた鳴り出した。婦人が全部出ました。芋畑でありました。カズラがあります。カズラと芋はヤギの、あるいは牛の飼料になる。芋はもちろんサツマでありますから、サツマを食べていました。これをブルドーザーでどんどん引きならす。最初、私見ておるからようわかる、両方から機関銃の威嚇射撃が始まる。ところが、それがやんでしまつた。というのは、このブルドーザーのところに行つた一団は、ブルドーザーをとめるためではなくて、ブルドーザーの後からヤギ、牛の飼料になるカズラ、さらにサツマをとるためにに行つておるということがわかつたので、ついに射撃はやんだ。どんどんブルドーザーは進んでいく。基地にかつた。基地が全部掘り起こされてしまつた。そのときなんです。そのとき、私は五十メートルぐらいのところから見ておりました。そのとき婦人は全部、あの芋やカズラを入れるためにざるを持っています。ひっくり返つた。行きましたら、その婦人はサツマイモではなくて人骨を握つておるのです。

沖縄は今では火葬します。以前は埋葬です。洗骨します。厨子がめに入れて大きい墓に入れます。その墓を掘り崩して厨子がめもろとも人骨を碎いていった。私はそれを見て、だからひっくり返るわけです。みんな大抵の婦人が赤ちゃんをおんぶしてあります。赤ちゃんもろともひっくり返つた。それはそれでしょう、人骨を握っている。あのとき、これはまさに軍服を着た鬼畜ではないのかといったような印象が、どんどん県内に渡つていった。長官も沖縄の島ぐるみ土地闘争、知つておられるかもしれませんが、五十万の動員ということをやりましたが、ほとんどこういったのが原点なんです。

私、聞きたいのは何かといふと、ヘーグ陸戦条約の中に、もちろん異常な状態でありませうが、占領軍は、「私有財産ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス」とはつきり書いてある。さらに四十七条「掠奪ハ之ヲ嚴禁ス」、これは現在の憲法二十九条にある財産権の問題、公共の福祉なんか書いてありますが、これなんかないのです。絶対に略奪を禁止する、私有財産は没収しなさいかぬ、これが陸戦の法規に關するヘーグの条約であります。没収さらに略奪行為、こういったのが現在の沖縄の米軍基地なんです。今、私は現に見ておるから、核兵器、毒ガスのほかはほとんど使われていて、この点で、こういった國際法規にも違反した行動を米軍はやつてのけたんです。これが沖縄の軍用地の原点である。

長官、この問題についてどういふお考えであるか。これは原点に立ち返らないと二十年間問題が出てこないから、私が現に見た現実の姿ありのままを言っているわけなんです。ヘーグ陸戦法規に完全に違反して、平気でやつているわけなんです。これについての長官の御所見を承りたいと思ひます。

○佐々政府委員 お答えいたします。現在、沖縄の土地を駐留軍用地特措法で、八二年以来五年というこで使わせていただいておりますのは事実でございます。しかしながら、その今の略奪、私有財産の没収という、ちよつと私、その発生した時点が恐らく戦争中あるいは戦争直後、占領時代のお話であらうかと考えておりますが、独立後は、これらの土地につきましてもは契約を行つて、それに対して地主に賃料をお支払いをしておる。その総額は現在四百億に上つてお

りまして、収用とか略奪、収用というのは、これは法律上決められておる手続でございますが、略奪という状況ではないと考えております。

○瀬長委員 私、今略奪をしているというところは一言も言っていないんだ。あの異常な占領状態の中でも占領軍はこれを守らなくてはいかぬという法規がある。それは知っておるでしょう。長官知っておるはずだ、ヘーグの陸戦に関する規則というものを。私有財産を没収しちゃいかぬとはつきり書いてある。「掠奪ヘーグの厳禁ス」、厳禁なんです。略奪したんですよ。これをどうお考えかと聞いているわけなんです。

○加藤国務大臣 その戦後の、または戦争前のいろいろな事実関係につきましては、今お話しただいたことがどの時点で、どういう状況の中で行われていったのか、またいろいろ私たちも後ほど勉強してみたい、こう思っております。

しかし、いずれにしても、沖縄の基地というものの発生の中でいろいろな過去の経緯があったことは事実だろうと思えます。また沖縄の島の人々が、戦後の自分たちの歴史につきましているような思いがあるということも事実だろうと思えます。そういう中で、私たちは、沖縄のこの基地の問題を考えると十分に心を砕いてやらなければならぬと思えますけれども、少なくとも最近、今施設庁長官が申しましたように、私たちは地主の皆さんと合意に基づいてこの基地の使用を何とか安定的なものにできないかと思っております。そのわけでございます。そして現在、その基地の対象の土地の九九・七％の地主の方につきましては、いわゆる合意をさせていただいているわけでございます。私たちは、この九九・七％の人に合意をさせていただく、契約していただくところまでできたというところの中に、私たちが過去の経緯を踏まえながらも島の人たちと話し合いをし、正式の契約をやってきた努力を見ていただきたい、こう思っております。

もちろん、私たちも沖縄の歴史というものを十分に頭に入れていかなければなりませんけれども、

も、しかし同時に、片方に我が国の安全を守るという観点から、日米安保というものが我が国の防衛と極東の平和と安全のために有効な機能を果たし、戦後四十年間、私たちは戦いのない国として生活してきたわけでございますから、そのメリットを守っていくために、基地の安定的な使用というところは私たちが考えていかなければならないのではないかと考えております。

○瀬長委員 実はこの事実を出すのは二回目です。これは厳然たる事実なんです。今あなた方が使っている那覇基地がそうなんです。まさに民族の悲劇なんだ。それから銘刻にしても、伊佐浜にしても、それから伊江島でしょう。もったなくさんあるんですよ。国頭の辺戸の方面、こういったのは、全部部落で略奪された事実を、長官はもう少し沖縄の関係を、本当に原点をわからないと、今後の対策が間違った対策になってしまう。

長官、知っておられるかもしれないが、沖縄の日の丸掲揚の問題と君が代、君が代は小中高ゼロですよ。日の丸はほとんど離島の約七割ぐらいの小中高しかない。沖縄県民がどのように残虐な行為をアユムカ軍から、旧日本軍から受けたか。これは忘れられないでいままに傷跡である。政権は返還されたが、いまだに米軍基地、ちょうど横田のように、だれでも核基地であるという疑いは晴れておりません。そういう中であればこそ、原点を立ち返るために私はこの事実を申し上げたわけでありまして。

これは「民族の悲劇」という本であります。これは私が見たことを現実に書いてあります。これを言ったときに、佐藤総理大臣はこんなことを言いました。そういつたことは初めてであるが、もし事実であると思うと、事実あなたは生き証人だから、私が瀬長君の立場であればそう言わざるを得なかったらうというのが、当時の佐藤総理大臣の返事なんです。この原点を、これは事実なんです。事実、あなた方が信頼するアユムカ、帝国主義軍隊、占領軍、これが略奪行為をやったわけなんです。しかも、完全にこのヘーグ陸

戦法規にも違反してやった。後で沖縄県民が土地代を払え、そのときは払わなかったのです。水代払え、ただ飲みしちやいかぬ。それが大衆の声になったから、やっと軍用地代を占領軍は払うようになったのです。ですから、こういった民族の悲劇を繰り返していかぬ。今安保条約のもとでどの様な苦しみをやっているか。この原点に立ち返らない限り、この民族の悲劇の歴史を消すことはできない。私はこの話を申し上げて前に進みます。

今申し上げましたように、なぜ二十年間、あるいは今年度の場合、今言ったように八七年に切れるでしよう、二十年プラスすると二〇〇七年までだ。気の遠くなるような話だ。なるだけ長い方がいいかもしれないが、あるいは民法を参考にしたら、民法なんか参考にはできませんよ、これは。それで私が最初に申し上げたいのは、これまで沖縄県を除く他府県で土地接収をやられたところは、これに基づきますと約四十五件ぐらいある。この中ではほとんど一カ年なんだ。二カ年、二カ年五カ月が一番長期である。あるいは六カ月。これはあなたの方の喜望武真榮参議院議員の質問主意書に対する答申の中で出ている。一年が多いのです。二年がたった八件。二カ年五カ月が一番長いのです。これが現状なんです。防衛庁、これは確認しますか。

○佐々政府委員 お答えいたします。沖縄県以外の県における駐留軍の用地は、現時点一〇〇％契約によって使用されております。したがって、この駐留軍用地特別措置法によって、公用に供するために、収用はおろか使用されておる土地はない。それから沖縄でございまして、先生御指摘のように、確かに返還時には三万一千件契約を必要とする案件のうち約二千九百件、九・四％の方が反対をなさいました。その後現在までに説得をして御理解いただいた結果、現在は百三十六名でございまして、したがって、沖縄以外のところではこの法律に基づいて強制的に使用したり収用したりする必要がない。そういうところから、沖縄だけになっておるわけでございます。

○瀬長委員 私、それを聞いたのじゃないのです。あなた方が喜望武真榮議員の質問主意書に対して、沖縄県以外に収用されたのは、これは整理したのです、四十五件あるわけなんです。四十五件のうち大抵一年だ。二年が八件しかない、そして一番最高が二年五カ月なんです。あなた方が答弁している、これを確認できますか。それだけの話なんだ。私が断定するわけにいかぬから。

○宇都政府委員 お答えいたします。本土におきます駐留軍用地特措法の適用された件数でございまして、今先生おっしゃられました中に四件収用したものがございまして、その他は使用でございまして。

なお、二年半の使用が一番長いではないかというお話でございますが、本土におきましては、例えば二年、二年と継続しておいて、三回目には収用しているというような例がございまして、年数的には収用につながっているものがございまして。

○瀬長委員 私は、私が挙げました件数は間違いないかというのを聞いています。例えば四十五件使用があるんです。この中でほとんどが一年なんです。それで二年以上が八件あるわけなんです。最高二年五カ月なんです。これは事実か。あなた方が答弁したんだから、これを聞いています。強制的とか強制でないとか聞いているんじゃないのです。年数を聞いています。

○宇都政府委員 本土におきまして駐留軍用地特措法の適用件数は四十九件でございます。そのうち四件が収用でございまして、あとの四十五件は使用でございまして、その中で、確かに先生おっしゃられるように、一回の使用が二年半というのが一番長うございまして、その使用を繰り返して継続してやっておりますので、二年半が四年、あるいはさらに収用ということになっております。

なお、ほとんどの件数につきまして、現在、返還されたか、あるいは契約に基づきまして合意の

上で使用させていただいているのが実情でございます。

○瀬長委員 私は、合意の上か合意でないか、そんなことを聞いているのではないのです。あなた方が質問主意書に答弁しているのです。これを聞いているのです。二年五カ月というのは根岸なんですよ。ここに書いてある。あなたの方の答弁書です。これだけなんです。何も、これは強制的だ、これは合意だ、そんなことを聞いているんじゃないのです。そういった件数、だって一年が長いわけじゃないんで、そして二年が八件だ。そして一番長いのが根岸だ。これが二年五カ月。間違いありませんというのを聞いているだけの話なんです。間違いないですか。間違いがあれば直してください。

○宇都政府委員 お答えいたします。一件の収用では二年五カ月というのが一番長うございます。

○瀬長委員 これをお認めになったから、いいです。

もう一つ、昭和四十六年十二月四日の衆議院沖特委で高辻内閣法制局長官が答弁しています。期間について、これは発効後の問題ですが、いわゆる沖繩国会の時点で、五年というの長過ぎると思うが、特別なことであるからと、あのときにすら高辻さんが言っているのです。これは御記憶あるか、あるいは知っておりますか。

○宇都政府委員 昭和四十六年、当時の高辻法制局長官が先生おっしゃられるような発言をしておることについては、私も承知しております。ただ、この発言につきましては、当時公用地暫定使用法を制定するに当たりまして、その審議の過程で、暫定使用法の期間についての意見を述べたことでございまして、それまでに既にありました駐留軍用地特措法による使用期間が議論されたというところではございません、そのように私も承知しております。

○瀬長委員 法制局長官の発言は認めるんですか、認めないんですか、これを聞いているんですか。

よ。そう言ったんです。

○宇都政府委員 先生おっしゃれますように、公用地暫定使用法の制定の期間につきまして議論した時点におきまして、そういう法制局長官の発言があることは承知しております。

○瀬長委員 承知しておりますね。

そこで、問題は二十年問題に入りますが、気の遠くなるような問題なんです。大体これの切れるのが八十七年でしょう。これから二、三十年かという問題が今焦点に出ているのです。私がこれまでの、沖繩を除くほかの県で、四十何件あって、長いのが二年五カ月、根岸なんですよ。これは行きまして、根岸の住宅地なんです。ところが、沖繩は五年、五年、五年と続いた。今度は切れる。八十七年に切れる。さて、今度はといえ、今度もやれということ、これはちよっと年数は気が遠くなるよ。だって、八十七年から二十年でしよう。二〇〇七年までですよ。ですから、なぜそういった長期にわたる——今まで沖繩だけで五年、五年、五年だったんです。沖繩以外には長いのが二年五カ月だった。沖繩は特措法で五年、五年、五年と。しかし、最初の法制局長官の話でも、長いと思いますが、特別にひとつというふうなことを言っていたのです。ここにちゃんと指摘しているのだから、これは認めた。なぜ二十年か。これは防衛庁長官、答えてください。

○佐々政府委員 お答えいたします。

二十年間にわたりました理由は、先ほど先生御指摘のように五年、五年、五年と、公用地暫定使用法からこの新しい駐留軍用地特措法、これに於て使用させていたいただきまして、その間地主の方々と話し合いをいたしまして、九九・六％の方が御納得をいただいた契約になったわけでございます。しかし、百三十六名、百三十一件の方が、これはごくわずかでございまして、どうしても応じていただけない。しかし、私も先生と見解を異にいたしまして申しわけございませんけれども、日本の防衛政策上の基本的な柱であると考えてお

ります。事実、安保条約締結後、軍事同盟条約を結ぶと戦争になると先生おっしゃいますけれども、二十五年間平和が守られたという歴史的な事実がございまして、私もこの事実を踏まえて、今後とも日米安保条約を日本の安全保障政策の中軸にさせていただきたいと考えておる。

そこで、米軍の駐留が安定的に行われるためにはどうしても、駐留軍用地特措法でも認めておられますような、公共の福祉のための安定的な使用をさせていただきたい。そして、一番問題になっておりますところの二千平米、これを、一坪運動場というものが始まりまして、約二千名の方が、それも沖繩の方ではない方も含まして一坪運動場の所有者がふえてしまった、こういう状況でございまして、安定的使用を確保するためには、民法の契約の最長期であるところの二十年間、この期間に使わせていただく、こういうことで収用委員に裁決申請をいたしました次第でございます。

安保条約がいつまで続くかわかりませんが、安条約が失効いたしますれば当然駐留軍用地特措法も失効いたしますので、その時点ではこの土地は直ちににお返しをする、こういうことに相なるうかと存じます。

○瀬長委員 私は、沖繩の公用地暫定使用法でも五年、五年、五年でしよう。それで、沖繩を除くほかの県は最高二年五カ月なんだ。五年、五年、五年が、なぜ唐突に今度は二十年だ。なぜかと聞いているのです。今のような説明を聞いておるのではない。

長官いかがですか。なぜ二十年か。今度は防衛庁長官、答弁してください。——変なことを言うなよ。なぜ二十年か、法的根拠は何か、これをはつきりしなさい。

○佐々政府委員 お答えいたします。

二年五カ月というところで沖繩以外は短く、沖繩は長過ぎる、こういう御指摘でございますが、先生御承知のように、沖繩では四カ所収用しております。この収用というのは長期使用よりもより強

い権利の制限でございまして、安全保障政策上どうしても必要なところは内地におきましても収用を行っております。その二年五カ月の間にお話し合いをして納得していただいた方は契約になっておる、こういうことでございまして。

○瀬長委員 防衛庁長官、これは私の質問に答えていないのです。一番長いのが、沖繩を除くほかの県では二年五カ月でしよう。沖繩の場合でも五年、五年、五年。なぜ二十年か。ちっとも答えになっていないじゃないですか。長官、どうお答えになりますか。——あなた、長官がここで一番大将でしよう。なぜ二十年か。何か民法の六百四条を参考にしたとかせぬとかという話も聞いておるのだが、これは別として、なぜ二十年か、はつきり答えてください。これは防衛庁長官、答えてください。

○加藤國務大臣 その理由は、先ほど施設庁長官がお答えしたとおりでございます。そして私、さつき九九・七％と申しましたが、正確には九九・六％ですけれども、その地主の方が御賛同いただいて、そして残りの〇・四のところが一坪地主で、ますます地主の数がふえるという状況というもの、私たちが何となく納得できないところがございます。もし御契約いただければ一年ごとの契約更新で進んでいくわけでございまして、ぜひその一年ごとの契約に御賛同いただくように御説得をお願いできないものかと思ふ次第でございます。

○瀬長委員 私も普通話を使っております、沖繩言葉はありますがね。なぜ二十年かということなんです。それでは答えにならない。なぜ突然二十年か。九九・六％何とかなんとかは問題にならない。それで、なぜ八十七年以降二十年となり、二〇〇七年まで続くのか。どういう発想なのか。これは法的根拠はどこにあるのか。二十年の法的根拠をはつきりあれば答えてください。

○佐々政府委員 お答えいたします。法的根拠は、駐留軍用地特措法でございます。

そのさらに根拠は何かといえ、日米安保条約でございませう。

また、二十年は何かというお尋ねでございませうが、再々お答えいたしておりますように、民法の契約の最長期間でございます、根拠法規は民法でございます。

もう一つ申し上げさせていただきますが、二年五月、昭和三十六年十月十二日、根岸住宅地区の例であろうかと存じますが、これは二年五ヶ月の使用後、お話し合いがつきまして、自由契約となっておりまして、使用させていただいております。もし応じていただけた場合には、恐らくその後は更新、更新が続いて、今日でも公用使用をさせていただいております土地であろうかと存じます。

○瀬長委員 それでもなぜ突如として二十年が出たか。あなた民法六百四十四条を言うが、とんでもない話だよ。恥ずかしいのですか。国民をむしろ愚弄しているのです。民法六百四十四条は合意で、あくまで、平等で合意ですよ。これを聞かぬ人が幾らであつてもいいと言えらる。しかし、合意できないんですよ。何が民法。笑われま

よ。恥ずかしいのですか。これがどうして参考になるか。参考になりません。これをもし参考にしたというのであれば、あなたの方の常識が疑われるのだ。あれは対等、平等で、公正で、当事者同士がオーケー、いいですよと言つて合意したときの話が、あの六百四十四条の規定なんです。恥ずかしいもなくて、それを参考にしたなどと言う。基本的には、あなたが言った実は安保条約でしょう。そうでないんですか。長官どうなんですか。これは民法と、もし長官が言うのだつたら私はちよつと恥ずかしいですよ。どんな学者に言つても、あの二十年使用の民法の六百四十四条を参考にしました、あれは参考にならぬですよ。なりませうか。ならぬですよ。法の常識ですよ。笑われま

五十二分で終わつてくれというのがあるんだ。長官、話してください。

○佐々政府委員 まず事務方からお答えさせていただきます。

この駐留軍用地特措法というのは土地収用法の特例法でございます。その土地収用法の実例を見ますと、二十年はおろか四十年、五十年というのがございます。根拠は憲法二十九条三項と申し上げた方が正確かもしれません。二十年とは何かとおっしゃいましたので、民法に定められておる契約の長期期間であると申し上げたのであります。根拠法規は憲法二十九条三項、私有財産は公共の福祉の用に供する場合にこれを公共の福祉に用いることができるという規定、これに基づいて駐留軍用地特措法、こういう関係になっておりまして、このものと法規であるところの土地収用法に二十年、五十年がございまして、非常識であるとは考えておりません。

○瀬長委員 これは大体結論に近づきましたよ。根拠は日米安保条約なんだ。これは憲法二十九条の財産権、「財産権は、これを侵してはならない。」もちろん二、三に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」

「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」当然なんです。私は今、憲法と安保条約の問題に踏み込んでいます。それで長官に聞きたいのだが、安保体制、安保条約、地位協定も加えて安保体制と言つて

しょう。これは憲法の上にあるのか。優位するの。憲法が基本で、安保条約は憲法の範囲内にくちやいかぬのか。そこら辺は政治判断ですか。施設庁長官ではなくて防衛庁長官が話してください。私はあと十分しか時間がありません。

○加藤国務大臣 国際条約と国内法の最高法規である憲法との関係というのは、学会でも非常に大きな問題になることとございませうが、政府としての有権的な解釈は法制局長官が行うべきものだと思います。思つております。

う。防衛庁長官、あなたが一番大将なんだ。だから、大将の防衛庁長官が責任を持ってこのぐらゐり答弁できないと、二十年問題は解決しないですよ。あれを民法の適用と言われたら笑われま

それで、問題は安保に來たのだ。だから、国の憲法で決められているこの財産権、侵してはならない原則、これと安保条約の関係、どっちが優先するかという問題にもう来ておる。最後の土壇場に来ておるのですよ。どうなんですか。この財産権は侵してはならない。公共の福祉。安保条約は公共の福祉であるかどうか、これにも問題はもちろ

そういう意味で、防衛庁長官は偉い。だから、偉い人が權威を持ってこの安保と憲法、これとの関係、はっきり言つてください。

○加藤国務大臣 私は防衛庁長官でありまして、自衛隊の運用については総理の次に責任のある人間でございませうけれども、法律論として憲法と国際条約の関係について、我が国政府がどういう見解を有するかということについて有権的に述べる立場にはありません。

○瀬長委員 防衛庁長官は少し自信がないですね。防衛庁長官であれば、どんなことを聞かれてもぼんと答えるくらいは勉強をせぬと、私は自衛隊の大将ではあるが憲法と安保はどうも苦手だといふふうなことではいけない。

これは結論を申し上げますと、口を開けば、共産党は私有財産を没収するのだと、反共攻撃で言う言ひます。共産党は私有財産を一番尊重するのです。どんな世の中になつても、私有財産が大きくなることを我々は綱領の中にちゃんと書いてある。ところが安保条約は、私有財産について公共の福祉などと言って、公共の福祉のために財産権は制約を受ける、制約を受けるということとは美しい表現であります。私有財産の否定につながる。安保条約こそまさに私有財産を否定するものである。私はあなたの方の答弁を聞いてその結論しか出ない。

施設庁長官でなく、防衛庁長官ですか。完全に公共の福祉でなくしてやっていると

○加藤国務大臣 先ほどから施設庁長官がお答えしておりますように、例えばある高速道路とか東京都内の環状道路、そういったものを建設した

い、そして多くの人がその建設に賛成し、ある意味では九九・五、六〇のの人が賛成し、〇・四、五のの人が反対した場合に、公共の福祉という観点から土地収用法というものがあつたものと私は承知しております。そういう大都會における道路交通の利便を図るというのが公共の福祉であるとするならば、私たち国家を守るということが公共の福祉でないわけはないので、絶対に私は、道路にもまさる公共の福祉であらうと思つております。それによつていわゆる私権が制限されるということとは、憲法が予想している法理であらうと思つて

○瀬長委員 憲法と安保との関係で私の考えを申し上げますが、憲法二十九条第一項は私有財産の不可侵を宣言し、ただ正当な補償を支払ふこと及び公共の用に供するためであることの二要件を満たす場合にのみ、その権利等を制限することができるとしてゐるのであり、私はこれまで再三指摘したように、公共の用に供するとは、社会全般の福祉を擁護し、そしてまた増大せしめんとするた

め、個人の財産権を供せしめることをいうのであつて、米軍基地として所有者の土地を提供するということは、社会全般の福祉とはおよそ無縁な、むしろそれを積極的に破壊させるような場合においては、公共の用に供するものとは言えないのである。私はその考えを持っております。

したがいまして、言つたように、この安保条約なるものは、実体的に、今の答弁にもあつたやうに、個人の私有財産を公共の用という意味で制約する。私有財産は制約されちやいかぬ。ですから、まさにこの安保条約、安保体制は私有財産否定の体制だ。

沖繩委でこの前言いましたが、もうほとんど毎

日のように婦女子に対する暴行、殺人、無銭飲食。この前も長官に言った、あの恩納村ははげ山になってしまっている。自然の破壊、これは安保体制の中で始められているわけだ。目下進行中なんです。そして核戦争の拠点になっている。安保条約こそ、日米軍事同盟こそまさに諸悪の根源である。(それは見解の相違だと呼ぶ者あり)

これは見解の相違かもしれないが、具体的に今までの討論の中で、私有財産を安保条約は制限している。これなんです。事実、長官そうじゃないのですか。公共の福祉などということでは私有財産を制限している。答弁してください。

○加藤国務大臣 我が国の平和と安全を図るための努力というものは、公共の福祉に適合する任務であらうと思っております。

○瀬長委員 時間が参りましたのでこれでやめますが、私は、最後になお強調したいのは、これはいわゆる意見の相違とかいうものではないのですよ、安保条約そのものは、日米軍事同盟なんです。核戦争もそこから生まれてくるのです。だから、日米軍事同盟をなくして、お別れして、初めて日本国民は主権者となる。民族の自決権、初めて主権者となって真の独立を達成される。こんなんです。

今まで述べたことは、まさに私有財産の否定につながっているという事実をあなた自身が言ったのです。名前は公共の福祉。美しい名前だ。しかし、実際は没収なんだ。あの略奪なんだ。これを法の衣を着せてやらんとするのが今の二十年問題である。

私は、最後に、断固としてこの平和、さらに民族の主権を守り抜くために、安保条約はもろろん廃棄されなくちゃいけないが、この二十年問題、これをぜひ引込めて、本当に平和の中で住みたい国民の願いにこたえてほしいことを最後に申し上げます、私の質問を終わります。

○中島委員長 先ほどの小川仁一君の質疑に関連して、防衛庁当局から発言を求められておりますので、これを許します。友藤人事局長。

○友藤政府委員 先ほど小川先生から御質問のありました自衛官の俸給、諸手当はね返り別のアップ率について、御答弁させていただきます。

一般職と同じ給与種目でアップ率を計算いたしますと、俸給が一万二千五百十四円、五・三六%のアップでございます。諸手当が六百五十四円、〇・二八%のアップでございます。はね返りが百四十七円、〇・〇六%。合計いたしましたら一万三千三百五十五円、五・七%でございます。

また、自衛官俸給の改定に伴って、俸給を基礎としている航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当等諸手当へのはね返り増加所要額は、昭和六十年度は約百億、五・八%程度となります。

このほか、期末・勤勉手当の増加所要額、三カ月分でございますが、これが約九十五億円程度、五・八%となります。

○中島委員長 小川仁一君。

○小川(仁)委員 私が質問したのは、おたくが配ってくれた資料で数字がわからないから御質問申し上げたのですから、この次からももう少し、人事局並みにきちんとした数字と説明をつけてください。これがまず一つの要望ですが、この表によりますと、「自衛官俸給五・八%(調整手当を含む)」こうなっています。こっちは、それをみんな含めても五・七%にしかないというところになると、これはどういうことですか。

○友藤政府委員 先ほどの自衛官俸給のアップ率五・七%と、今お尋ねの五・八%との差でございますが、五・八%と申しますのは自衛官俸給だけのアップ率でございます。これを改定前と改定後で比較したものでございます。今申し上げました五・七%は、自衛官の俸給に諸手当を加えた額で、改定前と改定後を比較したものでございます。

○小川(仁)委員 そう説明されても、まだ数字は納得いたしません。さっきの関係がありますから後でゆっくり聞くことにしますが、はね返りという分についておたくの答弁は百四十七円、〇・〇六%です。私のお聞きしたはね返りというの

は、自衛隊に特殊にある手当、例えば飛行機へ乗る、船へ乗るときの手当ですね。この手当は何%上がって、総額幾らになりますか。

○友藤政府委員 お答えいたします。乗組手当が約五・八八%でございます。金額をいたしましては約四十八億円でございます。航空手当が五・九八%アップをいたしまして、約三億二千五百四十七円でございます。それから落下傘手当が五・七%ばかりアップをいたしまして、約二千二百萬程度でございます。

○小川(仁)委員 何か、さっきの説明だと、全体で五・八%で百億ぐらいという説明がありました。が、今の計算とちよと違います。

○友藤政府委員 失礼しました。先ほど、落下傘手当は二千二百萬の間違ひでございました。失礼しました。

○小川(仁)委員 総計を聞いています。どうも私の質問が悪いのかな。私が聞いたのは特別手当。それは落下傘部隊も飛行機に乗っている手当も含めて、さっき事務局からお聞きしたら、五・八%の増で総金額にして約百億ぐらいというふう

に聞いたんですが、あなたの御説明と違うので、また時間がかかってしまいました。

○友藤政府委員 先ほどちよと御答弁いたしましたけれども、航空手当、乗組手当、落下傘手当等諸手当へのはね返り増加所要額、六十年度は約百億、五・八%程度ということでございます。

○小川(仁)委員 そう答えてくれれば早かったのに。それで、学生手当の方が八%アップしたのはこれはどういうわけですか。

○友藤政府委員 学生手当でございますが、これは防衛大学校、医科大学校の学生に支給する手当でございます。御案内のとおり、これは高卒の初任給を基準としておりまして、それから糧食関係の経費、それから医療経費、こういったものを差し引きました残りを学生手当として支給をいたしておるわけでございます。今回答し引く控除額の方が変化がございます。物価等の値上がりでございますので、そのまま据え置かれてお

りますので、初任給が上がりまして分、四千八百円でございます。これがアップをいたしましたので、八%という金額になっております。

○小川(仁)委員 それからあと一つです。本俸の中に、自衛官の俸給の中に調整手当を入れておりますが、調整手当というのは、その地域に住んでいる人、物価が高い東京とか大阪、そういうところに住んでいる人たちに支給する手当でしょう。そうすると、これを平均化して俸給に繰り込みますというところは、給与の性格からいってもおかしい。もしそういうふうな諸手当を平均化して俸給の中へ打ち込んでしまえば、寒冷地手当だ

って同じようなことをしなきゃならぬ。異動が激しいからといっても、手当を俸給の中に平均化して繰り込めるという考え方は給与法になじまない。よって、これは今後やめてもらえますか、どうですか。

○友藤政府委員 今お尋ねのありました調整手当の組み込みでございますが、これは自衛隊創設以来、先ほどお言葉のございましたように、自衛官が入校、転属等が非常に頻りにございまして、その都度給与が変動するということでございまして、円滑な異動等に支障を来すということで、これは自衛隊の有事即応態勢といった面から要請がございまして、現在までそういった調整手当を組み込んでおるわけでございまして、私どもといたしましては、何とか自衛隊の任務の特性を維持する上からも、こういった方式については御理解を賜ればと思っております。

○小川(仁)委員 そのその質問をやめなきゃならない時間になりましたけれども、それなら「給与の例に準じて」などというのをこれからお書きなさぬな。給与の例に準ずるといふことは、一つ一つの手当なりあるいは自衛隊の特別必要な手当はそれでもっていいですよ。しかし、公務員全般にある手当をそのような操作をしますと、俸給体系から何から全部崩れてしまふと私は思います。今までやってきたからといって、それが間違

給額を上げたかったら、そういうこそ、調整

手当などを平均化するなんというのをやめて、

俸給を上げた方がいいじゃないですか。調整手当で

すよ。いつこれがなくなるかわからない性格のも

のです。手当ですから基本給と違います。また、

去年までの退職金にしてもあるいは年金の掛金基

礎にしても、自衛隊の皆さんは調整手当をぶち込

んで入っている。ほかのところはそれは入ってな

いでしょう。こういったような矛盾も出てくるは

ずであります。したがって、やはりきちんとして

整理をし、再検討することを要望して終わります。

○中島委員長 戸塚進也君。

○戸塚委員 最初に、私も自由民主党の立場か

らも、もし今回の給与改定の法律が通りましたな

らば、年内支給ができるように万全を期していた

だきたいということを申し上げておきたいと思

います。

人事院総裁にお尋ねをいたしたいと思いま

す、今の人事院勧告という制度はベストとお考

えであるか、あるいはベストでないとするなら

今後どういう点を改革したいとお考えなの

か、その点を伺いたい。

○内海政府委員 物が絶対的にいいとかあるは

悪いとかということはないかな決まらないもので

ございまして、現在の勧告制度、またその制度の

中における勧告というものは、三十数年に及ぶ長

い経験、その間にはいろいろ改善、改正も行っ

て今日に至ってきておるわけでございまして、

私は現時点における給与勧告制度及び勧告の仕

方というものは善である、かように思っております

から、今後これをぜひ継続させていただきたい

と思っております。

しかしながら、常に実情、客観的な条件に対応

して改善すべきものは改善し、また研究して、い

いものを取り入れるためには取り入れていく、こ

れは怠ってはいけません。そういう意味では、今

後とも、まだまださらによりよくするための努力

は必要であらう、こういうふうに思っております

す。

○委員長退席、石川委員長代理着席。

○戸塚委員 国民、庶民の中には、この人事院勧

告のときに使う民間の平均の給与のとり方が、農

家とかあるいは本場の零細企業、そういう人たち

の分も当然取り入れるべきだ、こういう意見もあ

りますが、それについてはいかがですか。

○鹿兒島政府委員 昭和五十七年の臨調の基本答

申におきまして、小規模事業の調査をすべき

だ、こういう御意見がございまして、私も五十

八年以来、小規模事業につきましても、規模はわ

ずかでございますが、調査を継続いたしております

す。ただ、その調査の結果はまだ公表はいたして

おりませんけれども、これまでの三年間の経過を

見ておきますと、例えば賃金台帳が十分整備され

ていないというふうなこともございまして、あ

るいは採用の人員が極めて少ないというふうなこ

とがございまして、現在の段階ではまだこれを十

分しんじやくするという状況にはございせん。

今後とも検討を続けたいと思っております。

○戸塚委員 不快職がたゞございましてけれど

も、この不快職に従事している職員についての今

後の処遇について、今後ともさらに前向きに考

えてやってほしいと思うが、いかがですか。

○鹿兒島政府委員 いわゆる不快職でございま

す、不快職でございまして、あるいは危険な業

務でございまして、あるいは肉体的に非常に労

苦があるとか、さまざまな職種がございまして、こ

れらの職種につきましましては、基本的には給料表、

あるいはその給料表の一部をなします俸給の調整

額、こういうもので措置をいたしますと同時に、

ごく特定のもののにつきましては特殊勤務手当とい

う形で措置をいたしております。これらの職務の

内容につきましては今後とも真剣に検討いたしまし

て、しかるべき待遇、処遇を実施してまいりた

い、かように考えております。

○戸塚委員 我が委員会には在外公館の小委員会

がありまして、先般、深谷小委員長の所見も出た

ところでございまして、外地での非常に大変な動

務を余儀なくされている外交職員に対する今後の

予算もあるわけでございまして、その辺のことに

ついて外務省から決意のほどを伺っておきたい。

○平林説明員 お答え申し上げます。

当内閣委員会におきましても、在外公館の機能

強化あるいは体制の強化につきましてはかねてか

ら大変な御理解と御支援をいただいております

で、そういう御支援のもとに、在外公館職員の給

与につきましても鋭意改善のために努力してまい

りたい、こういうふうに思っております。特に自

然環境あるいは治安その他いろいろな点で、我が

国よりはるかに劣る地域が在外公館の数といたし

まして三分の二くらいございまして、そういう地

に勤めております在外公館の職員が、生活のため

の苦勞を余りすることなく、本来の職務でありま

す外交に専念できますように、我々としては財政

当局とも協議をしながら鋭意改善に努めてまいり

たい、こういうふうに考えております。

○戸塚委員 地方公務員のラスパイルスの最近の

傾向、それからそれに対する指導の現在の状況、

これを伺います。

○池ノ内説明員 地方公務員の給与水準をあらわ

す指標といたしまして、ラスパイルス指数という

ものを設けております。国家公務員を一〇〇とい

たしまして、一番新しい指標といたしましては、

五十九年四月一日現在で全団体で一〇五・六とい

う状況になっております。これは適正化措置等に

よりまして五十年以来かなり低下をしております

が、なおいまだ一部の団体におきましては適正化

が進んでいない、こういう状況がございまして、し

たがいまして、自治省といたしましては、そのう

ち著しく不適正な団体につきまして、個別指導団

体ということを指定いたしまして、現在個別指導

を行っているところでございます。

○戸塚委員 自衛官の災害出動等の手当について

伺いたい、ちょうど私が参議院議員の当時に伊

豆地震があつて、そのときには、自衛官は二十四

時間命を的にして働くのが当たり前だからといっ

て、全然手当も何もなかった。お願いしてビール

だけ一本程度飲めるようになったようですが、そ

の後大分改善されておりますが、これでは不十分

だ。自衛官だって、災害やその他へ出た場合につ

いてはもっと十分な処遇をしてあげべきだ、私

はこう思いますが、この点の方向はいかがで

か。

○友藤政府委員 御案内のとおり、自衛官につ

きましては、その俸給の中に超過勤務手当相当額が

組み入れられてあるわけでございましてけれども、

この金額につきましても、先ほど来御議論がござ

いましたように、日航機事故の際の警察官と自衛

官との格差がやはり手取り額で相当あるのではな

いかというふうなお話もございまして、私もど

しましては、給与制度等が異なりますので比較は

なかなか難しゅうございましてけれども、実態とし

て制度上、自衛官に相当な格差が生じておるとい

うようなことでございまして、やはり士気の上か

らも何らかの手を打っていかねばいけないの

ではないかと思っております。したがって、

今後こういった超過勤務の実態等についても私ど

もとして調査をいたし、検討いたしてまいりたい

と考えております。

○戸塚委員 ただいまの点について長官から御所

見を伺いたい、ついでに長官から、長官は党

の部会に出てこられたときに、自衛官の住宅の改

善について非常に努力をされたというこのお話

があったのですが、月原委員のように現実に御体

験された方の話によりますと、自衛隊の官舎に入

ってれば円満な夫婦生活もできない、こういう

ようなことも聞いているわけでありまして、これ

は人間問題だというふうに思っています。この点につ

いて大臣、どういうふうに決意をして、しかも実

行していらっしゃるのか伺いたい。

○加藤国務大臣 私たち、先般のJAL事故のと

きに、六百六十円は少ないではないかという御同

情をいただきました。私たちも、この手当につ

きましては、ほかの公務員、特に警察官と違って、

常に超勤する仕組みに、精神になっておるもので

すから、単純な比較は無理だろうなと思っており

ますが、今後ともできるだけ改善していきたいと思っております。

しかし、今戸塚委員御指摘のように、手当についてはもちろん多ければ多いにこしたことはないのですが、それよりも、隊員が今一番不満に思っているのは住居じゃないでしょうか。特に、若い隊員が二段ベッドで一部屋に十一、二人入っているような宿舎がかなりあります。過半数はそれじゃないかと思っておりますけれども、最近はこの電子工場に勤めていても個室をもらうような時代に、十二、三名というのはやはりいい隊員が集まらなくなっているような住宅もありますので、手当の問題もぜひお願いしたいけれども、住居についてはぜひ私たちがしっかりやっていかなければいけない。

それで、現在、六十一年度の要求でも、こういった生活環境、後方については精いっぱい努力をする予算要求をいたしておるところでございますので、御支援をお願いできればと思います。

(発言する者あり)

○戸塚委員 今野党の議員の先生方からも、頑張れ、しっかりやれという声なんですから、大臣ひとつしっかり頑張ってください。自衛官の人たちが安心して生活でき、初めて日本の国の平和があると思います。その点についてしっかりと頑張ってください。

次に、防大生が卒業されてから任官する人などのくわいで、全く任官もしないでどんどんやめていく人がどのくらいあるか、実態を聞かしてください。

○大高政府委員 お答え申し上げます。

最近の防衛大学校の卒業並びに任官拒否者の状況でございますけれども、卒業生数に対して平均いたしまして五十年で七割の任官拒否という形になっております。ちなみに六十年をとりますと、三百九十名卒業いたしております、任官を拒否いたしましたのはそのうち三十八名、比率は一〇%という状況になっております。

その理由でございますけれども、六十年の場合同じでございます、腰痛とかあるいは身体的な理由によりまして学校当局がやむを得ないというふうに見えましたが、その十名、その他大学院等へ希望するものがあるのは家庭の事情によるもの、こういったものが二十八名という状況になってございます。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○戸塚委員 やむを得ないものは仕方ないと思っております。しかし、本当に自衛官になりたいと思って試験を受けて、多少頭が低いのでということと落ちた人のことを考えてみますと、大事な国のお金を学生としてもらって、給料までもらって、それで自分の都合でやめるといふ人はお金を返してもらっていますか。私は返してないと思います。防衛医大の場合は返す制度があるはずで、少なくともやむを得ない事情以外は、国でかけたお金は返してもらうべきじゃありませんか。

○大高政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、防衛医大の卒業生に対しては、勤務義務年限九年というのを設けて、その期間内に退職いたしましたものと一定の償還金を徴収する、こういうことになっておるわけでございますが、防衛医大の卒業生につきましまして、これらの者が医師国家試験の受験資格という非常に社会的に価値の高い資格を与えられ、受給の公平の見地に立ちまして償還をさせているものでございます。

一方、これに對しまして、防大の卒業生の方は特別の高資格はもたらぬわけでございまして、それからまた、さらに三つばかりの理由によりまして償還金制度というのをとっていないわけでございまして。

一つは、防大の卒業生というのは幹部自衛官になるわけでございまして、指揮官として旺盛な責任感、それから判断力、実行力というものを伴った識見と能力、こういうものを養成する必要があるわけでございまして、こういったものにつきましては強制されて育つものではございませ

んので、やはり日ごろの教育訓練、それから自然に自覚自発と申しますか、自発的な努力によりまして培われていくべきものであろうというふうに考えております。さらに、仮にこういった償還金制度をとりまして場合にございましては、身体的な障害によりまして勤務に自信がないとか、あるいは勤務する意思のない者、これが卒業時に償還金を納入できないというのを理由に漫然と勤務を続けるといった危険もあるわけでございまして、部下との信頼関係、それから指揮統率の非常に重要な自衛隊におきまして、こういった指揮官がいふに考えるわけでございまして、また、いま一つは、償還金さえ払えば簡単に退職できるというふうな風潮が生まれますと、会社等からの引き抜きといったものにも乗りやすくなるという問題があるかと思っております。

私もそういったしましては、こういった任官拒否者が出るということにつきましては非常に残念に思っておりますのでございまして、一人でも少なくするように校長以下懸命の努力を続けておりますけれども、今申し上げました理由によりまして、身体の不調も自衛官に向かない者あるいは幹部として必ずしも積極的に勤務する意思のない者、こういった者を無理にとどめることによりまして、全体の組織として必ずしも有効に機能しないというのを避けることもまた大事ではなからうかというふうにも考えております。

○戸塚委員 十人に一人ということをよく考えてください。それから、あなた方防衛庁は、入学のときに何十倍という学生の中から、あらゆる角度から意志堅固な、指揮官に合う、しかも健康もすべてすぐれている人を選んでいるはずじゃありませんか。それが百人に一人がやめるならわかるけれども、十人に一人がこのような形になるということは甚だ問題だと思ふ。大臣、これはひとつ研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

○加藤國務大臣 ことは特に多かったようでありまして、ふだんは三十人前後なのではないかと思ひます。大体五百人前後を採りまして、一年目に百人ほどやめるようでありまして、ほかの大学と違ひまして、物すごい体力的な訓練もしますの、やはりその部分についていけないというのが一番多いのではないだろうかと思ひます。そこに残りますと、最後は四年までいくようです。

そこで出てまいります二、三十人、三、四十人の問題があります。土田校長も必死になって一人一人説得し、それぞれが無責任に任官拒否をしていふのではないという感触をつかんでおられます。したがって、銭金の問題で済む話とか、それを返させたから納得できるという話ではないのではないかな、こう思っております。しかし、その部分は一般の国民の税金でもありますので、今のような御意見も大分ありますので、これからも考えてまいります。

ただ、さつき局長が言いましたように、償還金を返せないから司令官の道をそのまま歩まれても困るという部分はどうしてもあることは、御理解いただきたいと思います。

○戸塚委員 大臣、よくわかります。いろいろな事情があることは十分わかる。しかし、国民の大事な税金で、しかもまた厳密な試験を受けて、意志堅固で立派な体力の者を採用してあるのに、大臣がお話のように五百人の人が一年目に百人やめて、それからまた最後まで卒業した人が一割任官しないというのは、私は重大問題だと思ふ。この点についてはひとつ十分研究していただきたい。重ねてもう一回お願いしたい。

○加藤國務大臣 最初の試験に合格させるとき、意志堅固であるか、それから身体的に問題ないか、そういうところも含めまして適格者を選考するということは絶対に必要なことだと思ひます。そういう点も含めまして御指摘の点については十分検討してまいりたいと思ひます。

○戸塚委員 この法案の提出者である所管の総務庁長官として、お尋ねしたいと思ひます。

世紀の国の政治や行政、地方の行政等の夢にしているわけですね。お役人さんも立派だけれども、民間人にも実に立派な見識を持っている人がいる。行政の管理能力もある人がいる。一方、お役人さんにもたまには民間の風に当たって、なるほどなかなか民間も厳しいな、こういうことも感じていただく必要があると思うし、私はそういうことをこれから大いにやっていただきたいと思うが、大臣いかがでしょう。

○後藤田国務大臣 公務員の人事管理というのは、会社でも同じだと思えますけれども、やはり成績本位、能力本位、そして適正な人事を行う、公平な人事を行う、これが基本であろうと思えます。

ただいま御質問の、民間人をもう少し採ったらどうか、こういうことですが、大学の教員等特殊なものにはそういう制度があるようです。しかし、何といっても資格の問題がございますから、そういった点も頭に置きながら、方向としましては例の選考任用の範囲内でもってできるものを前向きにやるべき筋合いであろう。と同時に、それよりも、本当は民間との人事交流を検討すべき課題ではないのか、実はかように考えておるわけでございます。

○戸塚委員 私、今大臣が後段お話しになった民間との人事交流を申し上げたのです。私の言いが悪かったかもしれませんが、ぜひこれを今後重点的に推進していただきたい、そのことをお願いしたいと思えます。

それから、大臣にもう一つ申し上げたいのは、国家公務員の婦人を大いに登用といいますか、最近各役所にも大分婦人の課長さんがふえてきたりして、私は結構なことだと思えます。お役所で女性と男性を区別しているとは決して思わないけれども、国家公務員の職場にも積極的に女性が責任持った立場に立つことはいいことだと思えます。この点大臣いかがでしょう。

○後藤田国務大臣 まだ官庁も、婦人を積極的にどんどん採用するというところまではいってない

と思えます。しかし男女雇用均等法も成立をしておりますし、私は方向としましてはもう少し婦人を採用する方向でいくべきであろう、こう考えるのです。

ただ、言葉は誤解を与えないけませんけれども、男女は基本的に平等ですね、そういう扱いをしております。しかし、男女は同等ではないんですよ、体格差がありますから。そこで、男の職場でないと動かないところもありますから、全部が全部というわけにいきません。しかし、御趣旨のような線に沿って、今後は積極的に公務員にも御婦人を採用していくことは適切なことであらう、かように考えます。

○戸塚委員 文部省に二点だけ伺いたいです。国立の大学教授などの場合は、教授に一遍なつてしまふとほとんど定年退官までシーリングも何もない。我々国会議員のように二年八月でシーリングする必要はないけれども、しかし少なくとも大学教授たる者は、五年なり何年なりの区切りを持って、この教授は学会にどんな発表をし、どんな実績を持ち、どういふ活動をしたかというところをチェックして、その上で、この教授は大学教授として適切であるかということで、任期制を採用すべきじゃないかと私は思いますが、これについてどうお考えになるか。

もう一つは、いわゆる小中学校の先生も含めて、最近、海外へ行かせたり民間に行かせたり、随分やっていますが、なおもっともっと、学校の先生は一生の間に一度くらいは海外へも行って勉強する、そのくらいのことではないと、学校の先生になつてしまつたら、学校社会だけにずっといたら、その先生に教えられる子供は不幸だと思つて、こんな速い時代ですから、先生方にももっともつと社会を広く見てもらい、見識を積んで子供たちを教えるということが必要だと思つて、その二点を伺いたい。

○佐藤(補)説明員 前段の、大学の教官の人事につきましては、閉鎖性を排し、あるいは活力ある教育研究活動を展開するという観点から、任期制

あるいは業績の審査、こういったお考えが提案をされております。先生のただいまの御指摘も、こういう考え方を背景にしたものと理解をいたしているわけでございます。

ただ、我が国社会全体に終身雇用制といった意識が強くて、流動性が高くないという実態もございまして、また公務員制度との兼ね合い、さらには教員人事につきましては大学自治の根幹でございまして、これにかかわりますので、この見地から慎重に対応する必要があると考えておるわけでございまして。まずは、当事者であります大学や教員自身がこのことを自覚、認識をいたしまして、現行の枠の中でもできる限り業績公表その他の試みをしていただきたい、こういうふうに私も念じておるわけでございます。

後段の、海外へという件につきましては、私もかねてそのような施策をとつてきておりますが、今後とも引き続き応援のほどをお願い申し上げます。

○戸塚委員 最後に総務庁長官にお尋ねいたしますが、二、三日前の新聞に、総理大臣や閣僚の月給より政務次官の方が多くなつてきたというようない記事が出ております。諸手当を入れたらさうでもないよと政府関係者が言つた、こんな記事まで出ておりますが、それは総理大臣や大臣が月給を返上しているから俸給という書き方じゃなくて、何となく格好もおかしいなというふうな論調のようにも私は思えます。もちろん総理を初め閣僚の皆さんが、さうやって率先して公務員さんの立場や国民の気持ちを考えてやることはわかりますが、やはりいただくべきものはしっかりとちゃんといただく、また確かに身を処するところはきちつと身を処する、これが総理大臣や閣僚のあり方じゃないかと思つて、どうか、これは担当大臣でございまして、総務庁長官から総理にもお話しなつて、総理、ひとつ大臣の月給ももとに戻しまして、さういふことをおっしゃる気持ちはありませんか。

○後藤田国務大臣 御趣旨は全く賛成でございます

す。ただ、やはりこういった厳しい財政状況の中で給与の改善をやつておるわけですから、やはり政治の姿勢として、大臣は昇給した分は国庫に返納するというのが今日の段階においてはあるべき姿であらう、私はこう思つております。

ついでに政務次官も一緒に下げたいのですよ。だけれどもそれはいいかない。それはなぜかならば、あれは寄附禁止の規定がある。それで、国務大臣についてだけはこれは寄附してよろしいという法律改正までやつて、今日に至つております。したがって、今回はやはり政務次官はさういふわけにはまいらぬということで、一見奇異なような結果になつた、こう思つております。

しかし、いずれの日にかこれはやはりあるべき姿に返すべきが筋であらう、かように考えます。

○戸塚委員 終わります。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。石川要三君。

○石川委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月七日の給与の改定及び休暇制度の改定に関する人事院勧告に基づき、給与改定については本年七月一日から人事院勧告どおり俸給表等の改定を行うこととし、休暇制度の改定についても人事院勧告どおり改定しようとするものであります。

今回の措置は、労働基本権の制約、良好な労使

関係の維持、公務員の士気、生活への配慮、現下の経済社会情勢、国民世論の動向等を総合的に勘案して決定されたものであります。

我が党は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、勧告は原則として完全実施すべきものとしておりますが、本年度の財政事情は昨年にも増して厳しいものがあり、政府においても引き続き行財政改革を進めているところでありまして、今回の措置はやむを得ないものと考えます。

政府におきましても、昨年度の官房長官談話を踏まえ、最後まで勧告の完全実施に向けて努力を尽くし、その結果、完全実施を行うには至らなかったものの、過去二年間のような政府による俸給表の作成は避け、勧告の内容には手をつけず実施時期を調整するという方法をとることにより、人事院勧告制度を尊重する姿勢を一層明らかにしているところであります。

このような状況のもとにおいて、今回の措置は十分とは言えないまでも、やむを得ないと認めるものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案は、一般職の職員の給与改定に伴いまして、特別職の職員及び防衛庁職員についてもこの給与を改定しようとするものであり、ただいま申し上げました理由により、これら給与三法律案につきまして賛成するものであります。(拍手)

○中島委員長 小川仁一君。

○小川(七)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま上程されております人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

本年の給与法の改正は、総務庁長官を始め政府の給与担当大臣らと公務員組合との交渉がスムーズに行われており、結果的には、一応の不満を残

しながらも政労間の交渉が進んだことは評価いたします。それは、昨年来の総務長官等の声明、談話等によって、来年度は完全実施を行うことが明確になっていることも一つの要素になっていると言えます。本年は完全実施が行われませんが、来年度以降は完全実施されるものと信じております。

さて、反対の理由は、本年度の改正は、人勧五・七四％ではありませんが、七月実施では四・一％の改定率であり、依然として約一・六％の減であり、公務員は四、五、六月の給与と夏期の手当を加えた分の実損をこうむっております。本年で七年間の抑制、凍結の状態は大きな問題であり、承知できません。

また、俸給表の全面見直しは公務員処遇改善への配慮が不十分であり、加えて成績主義、人事管理面が強化されており、公務員の不満が募っております。再検討の必要があります。

加えて、調整手当制度は九〇％から一〇％への引き上げが行われましたが、地域格差の拡大になります。級地指定が行われないため地域格差が一層拡大し、矛盾が広がっております。その地域に勤務する公務員の士気にもかかわることなので、至急再調査の上は正されるべきであると考えます。

休暇制度については、明治六年の太政官布告が近代的に法的整備されたことは一つの前進であります。しかし、時間短縮の配慮が不足し、週休二日制への積極的な取り組みが不十分であること指摘しなければなりません。

防衛庁の給与法案は、「例に準じて」と言っていますが、調整手当の平均支給等を含めて給与、手当について再検討されるべきものであると考えます。防衛庁は、「例に準じて」という立場で給与について見直しをすべきであります。

最後に、人勧制度は形骸化しています。基本的に公務員の賃金、労働条件の決定手続を改める必要があります。公務員労働者代表をも加えた新しい制度の検討を要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○中島委員長 市川雄一君。

○市川委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案に、反対の討論を行うものであります。

公務員給与については、昭和五十七年以来、給与勧告の凍結または大幅抑制という極めて不健全な措置が継続してとられております。

公務員給与の改善に関する人事院勧告制度は、公務員について労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられた経緯があります。すなわち、今日において公務員に対する適正な給与の処遇は、人事院勧告の完全実施以外に道はないのであります。

政府は、人事院勧告抑制の理由として、財政難による人件費削減の必要性を強調しております。どうしても人件費削減が必要であるというのであれば、従来から我が党が主張してきた徹底した行財政改革を断行し、あわせて自然退職者に見合う新規採用者を極力抑制するなど、公務員の定数を削減するという人件費総額を削減する方法によるべきであります。

殊に、行政の高度化、複雑化という状況の中で公務員の果たす役割は年々重要性を増してきております。そのために、必要な勤務条件の確保など、公務員が安心して職務に精励できる措置をとることは必要不可欠であります。特に今日では、勧告の抑制による公務員の勤務意欲、士気の低下を心配する声も聞かれる状況であります。

我が党は、人事院勧告制度を形骸化させる政府の給与抑制策には強く反対するものであります。そして、一日も早く勧告の四月完全実施を図るよう要求するものであります。

このような立場から、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案に対して反対するものであります。(拍手)

○中島委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 私は、民社党・国民連合を代表して、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を初めとする給与関係三法案に対

し、一括して反対の討論を行うものであります。人事院勧告制度は、言うまでもなく国家公務員から労働基本権を奪う代償措置として設けられたものであり、政府は勧告を尊重し、その完全実施に向けて最大限の努力をすることが常に求められているのであります。それなくして、公務能率の向上も、国民の信頼にこたえられ得る安定した公務行政も望み得ないからであります。

民社党は、このような観点から、政府に対し、人事院勧告の完全実施を強く求めてまいりました。さらに、勧告の完全実施に伴う総人件費の膨張については、公務員総数の大幅削減、公務能率の向上、経費の節約などの行革努力により、これを抑制すべきことを提唱してきたのであります。しかるに、政府は、口では、人事院勧告制度を尊重しその完全実施に向けて最大限の努力すると再三言明しておきながら、五十七年度以来、勧告の凍結、抑制を繰り返してきたのであります。言行不一致も甚だしく、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

今回提出されてまいりました政府案は、給与改善率こそは勧告どおりであります。給与改定の実施時期を七月におくられるなど、勧告の完全実施を再び見送ったものであります。我々はこれを認めるわけにはまいりません。

財政事情を理由に公務員の給与を抑制するということは、政府の行革努力の不十分さのツケを公務員に押しつけるものであり、筋違いも甚だしいものであります。政府の責任はまことに重大であります。

政府は、今後二度と勧告の抑制措置を講ずるべきではありません。公務員総数を大幅に純減するための計画を着実に実行するなどの徹底した行政改革努力を行い、人事院勧告の完全実施を図るべきであります。

以上、給与関係三法案に対する反対理由と、今後人事院勧告についてはこれを完全実施をすべきことを政府に求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○中島委員長 三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、給与関係三法案いづれにも反対の討論を行います。

まず、一般職職員給与法改正案についてであります。

憲法では、労働者の生存権確保の基本的権利として、公務員労働者を含めたすべての労働者に労働基本権を保障しています。労働基本権は、単に経済的利益に関する権利にとどまらず、政治的要求を含む幅広い労働者の基本的権利であります。当然のことながら、労働基本権には初めから代償措置が成り立つ余地はないのであります。にもかかわらず、政府は、公務員労働者の労働基本権剝奪の代償と称して人勸制度を設けておきながら、四年連続の凍結、抑制の上に、さらに今年度も実施時期を三月月おくらせました。このため、給与改善の値切りは期末・勤勉手当を含めて四・九カ月、平均一七万円に上ります。これは人勸を設けた経緯からしても、また広範な公務員労働者の人勸の値切りなしの実施という最低限の願いをも踏みにじるもので、断じて容認することはできません。

また、職務給強化を内容とする俸給制度の再編成は、特権的官僚制度を温存する一方、能力主義管理によって公務員労働者への分断支配を強め、自民党政府と財界に忠実な公務員づくりを目指す臨調路線に追随するものであります。

休暇制度についても、生理休暇の廃止という問題があります。人事院は、特別休暇から生理休暇を除外して病休扱いにすることを宣言しています。これは母性を保護するという立場からも、また病休が勤務成績に加味され賃金に影響し、女性の差別にもつながるといふ原則的問題であるといふことから、到底認められるものではありません。次に、特別職職員給与法改正案についてであり

ます。

本案は、総理大臣や閣僚大臣など、現状の給与水準でも国民一般の生活実態からして高過ぎる給与をさらに引き上げようとするもので、到底国民の理解を得られるものではありません。

防衛庁職員給与法改正案については、憲法違反の軍隊の隊員給与改定であります。曹士隊員とその家族の生活を防衛することは必要であります。そうした点から見て、今回の改定は、人勸値切りの一般職に準じた措置であり、反対であります。なお、今回の給与改善を予算に追加すれば、政府の公約である軍事費がGNP一%の当初見通しを一時的にせよ超すことになるのであります。このことは、自衛隊の正面装備費などの軍事費の大幅削減が緊急不可欠な課題であることを示したものであり、改めて軍事費の大幅削減を強く要求して、三案に対する反対討論といたします。(拍手)

○中島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中島委員長 これより順次採決に入ります。

まず、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

項第九号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 専門行政職俸給表(別表第二)

第六条第三項中「基き」を「基つき」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第五項及び第八項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第九条の二第四項中「現日数から」の下に「第十四条第四項又は第五項の規定に基づく」を加える。

第十條第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「基き」を「基つき」に改める。

第十條の三第一項第一号中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四万千円」を「四万二千円」に改める。

第十一條第三項中「一万三千二百円」を「一万四千円」に、「四千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百円」を「九千五百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による児童手当の支給を受ける場合において、次の各号に該当するときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ

る。

第一号 職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ

る。

第二号 職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ

る。

第三号 職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ

らず、同項の規定による額から、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一 当該児童手当の額が児童手当法第六條第一項第一号又は第二号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る同法第四條第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうち当該職員が扶養親族たる者が二人以上あるとき、千円に当該支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を控除して得た額

二 当該児童手当の額が児童手当法第六條第一項第三号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る支給要件児童のうち当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるとき、千円に同号の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から二を減じた数を超えるときは、当該支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額

第十一條の三第二項第一号、第十一條の四及び第十一條の五中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十一條の六第二項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を」検査官であつた者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法に改め、「検査官」を削り、「又は公共企業体」を「若しくは公共企業体に改め、「使用される者」の下に「（以下「給与特例法適用職員等」という。）を加える。

第十一條の七第二項第一号中「七千二百円」を「七千五百円」に改める。

第十二條第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改め、同項第二号中「二千六百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「六千八百円」を「七千五

百円」に、「八千七百円」を「九千六百円」に改め、同項第三号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改める。

第十三條の四第三項中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十四條の次に次の二條を加える。

（休日）

第十四條の二 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇）

第十四條の三 職員の休暇は、年次休暇、病氣休暇及び特別休暇とする。

2 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員二十日

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの、その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 当該年の前年において給与特例法適用職員等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員、給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に

次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

3 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

4 年次休暇については、その時期につき、各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならない。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

5 病氣休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

6 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

7 病氣休暇及び特別休暇（人事院規則で定めるものを除く。）については、人事院規則で定めるところにより、各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十五條中「ときは、」の下に「祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、休暇による場合その他を加え、「除く外」を「除き」に、「当り」を「当たり」に改める。

第十七條第一項及び第三項を削り、同条第二項中「休日において」を「祝日法による休日（第十四條第四項又は第五項の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該祝日法による休日）がこれらの規定に基づき勤務を要しない日に当たるときは、人事院規則で定める日」及び「年末年始の休日において」に、

「当り」を「当たり」に、「年末年始等」を「これらの日に準ずるものとして」に改め、同項を同条とする。

第十九條の二第三項中「第十七條第二項及び第十八條を」から第十八條まで」に改める。

第十九條の五第二項中「職務の等級を」職務の級に改める。

第十九條の六第一項中「第十七條第二項、第十八條を」から第十八條まで」に改め、同条第二項中「第十七條第二項及び第十八條を」から第十八條まで」に改める。

第二十二條の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 当分の間、第十五條の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合にあつては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日に、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

17 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,900	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	320,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	235,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,000	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17		185,000	224,600	271,900	288,900	320,200	335,600	360,200	402,500		
18		187,500	228,000	275,500	292,600	324,200	339,900	364,100	406,800		
19		189,500	231,200	279,000	296,200	328,000	343,800	368,000			
20			233,600	281,600	299,300	331,800	347,600	371,800			
21			236,000	284,200	302,200	335,600	351,300	375,600			
22			238,400	286,800	305,100	339,300	355,000				
23			240,700	289,300	308,000	342,900					
24			243,000	291,800	310,900	346,500					
25			245,200	294,300	313,700						
26			247,400	296,700	316,500						
27			249,600	299,100							
28				301,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	83,300	115,600	130,900	148,100	171,300	195,200
2	85,800	120,600	136,600	153,900	177,100	201,500
3	88,300	125,700	142,300	159,700	183,000	207,900
4	90,800	130,900	148,100	165,500	188,900	214,800
5	93,400	136,100	153,800	171,300	194,800	221,700
6	96,200	141,200	159,600	176,900	200,700	228,800
7	99,400	146,200	165,100	182,200	206,400	235,900
8	102,700	151,100	170,500	187,200	211,600	243,100
9	106,400	156,000	175,800	192,200	216,700	250,300
10	110,700	160,700	181,000	197,100	221,800	257,500
11	115,600	165,400	185,700	201,900	226,900	264,600
12	120,600	169,800	190,400	206,500	232,000	271,700
13	125,600	174,200	195,000	211,100	236,900	278,600
14	130,500	178,300	199,500	215,700	241,800	284,700
15	135,200	182,200	203,900	220,300	246,600	290,600
16	139,600	185,800	208,300	224,900	251,300	296,500
17	143,700	189,300	212,700	229,000	255,800	302,400
18	147,700	192,700	217,100	232,700	260,200	307,500
19	151,200	196,100	221,300	235,900	264,200	312,400
20	154,000	198,600	225,100	239,100	268,100	316,700
21	156,800	200,700	228,100	242,100	271,700	320,900
22	159,500	202,800	230,600	244,900	275,200	324,900
23	162,200	204,800	233,000	247,700	277,600	328,300
24	164,600	206,800	235,200	250,400	280,000	
25	166,800	208,800	237,300	252,900	282,400	
26	168,800	210,800	239,400	255,400		
27	170,800	212,700	241,500	257,600		
28	172,800	214,600	243,600	259,800		
29	174,600	216,500	245,600			
30	176,400		247,600			
31	178,200		249,600			
32	180,000					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	105,700	162,500	194,200	228,000	255,400	288,000	328,800
2	109,600	169,900	202,300	236,600	266,100	299,400	342,600
3	113,700	177,300	210,500	245,400	276,800	310,900	356,400
4	119,300	185,100	218,800	254,300	287,500	322,400	370,200
5	125,600	192,900	227,100	263,300	298,400	333,900	384,000
6	132,600	200,700	235,400	272,300	309,300	345,400	397,800
7	139,600	208,500	243,800	281,300	320,200	356,900	411,400
8	146,600	216,100	252,400	290,300	331,000	368,400	425,000
9	153,600	223,500	261,000	299,300	341,700	379,900	438,400
10	160,600	230,900	269,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	167,400	238,300	278,200	317,300	362,100	399,900	462,000
12	174,100	245,600	286,800	326,200	371,900	408,700	468,400
13	180,600	252,900	295,400	334,600	380,600	416,000	474,700
14	186,100	260,000	303,800	342,900	387,300	422,800	480,500
15	191,500	266,800	311,700	349,700	393,800	427,400	485,300
16	196,700	273,000	318,600	356,000	398,200		
17	201,800	278,000	325,000	360,200	402,500		
18	206,900	281,800	329,000	364,100	406,800		
19	211,500	285,400	332,800	368,000			
20	216,000	288,400	336,600	371,800			
21	220,500	291,400	340,400	375,600			
22	224,600	294,000	344,100				
23	228,000	296,500	347,700				
24	231,200	299,000	351,300				
25	233,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	110,900	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	115,600	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	120,500	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	125,300	159,100	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	129,400	163,300	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	132,200	166,900	199,100	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	134,800	170,400	204,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	137,200	173,800	209,200	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	139,200	177,200	214,100	261,600	278,300	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	141,100	180,300	218,900	268,700	284,200	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	143,000	183,400	223,000	273,900	290,000	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	144,600	186,300	226,800	278,300	295,700	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15		188,400	230,100	282,500	300,800	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16			233,300	286,600	305,800	346,000	361,100	384,300	408,400		
17			235,500	289,800	310,300	351,700	366,300	388,600	412,500		
18				293,000	314,000	356,800	371,100	392,500	416,600		
19				295,500	317,500	360,700	375,100	396,400			
20				298,000	320,900	364,500	378,800	400,200			
21				300,500	323,700	368,300	382,500	404,000			
22				302,900		371,900	386,200				
23				305,300		375,500					
24						379,100					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	107,100	116,000	131,000	169,200	201,100	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	111,400	120,500	138,600	176,900	209,200	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	115,800	125,000	146,200	184,900	217,300	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	120,300	130,700	153,900	192,900	225,400	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	124,800	138,100	161,600	201,000	233,400	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	130,300	145,500	168,800	209,100	241,300	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	137,300	152,800	175,900	217,200	249,200	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	144,500	160,000	182,900	225,100	257,100	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	151,600	166,700	190,000	233,000	264,800	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	158,700	173,400	197,100	240,500	272,500	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	165,200	180,100	204,100	247,900	280,100	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	171,800	186,900	211,100	255,300	287,600	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	178,500	193,700	218,100	262,400	295,100	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	185,200	200,600	224,900	269,500	302,600	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	191,900	207,500	231,700	276,500	310,000	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	198,500	214,200	238,400	283,400	316,900	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	204,900	220,500	245,100	290,300	323,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	210,600	226,700	251,900	297,100	329,800	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	216,300	232,800	258,700	303,600	335,300	360,700	375,100	396,400			
20	222,000	238,900	265,600	309,600	339,300	364,500	378,800	400,200			
21	227,700	244,900	272,500	315,600	342,700	368,300	382,500	404,000			
22	233,400	251,000	279,400	321,600	346,100	371,900	386,200				
23	239,100	257,100	286,200	327,000	349,400	375,500					
24	244,800	263,100	292,700	330,500	352,700	379,100					
25	250,400	269,100	298,700	333,700	355,900						
26	256,000	275,000	304,700	336,800	359,100						
27	261,200	280,600	310,700	339,900							
28	266,400	286,100	316,000	343,000							
29	270,400	290,900	319,500	346,000							
30	274,300	295,400	322,700	349,000							
31	278,200	299,800	325,800								
32	282,100	302,600	328,800								
33	284,700	305,400	331,700								
34		308,100	334,600								
35		310,800	337,500								
36		313,500									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	111,100	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	116,100	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	121,400	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	126,800	159,800	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	131,500	165,000	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	136,000	170,100	199,600	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	140,100	175,000	205,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	144,000	179,600	211,000	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	147,900	184,100	216,500	261,600	278,800	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	151,800	188,600	221,600	268,700	285,300	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	155,600	193,100	226,700	274,700	291,700	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	159,200	197,600	231,800	280,000	297,900	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	162,800	201,700	236,800	285,000	303,100	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	166,400	205,500	241,200	289,800	308,200	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	169,500	208,900	245,500	293,300	312,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	172,400	212,200	249,400	296,500	316,400	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	175,200	214,300	252,700	299,100	320,100	360,700	375,100	396,400			
20	177,800		255,100	301,700	323,500	364,500	378,800	400,200			
21	179,800		257,400	304,200	326,300	368,300	382,500	404,000			
22			259,700	306,600	329,100	371,900	386,200				
23			262,000	309,000		375,500					
24			264,300	311,400		379,100					
25			266,600								
26			268,800								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	109,400	141,500	183,300	221,100	250,600	281,800	353,000
2	114,600	149,000	192,000	230,900	260,500	293,400	365,000
3	121,100	157,100	201,000	240,700	270,400	305,000	377,000
4	127,600	165,200	210,000	250,500	280,300	316,600	388,600
5	134,100	173,300	219,000	260,100	290,000	328,000	400,200
6	140,700	180,900	227,600	269,500	299,500	339,200	411,500
7	147,200	187,700	235,900	278,800	308,700	350,300	422,800
8	153,600	194,500	244,000	287,700	317,700	361,200	432,800
9	159,900	201,200	251,700	296,200	326,600	371,900	442,300
10	165,800	207,800	259,000	304,100	335,400	381,900	450,200
11	170,000	213,800	266,200	312,000	344,100	391,600	457,600
12	173,900	219,100	273,200	319,900	352,400	401,200	464,900
13	177,600	224,400	280,000	327,800	360,300	409,800	471,100
14	181,300	229,600	286,700	335,500	368,100	417,500	476,600
15	184,400	234,500	293,400	342,700	374,600	424,400	481,200
16	187,500	238,900	300,000	349,500	380,200	431,000	
17	190,500	243,300	306,300	356,300	385,400	436,900	
18	193,500	246,600	312,200	361,300	390,300	441,200	
19	195,600		315,800	365,400	395,100	445,400	
20			319,400	369,300	399,500	449,500	
21			322,800	373,200	403,400	453,600	
22			326,200	377,100	407,300		
23			329,600	380,800			
24				384,500			
25				388,200			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,800	116,300	143,500	168,800	196,800	224,300
2	97,200	121,100	149,500	175,700	203,800	231,300
3	99,900	126,500	155,600	182,600	210,800	238,300
4	103,300	132,000	161,900	189,600	217,400	245,300
5	107,200	137,500	168,700	196,600	223,500	252,400
6	111,400	143,100	175,600	203,500	229,400	259,700
7	116,000	148,800	182,500	210,000	235,100	267,000
8	120,800	154,500	189,400	215,700	240,600	274,400
9	125,700	160,300	196,300	221,400	246,000	281,800
10	131,200	166,100	203,100	226,900	251,400	289,200
11	136,700	171,900	209,400	232,200	256,800	296,600
12	142,200	177,700	214,900	237,200	262,200	304,000
13	147,700	183,100	220,300	242,000	267,600	311,400
14	153,100	188,500	225,700	246,700	272,800	318,200
15	158,000	193,700	230,700	251,200	278,000	324,300
16	162,800	198,800	235,500	255,500	283,000	330,400
17	167,500	203,700	239,900	259,300	287,400	336,400
18	172,100	208,300	244,300	262,900	291,500	341,700
19	176,600	212,900	248,400	266,500	294,600	346,900
20	180,500	216,900	252,100	269,700	297,700	351,700
21	183,400	220,300	255,200	272,700	300,800	356,200
22	186,000	223,300	258,000	275,600	303,900	360,500
23	188,000	226,100	260,700	278,100	306,800	364,200
24		228,600	263,000	280,600	309,700	
25		230,800	265,300	283,100	312,600	
26		232,900	267,600	285,600		
27		235,000	269,800			
28		237,100	272,000			
29			274,200			
30			276,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	109,000	134,000	184,300	214,700	275,300
2	113,800	142,300	192,600	224,200	285,700
3	118,900	150,600	201,000	233,700	296,200
4	125,200	159,000	209,600	243,400	306,700
5	131,600	167,400	218,400	253,100	317,200
6	138,800	175,800	227,300	262,800	327,800
7	146,000	184,200	236,200	272,500	338,400
8	153,600	192,500	245,100	282,200	349,000
9	161,300	200,800	254,000	291,800	359,600
10	169,200	209,100	262,800	301,300	370,200
11	177,000	217,300	271,300	310,300	380,800
12	184,400	225,300	279,800	318,500	391,400
13	191,400	233,200	288,200	326,500	402,000
14	198,000	240,100	296,600	334,400	412,600
15	204,200	247,000	304,600	342,000	423,200
16	210,300	253,100	312,300	349,600	433,500
17	216,000	259,100	320,000	357,100	442,600
18	221,600	265,000	327,400	364,500	451,700
19	227,200	270,900	334,700	371,600	460,800
20	232,500	276,600	342,000	378,100	469,200
21	237,600	282,300	349,000	384,500	476,900
22	242,600	287,900	356,000	390,900	482,600
23	247,500	293,200	362,300	396,600	487,500
24	252,200	298,500	367,900	402,200	492,300
25	255,900	303,700	372,000	407,300	
26	259,600	308,100	375,400	410,800	
27	263,200	311,700	378,700	414,300	
28	266,600	315,000	381,900	417,800	
29	269,100	318,100	385,100		
30	271,600	321,200			
31	274,000	324,200			
32	276,400	327,200			
33	278,800	330,200			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	125,900	235,700	320,000
2	104,700	133,200	244,300	329,100
3	108,900	140,500	252,900	338,200
4	113,300	147,800	261,500	347,300
5	118,400	155,000	270,100	356,400
6	124,100	162,200	278,700	365,500
7	130,600	169,400	287,300	374,600
8	137,400	176,600	296,000	383,600
9	144,400	183,800	304,700	392,600
10	151,400	190,900	313,300	401,500
11	158,300	198,400	321,900	410,100
12	165,100	206,700	330,500	418,200
13	171,900	215,100	338,900	425,600
14	178,600	223,500	347,100	432,800
15	185,300	231,900	355,200	437,400
16	192,000	240,200	363,200	
17	198,600	248,500	371,200	
18	205,200	256,700	379,200	
19	211,700	264,900	387,200	
20	217,500	273,100	394,400	
21	223,300	281,300	401,300	
22	228,700	289,500	408,000	
23	234,000	297,700	414,600	
24	239,100	305,800	418,800	
25	244,200	313,200		
26	249,200	320,400		
27	254,000	327,500		
28	258,400	334,600		
29	262,800	341,700		
30	266,200	347,800		
31	269,400	353,600		
32	272,600	358,600		
33	275,600	363,000		
34	277,900	367,300		
35	280,100	371,600		
36	282,300	374,600		
37	284,500			
38	286,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	108,900	201,000	316,600
2	104,700	114,400	209,700	324,700
3	108,900	119,900	218,400	332,800
4	113,300	125,900	227,100	340,900
5	118,400	133,200	235,700	349,000
6	124,100	140,500	244,300	357,000
7	130,600	147,800	252,900	365,000
8	137,400	155,000	261,500	372,800
9	144,300	162,200	270,100	379,900
10	151,200	169,400	278,600	387,000
11	157,800	176,600	287,000	393,400
12	164,300	183,800	294,800	399,700
13	170,500	190,900	302,600	404,700
14	176,700	198,400	310,200	409,700
15	182,700	206,700	317,800	413,800
16	188,600	215,100	325,300	
17	194,300	223,500	332,700	
18	199,800	231,900	340,100	
19	205,300	240,200	347,500	
20	210,500	248,500	354,700	
21	215,400	256,700	361,300	
22	220,100	264,800	367,500	
23	224,500	272,900	373,000	
24	228,700	281,000	377,700	
25	232,100	288,500	381,600	
26	235,400	295,700	384,700	
27	238,200	302,900	387,700	
28	240,700	309,600	390,700	
29	243,100	316,000		
30	245,400	322,100		
31	247,500	328,100		
32	249,600	333,900		
33	251,700	339,100		
34		344,200		
35		348,800		
36		352,700		
37		356,500		
38		360,200		
39		362,800		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	113,200	143,400	184,300	233,700	359,500
2	119,800	151,200	192,600	243,400	370,100
3	126,900	159,300	201,000	253,100	380,700
4	134,000	167,600	209,600	262,800	391,300
5	141,400	175,900	218,400	272,500	401,900
6	148,900	184,200	227,300	282,200	412,500
7	156,500	192,500	236,400	291,800	423,100
8	164,100	200,800	245,700	301,300	433,500
9	171,800	209,100	255,300	310,300	442,600
10	179,500	217,400	264,900	319,100	451,700
11	186,800	225,700	274,500	327,800	460,800
12	194,000	234,200	284,000	338,400	469,200
13	200,900	242,800	293,500	349,000	476,900
14	207,500	251,400	302,500	359,600	482,700
15	214,100	259,900	311,100	370,200	487,600
16	220,300	268,300	319,500	380,800	492,400
17	226,200	276,200	327,700	391,400	
18	232,100	283,900	335,800	402,000	
19	237,600	291,500	343,500	412,600	
20	242,900	299,000	350,900	421,900	
21	248,000	306,500	358,200	428,100	
22	253,000	313,800	365,400	434,100	
23	258,000	321,100	371,900	440,000	
24	262,500	328,300	378,300	445,800	
25	266,700	335,300	384,300	451,000	
26	270,700	342,000	389,500	455,400	
27	273,700	348,700	394,600	459,700	
28	276,700	355,100	398,300		
29	279,600	361,300	401,800		
30	282,500	366,500	405,300		
31	285,400	371,600			
32		376,700			
33		380,100			
34		383,400			
35		386,700			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	92,800	118,300	190,700	227,200	264,600
2	95,600	125,000	199,800	236,400	275,300
3	98,700	132,600	208,900	245,600	286,000
4	101,900	140,300	218,000	254,800	297,100
5	105,700	148,000	227,100	264,000	308,300
6	110,400	155,700	236,200	273,200	320,000
7	115,400	163,400	245,100	282,100	331,900
8	120,700	171,100	254,000	291,000	343,800
9	127,300	178,800	262,800	299,600	355,700
10	134,100	186,500	271,400	308,000	367,500
11	141,200	194,100	279,200	316,300	379,300
12	148,300	201,700	286,800	324,500	391,000
13	155,500	209,300	294,100	332,700	402,400
14	162,700	216,500	300,600	340,800	413,800
15	169,700	223,700	306,600	348,800	425,200
16	176,600	230,600	312,600	356,800	436,600
17	183,400	236,900	318,500	364,800	447,900
18	189,900	243,200	324,300	372,700	457,500
19	195,500	249,500	330,000	380,600	464,700
20	200,800	255,800	335,300	387,300	470,800
21	206,000	261,900	340,400	393,800	476,000
22	211,200	268,000	345,100	398,300	481,100
23	216,200	274,100	349,500	402,800	485,300
24	221,200	278,900	353,300	406,800	
25	225,700	283,500	356,800		
26	229,400	287,000	360,300		
27	232,900	290,400	363,800		
28	235,700	293,700			
29	238,300	297,000			
30	240,800	300,200			
31	243,300	303,400			
32	245,800				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	162,900	224,100	256,800	334,000
2	172,100	234,900	267,900	344,900
3	181,500	245,800	279,000	355,700
4	192,200	256,800	290,000	366,500
5	202,900	267,800	301,000	377,300
6	213,500	278,700	312,000	387,700
7	224,100	289,600	323,000	397,900
8	234,700	300,500	334,000	407,700
9	245,100	311,300	344,800	417,500
10	255,300	322,100	355,600	427,300
11	263,900	331,400	366,400	437,100
12	272,100	340,400	376,500	446,800
13	280,200	349,100	386,300	456,500
14	288,200	357,500	395,900	466,200
15	296,200	365,800	405,500	474,700
16	304,200	374,100	414,800	482,700
17	312,000	382,400	423,800	490,200
18	319,000	390,700	432,800	496,300
19	323,600	397,200	441,800	501,200
20	328,000	403,300	448,600	506,000
21	331,100	409,000	455,200	
22		413,000	459,700	
23		416,900	464,200	
24		420,600	468,500	
25		424,300	472,800	
26		428,000	477,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,300	236,100	264,700	321,900
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700	333,600
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700	345,300
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700	357,300
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700	369,300
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700	381,200
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700	393,100
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500	404,900
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,300	352,100	416,600
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100	428,300
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900	435,300
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600	441,400
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300	447,300
14	158,200	196,900	243,000	267,700	309,700	349,700	393,800	452,700
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200	458,000
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	360,200	404,500	462,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800	
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000		
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800		
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600		
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900			
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500			
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100			
24		235,500	288,600	310,300				
25		237,700	291,000					
26		239,900	293,400					
27			295,800					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,800	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	290,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					450,000
2					496,000
3					553,000
4					611,000
5					659,000
6					709,000
7					771,000
8					831,000
9					890,000
10					948,000
11					1,004,000
12					1,025,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第七十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は

同年六月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に

関する法律(以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二十号)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
(職務の級への切替え)

3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。))が附則別表第一に掲げられていたもの(次項に規定する職員を除く。)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられていたときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日において行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
(号俸の切替え等)

5 前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

6 前項の規定により新号俸を定められる職員に對する切替日以後における最初の改正後の法第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ。)を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

7 (最高号俸を超える俸給月額切替等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表(指定職俸給表を除く。)の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動(指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を除く。)のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。))附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。

9 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額等は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)

11 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(休暇に関する経過措置等)

12 職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(次項及び附則第十四項において「新法」という。)第十四条の第三項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十一年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされていた日数を加えた日数とする。

13 昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の法令の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた新法第十四条の三に規定する年次休暇、病欠休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病欠休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づく手続を要しないものとする。

14 新法附則第十六項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続いている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病欠休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前におけ

る当該療養のための病欠休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。
(人事院規則への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

16 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。
第二条第五項中「別表第八」を「別表第九」に改める。
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

17 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項第二号中「の受ける」の下に「職務の級の号俸に相当するものとして、内閣総理大臣が指定する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める」を加え、「が職務の等級」を「が職務の級」に改める。
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

18 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「第六条第一項第八号」を「第六条第一項第九号」に改め、同条第二項中「何等級」を「何級」に、「当該等級」を「当該級」に改める。
第十二条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。
第十六条第一項第二号イ中「七等級」を「二級」に改め、同号ロ中「八等級」を「一級」に改め、同

項第五号中「七等級」を「二級」に改める。
第十七条第一項中「さん橋賃」を「橋賃」に改め、同項第一号イ中「一等級」を「十一級」に改め、同号ロ中「二等級以下七等級」を「十級以下二級」に改め、同号ハ中「八等級」を「一級」に改め、同項第二号イ中「七等級」を「二級」に改め、同号ロ中「八等級」を「一級」に改め、同項第五号中「七等級」を「二級」に改める。
第三十二条中「本条をこの条に改め、同条第一号イ中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同条第四号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほかに」に改め、同条第五号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほかに」に改める。
第三十三条中「左の」を「次の」に、「さん橋賃」を「橋賃」に、「本条をこの条に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「二等級」を「九級」に、「三等級以下七等級」を「八級以下二級」に、「八等級」を「一級」に改め、同号ロ中「二等級」を「九級」に、「三等級」を「八級」に改め、同条第三号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほかに」に改め、同条第四号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほかに」に改める。
第三十四条第一項中「本条をこの条に改め、同項第一号イ中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同項第三号中「二等級」を「九級」に改め、同項第五号中「七等級」を「二級」に改める。
附則第七項中「七等級」を「二級」に、「八等級」を「一級」に、「一等級」を「十一級」に、「二等級以下」を「十級以下」に、「二等級以上」を「九級以上」に、「三等級」を「八級」に改める。
別表第一の一の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級以下五等級」を「八級以下四級」に、「六等級」を「三級」に改め、別表第一の二の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級又は四等級」を「八級以下六級以上」に、「五等級」を「五級」に改め、別表第二の三の表区分の欄中「二等級」を「十一級」に、「三等級」を「十級又は九級」に、「三等級」を「八級」に、「四等級」を「七級又は六級」に、「五等級」を「五級又は四級」に、「六等級」を「三級」に、「七等級」を「二級」に改める。
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

19 前項の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

20 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「基く」を「基づく」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「代る」を「代わる」に、「但し」を「ただし」に改める。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

21 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の三の二第四項中「及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」を削る。
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

22 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「別表第五」を「別表第六」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級又は三等級」を「一級又は二級」に改める。

第五條第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第五」を「別表第六」に、「二等級」を「三級」に改め、同條第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級」を「二級」に、「一等級」を「三級」に改める。

（一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部改正）

23 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を削る。

（一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部改正）

24 一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「一般職の職員に給する法律第十三条の三」を「一般職の職員に給する法律第十三条の三」に改める。

（一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部改正）

25 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「において改正後の法」を「において一般職の職員に給する法律（昭和四十五年法律第九十五号）」に、「ついでに、改正後の法」を「ついでに、一般職の職員に給する法律」に、「に改正後の法」を「に一般職の職員に給する法律」に改める。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

26 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百

十七号）の一部を次のように改正する。

第八條中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改め、「第二十三條第一項」の下に「又は附則第十六項を加える。

（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給する等に関する特別措置法の一部改正）

27 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給する等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改め、同條第三項中「第十七條第二項」を「第十七條」に改める。

第七條第二項中「第十七條第二項」を「第十七條」に改める。

第十一條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同條中「こえて」を「超えて」に、「第十七條第二項」を「第十七條」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

28 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち国家公務員等共済組合法第二條第一項第五号の改正規定中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改める。

附則第九條第二項及び第四項中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改める。

附則第六十八條（見出しを含む）中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改め、同條のうち一般職の職員に給する法律附則第十六項を附則第十五項とする改正規定中「附則第十五項」の下に「とし、附則第十七項を附則第十六項とし、

附則第十八項を附則第十七項を加える。

附則第八十八條の次に次の二條を加える。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第八十九條 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八條中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

（一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第九十條 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

（国家公務員法等の一部改正）

29 次に掲げる法律の規定中「一般職の職員に給する法律」を「一般職の職員に給する法律」に改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二十九條第五項

二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一條及び第七條第一項

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第四項

四 国家公務員等の旅費に関する法律第二條第一項第三号及び同條第二項

五 国家公務員の職階制に関する法律附則第三項

六 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四條第二項

七 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）本則第三号

八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項及び第四條第一項

九 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五條第四項

十 国の経営する企業に勤務する職員の給する等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第三條第二項、第六條第二項及び第七條第一項第三号

十一 国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十八号）第二條第一項及び第二條第二項

十二 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百四十七号）附則第二項

十三 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二條第一項第五号

十四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十二條第二項の表

十五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）第一條中地方公務員等共済組合法第百四十二條第二項の表の改正規定

十六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第六條第三項及び第四項

十七 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第五十五條

十八 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第八條、第十六條及び附則第三項

十九 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十一條第三項及び第四項

附則別表第一 専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける
職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

俸給表	旧等級	職務の級
行政職俸給表(一)	8 等級	1 級
	7 等級	2 級
	6 等級	3 級
	5 等級	4 級
		5 級
	4 等級	6 級
	3 等級	7 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
		10 級
行政職俸給表(二)	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
	1 等級	5 級
	特 1 等級	6 級
	7 等級	1 級
	6 等級	2 級
	5 等級	3 級
	4 等級	4 級
税務職俸給表(一) 公安職俸給表(一) 公安職俸給表(二)	3 等級	6 級

海事職俸給表(一)	特 3 等級	7 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	特 1 等級	10 級
	5 等級	11 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	特 1 等級	5 級
海事職俸給表(二)	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	特 1 等級	5 級
	5 等級	6 級
	4 等級	7 級
	3 等級	8 級
	2 等級	9 級
	1 等級	10 級
教育職俸給表(一)	3 等級	1 級
	2 等級	2 級
	1 等級	3 級
	特 1 等級	4 級
	5 等級	5 級
	4 等級	6 級
	3 等級	7 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	特 1 等級	10 級
教育職俸給表(二)	1 等級	3 級

教育職俸給表(四)	特 1 等級	4 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
	1 等級	5 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
研究職俸給表	1 等級	5 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
	1 等級	5 級
医療職俸給表(一)	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	6 等級	1 級
	5 等級	2 級
	4 等級	3 級
	3 等級	4 級
	2 等級	5 級
	1 等級	6 級
医療職俸給表(二)	特 1 等級	8 級
	1 等級	7 級
	2 等級	6 級
	3 等級	5 級
	4 等級	4 級
	5 等級	3 級
	6 等級	2 級
	7 等級	1 級
	8 等級	1 級
	9 等級	1 級

医療職俸給表(白)

医療職俸給表(白)	3 等 級		2 等 級		1 等 級		特 1 等 級	
	2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	

附則別表第二 専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員
員の職務の級への切替表(附則第四項関係)

旧 等 級		職 務 の 級	
8 等 級		1 級	
7 等 級		2 級	
6 等 級		3 級	
5 等 級		4 級	
4 等 級		5 級	
3 等 級		6 級	
2 等 級		7 級	
1 等 級		8 級	

附則別表第三 行政職俸給表(白)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(白)の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸										
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	1	1							1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5

6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	16
17	16	17	17	16	14	16	14	16	17	13	17
18	17	18	18	17	15	17	15	17	18	14	18
19	18	19	19	18	16	18	16	18	19	15	19
20	19	20	20	19	17	19	17	19	20	16	20
21	20	21	21	20	18	20	18	20	21	17	21
22	21	22	22	21	19	21	19	21	22	18	22
23	22	23	23	22	20	22	20	22	23	19	23
24	23	24	24	23	21	23	21	23	24	20	24
25	24	25	25	24	22	24	22	24	25	21	25
26	25	26	26	25	23	25	23	25	26	22	26

ロ 行政職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	2

4	4	4	4	1	2	3
5	5	5	5	2	3	4
6	6	6	6	3	4	5
7	7	7	7	4	5	6
8	8	8	8	5	6	7
9	9	9	9	6	7	8
10	10	10	10	7	8	9
11	11	11	11	8	9	10
12	12	12	12	9	10	11
13	13	13	13	10	11	12
14	14	14	14	11	12	13
15	15	15	15	12	13	14
16	16	16	16	13	14	15
17	17	17	17	14	15	16
18	18	18	18	15	16	17
19	19	19	19	16	17	18
20	20	20	20	17	18	19
21	21	21	21	18	19	20
22	22	22	22	19	20	21
23	23	23	23	20	21	22
24	24	24	24	21	22	23
25	25	25	25	22	23	24
26	26	26	26	23	24	25
27	27	27	27	24	25	26
28	28	28	28	25	26	27

25	23					
26	24					

25	23					
26	24					

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

25	23					
26	24					

25	23					
26	24					

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

公安職俸給表(二)の適用を受ける職員

新号

ト 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員

海事職俸給表(二)の適用を受ける職員

海事職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号牌	新 号 牌					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	1
3	3	3	3	1	1	2
4	4	4	4	1	1	3
5	5	5	5	1	2	4
6	6	6	6	2	3	5
7	7	7	7	3	4	6
8	8	8	8	4	5	7
9	9	9	9	5	6	8
10	10	10	10	6	7	9
11	11	11	11	7	8	10
12	12	12	12	8	9	11
13	13	13	13	9	10	12
14	14	14	14	10	11	13
15	15	15	15	11	12	14
16	16	16	16	12	13	15

17	17	17	17	13	14	16
18	18	18	18	14	15	17
19	19	19	19	15	16	18
20	20	20	20	16	17	19
21	21	21	21	17	18	20
22	22	22	22	18	19	21
23	23	23	23	19	20	22
24	24	24	24	20	21	23
25	25	25	25	20	22	
26	26	26	21			
27	27	27	22			

リ 教育職俸給表(リ)の適用を受ける職員

旧号 俸	新号					俸
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1			
2	2	2	2	1		
3	3	3	3	2	1	
4	4	4	4	3	2	
5	5	5	5	4	3	
6	6	6	6	5	4	
7	7	7	7	6	5	
8	8	8	8	7	6	
9	9	9	9	8	7	
10	10	10	10	9	8	
11	11	11	11	10	9	
12	12	12	12	11	10	
13	13	13	13	12	11	

14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		26	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

※ 教育職俸給表(リ)の適用を受ける職員

旧号 俸	新号				俸
	1 級	2 級	3 級	4 級	
1		1			1
2	1	1	1		2
3	2	2	2	2	3
4	3	3	3	3	4
5	4	4	4	4	5
6	5	5	5	5	6
7	6	6	6	6	7

8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		

35	34	34		
36		35		
37		36		

ル 教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	2	1	2
3	2	3	2	3
4	3	4	3	4
5	4	5	4	5
6	5	6	5	6
7	6	7	6	7
8	7	8	7	8
9	8	9	8	9
10	9	10	9	10
11	10	11	10	11
12	11	12	11	12
13	12	13	12	13
14	13	14	13	14
15	14	15	14	15
16	15	16	15	
17	16	17	16	
18	17	18	17	
19	18	19	18	
20	19	20	19	
21	20	21	20	

22	21	22	21	
23	22	23	22	
24	23	24	23	
25	24	25	24	
26	25	26	25	
27	26	27	26	
28	27	28	27	
29	28	29	28	
30	29	30		
31	30	31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		

ヲ 教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	2	3
4	4	4	4	3	4
5	5	5	5	4	5
6	6	6	6	5	6

7	7	7	7	6	7
8	8	8	8	7	8
9	9	9	9	8	9
10	10	10	10	9	10
11	11	11	11	10	11
12	12	12	12	11	12
13	13	13	13	12	13
14	14	14	14	13	14
15	15	15	15	14	15
16	16	16	16	15	16
17	17	17	17	16	
18	18	18	18	17	
19	19	19	19	18	
20	20	20	20	19	
21	21	21	21	20	
22	22	22	22	21	
23	23	23	23	22	
24	24	24	24	23	
25	25	25	25	24	
26	26	26	26	25	
27	27	27	27	26	
28	28	28	28	27	
29		29			
30		30			
31		31			
32		32			
33		33			

7 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1				
2	2				
3	3				
4	4	1	1	1	1
5	5	2	1	2	2
6	6	3	1	3	3
7	7	4	1	4	4
8	8	5	1	5	5
9	9	6	2	6	6
10	10	7	3	7	7
11	11	8	4	8	8
12	12	9	5	9	9
13	13	10	6	10	10
14	14	11	7	11	11
15	15	12	8	12	12
16	16	13	9	13	13
17	17	14	10	14	14
18	18	15	11	15	15
19	19	16	12	16	16
20	20	17	13	17	17
21	21	18	13	18	18
22	22	19	14	19	19
23	23	20	15	20	20
24	24	21	15	21	21

カ 医療職俸給表(イ)の適用を受ける職員

25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

キ 医療職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1		1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20

旧号俸	新号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	1	2	2	2	2	
3	3	3	1	3	3	3	3	
4	4	4	1	4	4	4	4	
5	5	5	2	5	5	5	5	
6	6	6	3	6	6	6	6	
7	7	7	4	7	7	7	7	
8	8	8	5	8	8	8	8	
9	9	9	6	9	9	9	9	
10	10	10	7	10	10	10	10	
11	11	11	8	11	11	11	11	
12	12	12	9	12	12	12	12	
13	13	13	10	13	13	13	13	
14	14	14	11	14	14	14	14	
15	15	15	12	15	15	15	15	
16	16	16	13	16	16	16	16	
17	17	17	14	17	17			
18	18	18	15	18				
19	19	19	16	19				
20	20	20	17	20				

21	21	21	18			
22	22	22	18			
23	23	23	19			
24	24	24	19			

各 医療職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20

21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	24		
29	29	29				
30		30				

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第四 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(一)の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
	5等級	4等級
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12

13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19	15	19
20	16	20
21	17	21
22	18	22
23	19	23
24	20	24
25	21	25
26	22	26
27	23	27
28	24	28
29	25	29

ロ 専門行政職俸給表の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
	8等級	7等級
2から6まで		1
7		2
8	1	3
9	2	4
10	3	5
11	4	6
12		

ニ 医療職(俸給表ロ)の1級となる職員

旧 等 級	号	俸 等 級	新 号	俸
6	等	級	5	等 級
2				1
3				2
4		1		3
5		2		4
6		3		5
		4		6
		5		7
		6		8
		7		9
		8		10
		9		11
		10		12
		11		13
		12		14
		13		15
		14		16
		15		17
		16		18
		17		19
		18		20
		19		21
		20		22
		21		23
		22		24
		23		25
		24		26
		25		27
		26		28
		27		29

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

13	5	2	7
14			
15	6	3	8
16			
17			
	7	4	9
	8	5	10
	9	6	11
	10	7	12
	11		
	12	8	13
	13		
	14	9	14
	15		
	16	10	15
	17		
	18	11	16
	19		
		12	17
		13	18
		14	19
		15	20
		16	21
		17	22
		18	23
		19	24
		20	25

ハ 研究職(俸給表の1級となる職員

旧 等 級	号	俸 等 級	新 号	俸
5	等	級	4	等 級
2				1

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十年八月七日付けの給与についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び筑波研究学園都市移転手当の額の改定等を行い、並びに人事院の国会及び内閣に対する同日付けの休暇についての勧告にかんがみ、職員の休暇に関する制度を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第二項中「九十六万九千円」を「百二十五万五千円」に改め、同条第三項中「百十九万円」を「百二十五万八千円」に、「六十二万三千円」を「六十五万九千円」に改める。

第四条第二項中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に、「四万四千四百円」を「四万四千二百円」に改める。

第七条の二中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

第九条中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

附則第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「百分の九」を「百分の十」に、「百分の八」を「百分の九」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者についての第三条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「又はその差額の二倍若しくは三倍に相当する額

を加えた額」とあるのは、「若しくはその差額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額又はその差額の三倍に相当する額を超え八倍に相当する額を超えない範囲内の額を加えた額」とする。

別表第一の俸給月額の欄中「一、六三三、〇〇〇円」を「一、七二五、〇〇〇円」に、「一、九〇、〇〇〇円」を「一、二五八、〇〇〇円」に、「一、一三七、〇〇〇円」を「一、二〇二、〇〇〇円」に、「九六九、〇〇〇円」を「一、〇二五、〇〇〇円」に、「九五九、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に、「九四九、〇〇〇円」を「一、〇〇四、〇〇〇円」に、「八四一、〇〇〇円」を「八九〇、〇〇〇円」に、「七四八、〇〇〇円」を「七九一、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「三八三、九〇〇円」を「四〇三、九〇〇円」に、「三五二、四〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「三一八、二〇〇円」を「三三五、一〇〇円」に、「二八五、一〇〇円」を「三〇〇、二〇〇円」に、「二五五、〇〇〇円」を「二六八、五〇〇円」に、「二三七、五〇〇円」を「二三九、六〇〇円」に、「二〇五、五〇〇円」を「二二六、四〇〇円」に、「一八八、五〇〇円」を「一九八、五〇〇円」に改める。

第二条 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正
(国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
第二条 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和五十七年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「九十五万九千円」を「百一万五千円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第七条の二の改正規定及び附則第三項の改正規定(「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る)は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

3 この法律による改正後の特別職の職員の給与に関する法律又は国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「別表第四及び別表第五（ハを除く。）から別表第八まで」を「別表第五及び別表第六（ハを除く。）から別表第九まで」に改める。

第四条の二の見出しを「（職務の級）」に改め、同条第一項中「別表第四及び別表第五（ハを除く。）から別表第七までに定める職務の等級」を「別表第五及び別表第六（ハを除く。）から別表第八までに定める職務の級」に改め、同条第二項及び第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第五条第一項中「場合の二」を「場合のいずれか」に改め、同項第三号中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第八」を「別表第九」に、「一等級から四等級まで」を「一級から五級まで」に、「別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七まで」を「別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第八まで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合（別表

第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将

補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である職員となつた場合、同表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける

こととなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄から（三）欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうちの他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。）

第五条第一項第五号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第二項中「職務の等級又は階級」を「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に

あつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。次項において同じ。）に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第六条中「別表第八」を「別表第九」に、「陸将、海将及び空将の（一）欄」を「陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の（一）欄」に改める。

第二十五条第二項中「六万百円」を「六万四千九百円」に改める。

第二十八条の三中「傷い、疾病に因り」を「傷病により」に、「俸給の幅の最低号俸」を「最低の俸給月額（当該職員の指定されている階級が陸将、海将又は空将である場合に限り。）又は俸給の幅の最低の号俸（当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄における最低の号俸をいう。）に、「本項」を「この項に」、「但し」を「ただし」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	号 俸	俸給月額
	円	円	円	円	円		円
1	177,700	250,300	281,000	316,900	361,700	1	450,000
2	185,800	259,800	292,800	329,400	376,900	2	496,000
3	194,100	269,400	304,500	342,000	392,100	3	553,000
4	202,700	279,200	316,300	354,700	407,300	4	611,000
5	212,600	289,200	328,300	367,400	422,500	5	659,000
6	221,500	299,300	340,300	380,100	437,700	6	709,600
7	230,600	309,300	352,300	392,700	452,700	7	771,000
8	239,700	319,300	364,200	405,300	467,600	8	831,000
9	248,900	329,300	375,900	417,900	482,300	9	890,000
10	258,200	339,200	387,400	430,000	496,900	10	948,000
11	267,600	349,100	398,400	440,000	508,300	11	1,004,000
12	277,000	358,900	409,200	449,700	515,300		
13	286,600	368,100	418,700	457,700	522,300		
14	296,200	377,300	426,100	465,200	528,600		
15	305,800	384,700	433,300	470,200	533,900		
16	315,400	391,700	438,100				
17	324,900	396,300	442,900				
18	334,100	400,600					
19	342,800	404,900					
20	350,500						
21	357,600						
22	363,600						
23	369,200						
24	374,000						
25	378,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 白衛官俸給表(第四條、第五條、第六條、第二十八條の三關係)

[illegible]

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び附則第十五項のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項の改正規定（これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第五条第一項第四号、第六条及び別表第二中陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に係る部分を除く。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

(職務の級への切替え等)

3 昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級

とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、総理府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日から引き続き在職する職員であつて、同日において別表第二の次の各号に掲げる欄の適用を受けていたものが切替日において適用を受ける新法別表第二の欄は、当該各号に定める欄とする。

一 陸将、海将及び空将の（一）欄 陸将、海将及び空将の欄

二 陸将、海将及び空将の（二）欄 陸将補、海将補及び空将補の（二）欄

三 陸将補、海将補及び空将補の（一）欄 陸将補、海将補及び空将補の（二）欄

四 一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の欄 総理府令で定めるところによる一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄

（俸給の切替え）

5 附則第三項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者が切替日の前日において受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二又は附則別表

第三の新号俸欄に定める号俸による額とする。

6 切替日の前日において別表第二の適用を受けていた職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の新俸給月額は、切替日の前日において当該職員が属していた次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める号俸による額とする。

一 陸将、海将又は空将 新法別表第二の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員にあつては旧号俸と同一の号俸、その他の職員にあつては旧号俸の号数に一を加えた号数の号俸

二 陸将補、海将補又は空将補 新法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄における旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸

三 一等陸佐、一等海佐又は一等空佐 新法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄における旧号俸に対応する附則別表第五の新号俸欄に定める号俸

四 二等陸佐、二等海佐又は二等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸であつた者にあつては、一号俸）

五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

の号俸

六 前各号に掲げる階級以外の階級 当該階級における旧号俸と同一の号俸

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

7 前二項の規定（前項第一号中新法別表第二の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員に係る部分を除く。）により新俸給月額を定められる職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間。以下この項において同じ。）を新俸給月額を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧俸給月額が同日においてその者の属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）における最高の号俸による額であつて新俸給月額が職務の級（自衛官にあつては、階級（当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者

に適用される新法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。における最高の号俸以外の号俸による額となる者については、その者の旧俸給月額を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。 (最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の特給の切替え等)	ていた職員が旧法別表第一の一等級から四等級までの欄若しくは旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(二)欄又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く)から別表第七までの適用を受けることとなる異動及び旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(二)欄の適用を受けていた職員が同表の陸将、海将及び空将の(一)欄の適用を受けることとなる異動を含む)のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び俸給月額並びにこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。ただし、新たに旧法第六条の規定(別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の適用を受けることとなつた職員又は同条の規定による号俸の異動のあつた職員については、この限りでない。	(旧俸給月額等の基礎) 11 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。	の受ける号俸と同一の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄における号俸」とを加え、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級」を「職務の級の」とあるのは「職務の級(自衛官にあつては、階級(当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者に適用される防衛庁職員給与法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。))における」と、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級の」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律による改正前の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く)から別表第七までに定める職務の等級」に、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。
8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通知されることとなる期間は、総理府令で定める。 (切替期間における異動者の職務の級及び俸給月額等)	12 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。 (給与の内払)	13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 (政令への委任)	
9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動(旧法第六条の規定の適用を受け	10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。	14 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第四十七条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。 (国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)	
給月額に異動(旧法第六条の規定の適用を受け	15 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 附則第七項中「定める日」との下に「号俸」とあるのは「号俸(自衛官にあつては、当該職員	15 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 附則第七項中「定める日」との下に「号俸」とあるのは「号俸(自衛官にあつては、当該職員	

附則別表第一 職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

俸給表	旧等級	職務の級
参事官等俸給表	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
	特1等級	5級
	8等級	1級
	7等級	2級
	6等級	3級
	5等級	4級
	4等級	5級
行政職俸給表(イ)	3等級	8級
	2等級	9級
	1等級	10級
	特1等級	11級
	5等級	1級
	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
	2等級	4級
	1等級	5級

教育職俸給表(イ)

3等級	3級
2等級	4級
1等級	5級
特1等級	6級

教育職俸給表(ロ)

3等級	1級
2等級	2級
1等級	3級
特1等級	4級

教育職俸給表(ハ)

5等級	1級
4等級	2級
3等級	3級
2等級	4級
1等級	5級

研究職俸給表

5等級	1級
4等級	2級
3等級	3級
2等級	4級
1等級	5級

医療職俸給表(イ)

4等級	1級
3等級	2級
2等級	3級
1等級	4級

医療職俸給表(ロ)

6等級	1級
5等級	2級
4等級	3級
3等級	4級

2等級	5級
特2等級	6級
1等級	7級
特1等級	8級
4等級	1級
3等級	2級
2等級	3級
1等級	4級
特1等級	5級

附則別表第二 行政職俸給表(イ)、研究職俸給表又は医療職俸給表(ロ)の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 参事官等俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1		1	1	1
2	2	1	2	1	2
3	3	2	3	1	3
4	4	3	4	1	4
5	5	4	5	2	5
6	6	5	6	3	6
7	7	6	7	4	7
8	8	7	8	5	8
9	9	8	9	6	9
10	10	9	10	7	10
11	11	10	11	8	11
12	12	11	12	9	12

13	13	12	13	10	13
14	14	13	14	11	14
15	15	14	15	12	15
16	16	15	16	12	
17	17	16			
18	18	17			
19	19	18			
20	20	19			
21	21				
22	22				

ロ 行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新			号			俸		
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1						1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	2	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14

15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18	18	18	17	15	17	15	17				
19	19	19	18	16	18	16	18				
20		20	19	16	19	17	19				
21		21	20	17	20	18					
22		22	21	17	21	18					
23		23	22	18	22	19					
24		24	23	19							
25			24	19							
26			25	20							

ハ 行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

旧号俸	新			号			俸		
	2級	3級	4級	5級	6級	6級	6級	6級	6級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1	1	1
4	4	4	1	2	2	2	2	2	2
5	5	5	2	3	3	3	3	3	3
6	6	6	3	4	4	4	4	4	4
7	7	7	4	5	5	5	5	5	5
8	8	8	5	6	6	6	6	6	6
9	9	9	6	7	7	7	7	7	7
10	10	10	7	8	8	8	8	8	8
11	11	11	8	9	9	9	9	9	9
12	12	12	9	10	10	10	10	10	10

13	13	13	10	11	12
14	14	14	11	12	13
15	15	15	12	13	14
16	16	16	13	14	15
17	17	17	14	15	16
18	18	18	15	16	17
19	19	19	16	17	18
20	20	20	17	18	19
21	21	21	18	19	20
22	22	22	19	20	21
23	23	23	20	21	22
24	24	24	20	22	23
25	25	25	21	23	
26		26	22		
27		27	22		
28		28	23		

ニ 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新			号			俸		
	1級	2級	3級	4級	5級	5級	5級	5級	5級
1	1	1	1						
2	2	2	2	1					
3	3	3	3	2	1				
4	4	4	4	3	2	1			
5	5	5	5	4	3				
6	6	6	6	5	4				
7	7	7	7	6	5				
8	8	8	8	7	6				

9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11
14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		25	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

ホ 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号 俸	新号				俸
	1 級	2 級	3 級	4 級	
1		1			1
2	1	1	1	1	2

3	2	2	2	2	3
4	3	3	3	3	4
5	4	4	4	4	5
6	5	5	5	5	6
7	6	6	6	6	7
8	7	7	7	7	8
9	8	8	8	8	9
10	9	9	9	9	10
11	10	10	10	10	11
12	11	11	11	11	12
13	12	12	12	12	13
14	13	13	13	13	14
15	14	14	14	14	15
16	15	15	15	15	
17	16	16	16	16	
18	17	17	17	17	
19	18	18	18	18	
20	19	19	19	19	
21	20	20	20	20	
22	21	21	21	21	
23	22	22	22	22	
24	23	23	23	23	
25	24	24	24	24	
26	25	25	25		
27	26	26	26		
28	27	27	27		
29	28	28	28		

30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

ヘ 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号 俸	新号					俸
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1			1
2	2	2	2	1	2	
3	3	3	3	2	3	
4	4	4	4	3	4	
5	5	5	5	4	5	
6	6	6	6	5	6	
7	7	7	7	6	7	
8	8	8	8	7	8	
9	9	9	9	8	9	
10	10	10	10	9	10	
11	11	11	11	10	11	
12	12	12	12	11	12	
13	13	13	13	12	13	
14	14	14	14	13	14	
15	15	15	15	14	15	
16	16	16	16	15	16	

17	17	17	17	17	16	
18	18	18	18	18	17	
19	19	19	19	19	18	
20	20	20	20	20	19	
21	21	21	21	21	20	
22	22	22	22	22	21	
23	23	23	23	23	22	
24	24	24	24	24	23	
25	25	25	25	25	24	
26	26	26	26	26	25	
27	27	27	27	27	26	
28	28	28	28	28	27	
29		29				
30		30				
31		31				
32		32				
33		33				

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号 俸	新号					俸
	2級	3級	4級	5級	6級	
1	1					
2	2					
3	3					
4	4	1	1	1	1	
5	5	2	1	1	2	
6	6	3	1	1	3	
7	7	4	1	1	4	

8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8
12	12	9	5	9
13	13	10	6	10
14	14	11	7	11
15	15	12	8	12
16	16	13	9	13
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	19
23	23	20	15	20
24	24	21	15	21
25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

チ 医療職俸給表の適用を受ける職員

旧号 俸	新号				俸
	1級	2級	3級	4級	
1	1		1	1	
2	1	1	2	2	
3	2	2	3	3	

4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20
21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

リ 医療職俸給表の適用を受ける職員

旧号 俸	新号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	1	2	2	2	2	
3	3	3	1	3	3	3	3	

4	4	4	1	4	4	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16	16	16
17	17	17	14	17	17			
18	18	18	15	18				
19	19	19	16	19				
20	20	20	17	20				
21	21	21	18					
22	22	22	18					
23	23	23	19					
24	24	24	19					

× 医療職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2

3	3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	28	24		
29	29	29	29				

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職俸給表(イ)、研究職俸給表又は医療職俸給表(イ)の1級となる職員の号俸の切替表 (附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(イ)の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
	5等	4等
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18		
19	14	18

20	15	19
21		
22	16	20
23		
24	17	21
25	18	22
26		
27	19	23
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

ロ 研究職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
5 等 級	4 等 級		
2		1	
3		2	
4		3	
5	1	4	
6	2	5	
7	3	6	
8	4	7	
9	5	8	
10	6	9	
11	7	10	

12	8	11
13		
14		
15		
16	9	12
17		
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22
	20	23
	21	24
	22	25
	23	26
	24	27
	25	28
	26	29

ハ 医療職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
6 等 級	5 等 級		
2		1	

3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		
12	8	10
13		
	9	11
	10	12
	11	13
	12	14
	13	15
	14	16
	15	17
	16	18
	17	19
	18	20
	19	21
	20	22

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附則別表第四 切替日の前日における階級が陸将補、海将補又は空将補であつた職員の号俸の切替表（附則第六項関係）

旧 号 俸	新 号 俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9

14	9
15	10
16	10
17	10

附則別表第五 切替日の前日における階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐であつた職員の号俸の切替表（附則第六項関係）

旧 号 俸	新 号 俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1

6	1	2	6
7	2	3	7
8	3	4	8
9	4	5	9
10	5	6	10
11	6	7	11
12	7	8	12
13	8	9	13
14	9	10	14
15	10	11	15
16	11	12	16
17	12	13	17
18	12	13	18
19	12	14	19
20	12	14	20

理由 一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の特給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第一号中正誤

段行誤 正
九一五 内需拡大

同 第三号中正誤

段行誤 正
二 貴重な問題
三 修繕改築
三 自後の
内閣・社会労働・商工・運輸・建設連合審査
会議録第一号中正誤

段行誤 正
三 命令
三 強化
三 付記する
三 付記する

第一類第一号

内閣委員會議録第六号

昭和六十年十二月十日

昭和六十年十二月十九日印刷

昭和六十年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局